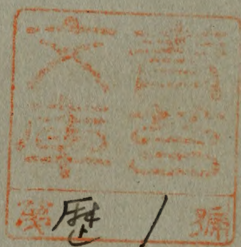
DS
851
A2M376
v.6

Matsuoka, Shizuo
Kiki ronkyu kamiyo hen

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



冊之 6

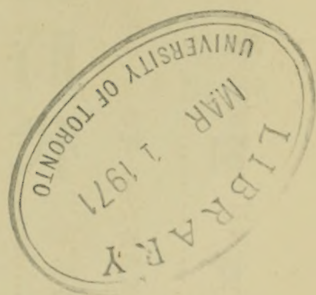
松岡靜雄著

紀記論究
神代篇

高千穗時代

東京
株式會社
同文館

DS
851
A2M376
v. 6



目次

頁

（目次了）

凡例

一、本論究に關し私の執つた態度及方法は第一卷及第二卷の序說に詳述した通りである。從つて在來の註釋書に拘泥する必要はないのであるが、誤釋中或る程度まで通說となつて居るものは、世の惑を解く爲に之を辯駁した。

二、日本紀及古事記を併稱する場合には略して記紀といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

三、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判明することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔

な讀下しをつけた。

四、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

五、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各々多少の相違があり、同一書に於ても必しも常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ（迦具土、軻遇突智）、スサノヲ（須佐之男、素戔嗚）、ワニ（和邇、和珥）の如く、片假名を以て表示することにした。

六、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀（紀）　古事記（記）

先代舊事本紀（舊事紀）又は（舊）　古語拾遺（拾）

諸國風土記（風）　延喜式（式）

釋日本紀（釋紀）　同書所引私記（私記）

日本書紀口訣〔口訣〕　　日本書紀通證〔通證〕

日本書紀通釋〔通釋〕　　髻華山蔭〔山蔭〕

稜威道別〔道別〕　　古事記傳〔記傳〕

日本書紀傳〔紀傳〕

七、卷末に紀記の關係原文を抄錄して參照に便にし、且記事の索引を添へた。

紀記論究 神代篇卷之六

高千穗時代

序説

高千穗の語義――事實傳說と民譚との結合――帝紀と諸氏族の所傳

本卷に於て論究せんとするのは、天孫瓊々杵尊の日向襲之高千穗峯降臨から、神武天皇の高千穗宮御出發に至るまでゞ、ヒコホホデミの命の御舍（ミアラカ）も高千穗宮と稱し、御陵は其高千穗山の西にありとあるから〔記〕、便宜上此期間を高千穗時代とよび、之に關する物語を高千穗傳說と稱へることにしたが、次章以下に論ずる

やうに、タカチホは一地點の固有名詞ではなく、峯(山)にも宮にも冠して居る所を見ると、本初は尋常の修飾語であつたとせねばならぬ。日向風土記に高千穗を後人がチホ(智鋪)と改號したとあるから、此稱呼がタカとチホとの二語分子より成るものなることは明白で、タカは字の如く高を意味し、チホは靈秀の義で、瑞靈高峻の謂であらう。——此チ(靈)の用法はチハヤ(靈捷)と同例である(第五卷四二頁)。之を宮殿の修飾語として用ひたのは、於二高天原一氷木高知といふと趣意を同うし(第四卷一四八頁以下)、在來の室作り(第二卷四〇頁)に比べると、高天原式建築は虚空を摩する概があつたからで、彦火火出見尊の御陵所在地を高屋と稱するのも〔紀〕、高千穗宮と同義から出たのである。

然るに從來タカチホを以て一地點の固有名詞なりと臆斷し、且天降といふ文飾的表現を字の通り解して、天上から降下せられたのであるから、其到着地は平地よりも一段高い山峰の巓頂ならざる可からずと考へ、之を物色した結果、早くは

日向風土記にも上記智鋪郷、卽ち日向國臼杵郡の高千穗二上峯なりとする說をあげた外に、贈於郡高茅穗槵生峯とも記され、後者は郡名から推して霧島山をいふものと說かれて居り、近年喜田貞吉博士によつて、豐後國祖母山及久住山が天孫降臨の遺跡であると提唱せられた（歷史地理二十九卷四號）。その外高千穗宮の所在についても今の宮崎神宮附近なりとする說があるが、いか程强辯しても此等の地點から、わざわざ薩摩の吾田に進出せられたとは考へられぬことである。此問題が解決しなかつた爲に、ニニギの命の日向出現は神靈の行動を意味し、現世の事實談ではあるまいと論ずるものもあらはれ、我皇室の歷史に暗い影を殘したのであるが、タカチホといふ語が固有名詞でないとすれば、御歷代の由緣の地が隨所此名を以て呼ばれたのは、敢て怪しむに足らぬことで、こゝに高千穗傳說の眞相が釋然として了解せられるのである。

傳說の種は勿論御歷代皇宮の地方卽ち九州南東部に於て發生したのであるが、

大和言葉を以て語り繼がれるやうになつたのは橿原奠都以後のことで、傳誦の間に幾多の潤色修補が加はり、區々の異說を生じた。例へば山幸海幸傳說の如きは紀には本文の外に四書の傳を列擧して居るが、後章に於て論證するやうに、一として史實談又は其に近いと認められるものはなく、いづれも比較的後代に脚色せられた同じ物語の筋が、傳誦者によつて色々にいひかへられたものである。此やうに興味本位に改造せられた爲に、今日では原說の本旨を檢出することが不可能のやうに見えるが、我々の分拆し得た所では、荒唐無稽に近い巷談の中に、尙若干の嚴然たる史實が含まれて居るのである。恐らくは本初は皇室及諸右族の間に一層詳しい系譜及事蹟が語りつがれ、其外高天原及日向傳說の斷片が數多く傳へられて居たのであらうが、――第二卷に揭げた神傳說及第三卷所載の高天原傳說の骨子の如きも其一部分と思はれる――大和人の興味を惹くに足らぬものは年を追うて忘却せられ、口碑に殘つたものも記憶に便なるやうに、一續きの物語とし

て傳へられるやうになつたのであらう。

其結果、本來挿話的分子と見なすべき民譚巷說が却つて主體となり、骨子たる事實傳說は其間に織り込まれて辛うじて髣髴し得るに過ぎぬのであるが、幸にも傳誦者は決して朝廷の語部のみではなく、各名族の間に於て其の家傳を、若干語りひがめながらも、繼承することを怠らなかつたので、之を比較し彼此相補ふことによつて、原說に還元することが出來ぬまでも、朧氣ながら事實の筋を辿ることが可能であるのである。一例を擧ぐれば木花之開耶姬に關する物語は、ニニギの命がヤマヅミ(山住)族の貴女を娶してホデミの命を設けられたといふ史實に左記の事項が結び付られたものゝやうである。

(一) 生者必滅の因に關する觀念

(二) 產屋燒却の古習

(三) 助產及育兒に關する習俗

（四）愛人の無情を怨む古歌一篇

然るに此女性を、吾田の隼人族の女で同じく天孫の寵幸を得た鹿葦津姫と混同して潤色した結果、事實談としては餘りに不合理と感ぜられるやうになり、之に關聯して說かれた二柱の御子の相續爭は、次の二つの民譚と結びつけられた爲、一層複雜なものになつた。

（一）山幸海幸傳說

（三）海宮遊行傳說

（一）は第四章に詳述するやうに、南方種族の間に弘通した民譚であつたらしく、（二）は浦島傳說に面形を留めて居るが如く、上代人の詩想から生まれた藝術的描寫と思はれる。されば此中から檢出し得られる史實は、彥火々出見尊がワダツミ（海住）族の女を娶り、其氏族の後援によつて吾田の隼人を征服し、霸權を掌握せられたといふことに過ぎぬのであるが、系紀家傳とは性質を異にし、夙に戲曲と

して脚色せられ、民衆の間に普及したものゝやうで、從つて話の筋を同うしても細目については區々の異傳があつたことは怪しむに足らぬ。加ふるに少からぬ挿話的附說があるのであるから、之を分折解剖することは、第一卷序說にも詳論した通り、古傳說を論究せんが爲には絕對必要で、若し之を許すべからずとして、文獻に殘された儘に受入れねばならぬとすれば、古傳說は殆ど全部神怪不可測の漫談で、吾人の文化史料としての價値がなくなるのである。

御祖先の系譜及事蹟に關しては、縱ひ簡略であつても、皇室の傳承が存しなかつた筈はないから、前二卷の出雲傳說及國讓物語とは異り、高千穗時代以降の記事は日本紀の編者もまた之を主として、諸家の異傳を參酌して記述したものと見ねばならぬ。其形跡の顯著なのは天孫降臨に關する一段である。次章に詳述するやうに、之に關する紀の本文の記事は一書(一)(二)(四)及古事記に比し遙に簡單で、將來の神器及供奉者には言及して居らぬのは、編者が之を以て正傳として、

神器を認めなかつたわけでも、部衆を引率せずして單身天降せられたと信じたのでもなく、所謂帝紀に屬する傳承なるが故に之を正文とし、諸家の所傳を并擧して其缺を補うたものと了解せざるを得ぬ。其故に國讓物語については前卷(第一四〇頁)に論じたやうに、出雲諸氏の所說と、中臣氏の家傳とを折衷した形跡が顯著であるにも拘はらず、此一段に於ては何等斧鑿を加へず、ウキシマリタヒラニタタシ、ヒタヲカラクニマギトホリの如き古言を訓註を加へて存置して居るのである。恐らくは其も亦原說ではなく、傳誦の間に漸次辭句を減じて、帝紀が記錄せられたころには、此形になつて居たのであらう。名門の家傳も之と同樣に、自族の光榮を語る部分はよく保存せられ、或は誇張を加へて敷衍せられたが、密接の關係のない部分は漸次脫落し、全體としての話の筋には缺陷が多く、相互一致しなかつたので、古事記の作者は諸說を參酌し、巧に之を按排して一つゞきの長物語を組上げたのであるが、第一卷序說(一二頁以下)に詳論したやうに、其取捨選擇

には時人をして推服せしむるに至らぬものがあつたので、國史は之を採用せず、帝紀を本文とし、他の異傳を併錄したものゝやうである。

紀に列擧した本文以外の諸一書中、天降に關する記事を有するものは四種であるが、一書(六)は辭句には多少の相違があり、繁閑の差はあるけれども、此一段に關する限り本文の所說を摘記したものゝやうであるから、全然異傳と認むべきは一書(一)(二)(四)のみで、本文との相違の要點を摘記すれば次の通りである。

一書一。　三種の神器、五部神、天照大神の神勅をあげた外に、猿田彦の出現及之と天鈿女(ウズメ)との交涉を記述して居る。

一書二。　寶鏡授與並に天照大神及高皇產靈尊の神勅をあげ、天兒屋命及太玉命を主として、兩至上神から奉齋奉仕の命を受けたかのやうに說いて居る。

一書四。　大伴連の祖天忍日命及來目部の遠祖天櫛津大來目が天孫に供奉したことを叙述して居る。

右の中一書(二)が中臣氏の家傳であつたと認められることは前卷(第一四〇頁以下)に詳論した通りであるが、此一段は、大體忌部氏の家傳とも一致したやうで、古語拾遺にも「宜下太玉命率二諸部神一供二奉其職一如中天上儀上」といふ一句を加へただけで、ほゞ同一内容の記事を收錄して居るのである。之によつて類推すると、一書(四)が大伴氏の家傳なることは疑なく、他の一書(一)は猨女氏の所說で、古事記が特に之を重んじたのは、誦習者稗田阿禮が其族人であつたからであらう(第三卷二三三頁)。從つて此等の異傳が各自の祖先を發揚するに努めた形跡は顯著であるが、必ずしも虛構を敢てしたのではなく、多少の事實に基いたものであることは、內容によつて明白である。さりながら其眞實性の程度は必しも一樣ではないから、雜然之を取合はせて說くことは決して當を得たものではなく、各事項每に周到なる批判を加へ、其結果によつて史實と巷談とを區別し、揷話的分子を除いて本旨を求めねばならぬ。本卷第一章は此見地にもとづき、古事記の所說に盲從

することなく、紀の本文を經とし、諸異傳を參酌して修補を加へつゝ叙述することにした。

木花之開耶姫（鹿葦津姫）娉娶以後の事蹟に關しては、帝紀にも確說がなかつたと見え、紀本文は大部分民間傳承に從うたものゝやうであるが、尙御三代の陵墓の地に關しては、一書のいづれにも見えず、記には僅に日子穗々手見命のものを擧げて居るのみなるに拘はらず、漏なく收錄した所を見ると、舊記又は傳承の徵すべきものが存したとせねばならぬ。彥波瀲武尊の御子に關しては、區々の異說はあるが、皇室の御系譜として傳へられたものなることは言ふまでもない。

第一章　天孫降臨

紀の本文――ソラの國――神寶――五伴緒――靈神――軍將――發程――到着地――巡行宮居

天孫降臨に關する紀本文の所說は、次の如く極めて簡潔に叙せられて居る。

于レ時高皇產靈尊、以二眞床追衾一覆二於皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊一使レ降之、皇孫乃離二天磐座一、且排二分天八重雲一、稜威之道別道別而、天二降於日向襲之高千穗峯一矣』既而皇孫遊行之狀也者、則自二槵日二上天浮橋一立二於浮渚在平處一而、膂宍之空國自二頓丘一覓レ國行去、到二於吾田長屋笠狹之碕一矣、其地有二一人一自號二事勝國勝長狹一、皇孫問曰國在耶以不、對曰、此焉有レ國、請任レ意遊之、故皇孫就而留住

姑く他の諸傳を離れて、此文のみについていへば、明に前後二段より成り、前段は日向の襲の高千穗峯に天降あらせられたことをいひ、後段は國覓して吾田の長屋の笠狹の碕に留住せられた事を叙したもので、極めてよく要領を得て居るが、序說にも論じたやうに、之を以て皇室傳承の原形と斷定するのは早計で、本初は今少し詳しく語り繼がれたのが、年を逐うて散逸し、此だけが帝紀に殘つたものとせねばならぬ。遠く鄕國を離れて未知の地に移住せられたとすれば、征旅の裝も尋常ではなかつた筈で、少くとも若干の部衆が供奉陪從したものとすべく、之に關しては紀一書(一)(二)に次の如き記事があるから、先づ之を論究して後、發程に移るのが順序であると信ずる。

〔紀一書一〕　時天照大神勅曰、若然者方當㆑降㆓吾兒㆒矣、且將㆑降間、皇孫已生、號曰㆓天津彥彥火瓊瓊杵尊㆒、時有㆑奏曰、欲㆘以㆓此皇孫㆒代降㆖、故天照大神乃賜㆓天津彥彥火瓊瓊杵尊㆓八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劒三種寶物㆒又以㆓中臣上祖天兒

屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神一、使二配侍一焉、因勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也、宜二爾皇孫就而治一焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣

〔同 二〕 高皇產靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬(ヒモロギ)及天津磐境(イハサカ)一當下爲二吾孫一奉齋上矣、汝天兒屋命太玉命宜下持二天津神籬一降二於葦原中國一亦爲二吾孫一奉上レ齋焉、乃使二二神一陪二從天忍穗耳尊一以降之、是時天照大神、手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一善爲二防護一、又勅曰、以二吾高天原所レ御(キコシメス)齋庭之穗一、亦當レ御(アヘマツレ)二於吾兒一、則以二高皇產靈尊之女、號萬幡姬一、配二天忍穗耳尊一爲レ妃降之、故時居二於虛天(ソラ)一而生レ兒、號二天津彥火瓊瓊杵尊一、因欲下以二此皇孫一代レ親而降上、故以二天兒屋命、太玉命及諸部神等一悉皆相授、且服御之物一依レ前授、然後天忍穗耳尊復還二於天一

姑く他の諸傳を離れて、此文のみについていへば、明に前後二段より成り、前段は日向の襲の高千穂峯に天降あらせられたことをいひ、後段は國覓して吾田の長屋の笠狹の碕に留住せられた事を叙したもので、極めてよく要領を得て居るが、序說にも論じたやうに、之を以て皇室傳承の原形と斷定するのは早計で、本初は今少し詳しく語り繼がれたのが、年を追うて散逸し、此だけが帝紀に殘つたものとせねばならぬ。遠く鄕國を離れて未知の地に移住せられたとすれば、征旅の裝も尋常ではなかつた筈で、少くとも若干の部衆が供奉陪從したものとすべく、之に關しては紀一書(一)(二)に次の如き記事があるから、先づ之を論究して後、發程に移るのが順序であると信ずる。

〔紀一書一〕　時天照大神勅曰、若然者方當レ降二吾兒一矣、且將レ降間、皇孫已生、號曰二天津彥彥火瓊瓊杵尊一、時有レ奏曰、欲下以二此皇孫一代降上、故天照大神乃賜二天津彥彥火瓊瓊杵尊二八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劒三種寶物一、又以二中臣上祖天兒

屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命
凡五部神一、使ニ配侍一焉、因勅ニ皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可レ王之
地也、宜ニ爾皇孫就而治一焉、行矣、寶祚之隆當下與ニ天壤一無上レ窮者矣

〔同　二〕　高皇産靈尊因勅曰、吾則起ニ樹天津神籬(ヒモロギ)及天津磐境(イハサカ)一當下爲ニ吾孫一奉上レ齋
矣、汝天兒屋命太玉命宜下持ニ天津神籬一降ニ於葦原中國一亦爲ニ吾孫一奉上レ齋焉、乃
使ニ二神一陪ニ從天忍穂耳尊一以降之、是時天照大神、手持ニ寶鏡一授ニ天忍穂耳尊一
而祝之曰、吾兒視ニ此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲ニ齋鏡一、復勅ニ天
兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍ニ殿內一善爲ニ防護一、又勅曰、以ニ吾高天原所レ御齋(キコシメス)
庭之穂一、亦當レ御(アヘマツレ)ニ於吾兒一、則以ニ高皇産靈尊之女、號萬(ナハ)幡姫一、配ニ天忍穂耳尊一爲レ
妃降之、故時居ニ於虛天(ソラ)一而生レ兒、號ニ天津彦火瓊瓊杵尊一、因欲下以ニ此皇孫一代レ
親而降上、故以ニ天兒屋命、太玉命及諸部神等一悉皆相授、且服御之物一依レ前授、
然後天忍穂耳尊復還ニ於天一

古事記は大體に於て右二說の原文を合併し、且若干修飾を加へたものゝやうで、次の如く敍述して居る。

爾に天照大御神高木神の命以ち、太子(ヒツギノミコ)正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に詔りたまはく、今葦原の中ッ國を平訖(コトムケヲ)へぬと白す故(カラ)に、言依さし賜ひしまにまに、降り坐して知看(シロシメ)せと詔りたまふ。爾(カレ)其太子(ヒツギノミコ)正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答へ白さく、僕(ア)は降りなむ裝束(ヨソホヒ)の間に、子生(ア)れ出(イ)でぬ。天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命と名づく。此子降すべしと白す。此御子は高木神の女萬(ヨロヅ)幡豐秋津師比賣命に御合ひて生みませる子(ミコ)、天火明命、次日子番能邇邇藝命にます。是を以て白すがまにまに、日子番能邇邇藝命に科せて、此豐葦原の水穗國は、汝が知らさむ國と言依さし賜ふ故(カラ)に、命(ミコト)のまにまに天降(アマクダ)るべしと詔りたまひき。……爾に天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命幷せて五伴緖を支加(サシ)へて天降(アマクダ)しき。是に其遠岐斯八尺勾璁、鏡及草那藝

劒、亦常世思金神、手力男神、天石門別神を副へ賜ひて詔りたまひしく、此の鏡は專ら我が御魂として、吾が前を拜くが如く伊都岐奉れ、次に思金神は前の事を取持ちて政を爲せと詔りたまひき。此二柱の神は佐久久斯侶伊須受の宮に拜き祭る。次に登由宇氣神、此は外宮の度相に坐す神者也。次に天石戸別神は亦の名櫛石窻神と謂ひ、亦の名を豐石窻神と謂ふ。此神は御門の神なり。次に手力男神は佐那縣に坐すなり。故其天兒屋命は中臣連等が祖、布刀玉命は忌部首等が祖、天宇受賣命は猨女君等が祖、伊斯許理度賣命は鏡作連等が祖、玉祖命は玉祖連等が祖なり

右の諸傳によれば、本初天降を命ぜられたのは天忍穗耳尊であつたが、準備の間に皇子が誕生せられたから、父神に代つて降臨せられることになつたといふので、紀の本文(及古語拾遺)に直接皇孫ニニギの尊に下命せられたとあると一致せぬが(前卷第一章參照)、大八洲遠征の議が久しい以前から存して居たものとすれば、

その間に受命者の交迭したことは有り得る。さりながら降下の途中虚天に於て皇孫が生誕せられたから、其任を之に引繼いで父神は歸天あらせられたといふ一書(二)の説が、若し後人の改作ではなく、古い傳承の一部分であるとするならば、大なる注意を要することである。種族的移動は概して一擧にして行はれるものではなく、殊に移住地が本郷から遠く離れて居る場合には、中繼地に若干歳月乃至數世代滯留した後、更に行旅をつゞけた實例も少くないことであるから、こゝの虚天も亦高天原から筑紫の日向國に至る途中の一地點をいふものとし、天忍穗耳命は其地に於て歸天(崩御)せられ、御子ニニギの命が代つて豫定計畫を遂行せられたものと了解することも不可能ではない。猨田毘古の出現地も天之八衢とせられ(次章參照)、日向到着前に或る地點を經由せられたことを暗示するものゝやうである。若し然りとすればヒコホホデミの命を虚空津日高(ソラツ)(記)又は虚空彦(ソラツ)(紀)と稱したのも(第四章參照)、單に天津日高(天津彦)より一段位の低い貴人をいふのでは

なく、御父がソラといふ國の御出生なるが故に、前住民が其御一門をソラ家とよび、其公子をソラツ彥(日高)と稱へたのであるかも知れぬ。八重山列島の石垣及與那國にも祖納(ソナ)といふ地があるから、――今ではソナイ又はソナフというて居るやうであるが、イ、ウは音便の爲に添へられたので、原語はソナではあるまいか。ナとラとは相通音である――必しも此をいふものでなくとも、ソラといふ名の地點が存したことは絶無とはいへぬ。記して疑を存する。

此傳によれば、天忍穗耳尊の天降に際し、天照大御神は之に寶鏡を授け、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一と仰せられたとあるが、其は漢譯で、原文は記に引用したやうに「此の鏡は專ら我が御魂として吾が前を拜くが如くいつき奉れ」とあつたのであらう。其意味は鏡を御靈代(ミタマシロ)として授けられたといふことで、當時高天原にも鏡といふものが存したか、若し存在したとすれば何を材料とし、如何なる形のものであつたかは、考古學者の教を乞ふの外はない

が、容姿を寫す爲に用ひる此器が、御形見として最も適はしいものとせられたことは云ふまでもない。同床共殿は記の文との比較によつても明なるが如く、編者の加筆で、崇神紀に其御代まで天皇の大殿(オホミアラカ)に奉齋したが、神靈の威を畏み、倭の笠縫邑に磯堅城(シカタキ)神籬(ヒモロギ)を建てゝ奉遷したとあるによるものであらねばならぬ。天皇が齋主を兼ねられた時代には、其大御舍(ミアラカ)は即ち神殿であつたのであるが、政務御多端となるに從ひ、懈怠を生ずることを顧慮せられて、皇女豐鍬入姫命を御名代として、別に祭場を設けて奉齋せられたといふのは紛れもない事實である。さりながら倭大國魂神も其時まで宮殿內に並祭せられて居たとある所を見ると(紀)、同床共殿は必しも皇祖神の御思召によるものではなかつたのであらう。

　鏡は代表として舉げられたのであるが、天孫が將來せられた紀念品は決して其のみではなかつたので、此一書(一)にも天忍穗耳尊が御子を代任せられる時に、服御之物一依レ前授とあるので、服御之物は今の言葉に直せば、隨身諸品といふは

どの意味であり、其中には服飾器仗珍寶等も含まれて居たものと思はれる。他の一書(一)には之を八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒とし、古事記も之に從うて居るが、古語拾遺には

卽以二八咫鏡及草薙劒二種神寶一授二賜皇孫一永爲二天璽一所謂神璽劒鏡是也矛、玉自從

とある。右によれば寶鏡一面とする說(紀一書二)の外に、劒鏡二種又は玉劒鏡三種とする傳が並立し、神器授與といふ事實に頗る疑義があつたものゝやうに見えるが、——舊事本紀(三)には八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劒三種寶物永爲二天璽一矛玉自從矣とあるが、此は紀一書(一)と古語拾遺との所說を折衷したものゝやうであるから論ずるに足らぬ——上述の如く此等はいづれも代表的のものだけを舉げたので、決して此以外の品物は存在しなかつたといふのではないから、古語拾遺にも矛玉自從と附記せられて居り、神武紀に天皇が天表(アマツシルシ)として、天羽羽矢一隻及

步靱を長髓彥に示されたとあるのも亦、ニニギの尊が高天原から將來せられた神物なることを意味するのである。されば神寳又は身分證明たるべき品物若干を將來せられたのは疑のない事實で、其中或る時代まで殘存し、若くは世に知られて居た代表的のものは、左記の六種であつたと解釋すべきである。

寳鏡（紀一書二）――八咫鏡（同一）（記）（拾）。　ヤタの鏡の語義は第三卷（一二四頁）に述べた通りである。

八坂瓊曲玉（紀一書一）――八尺勾璁（記）――玉（拾）。　ヤサカ、ヤサカニ及曲玉（勾璁）の語義は第三卷（一二〇頁）に詳である。

草薙劒（紀一書一）（記）（拾）。　此劒を皇祖神の御物とすることには疑があり、若し天孫に神劒を授けられた事實が存したとすれば、其は叢雲劒といふ全然別個のものではなかつたかと思はれることは、第四卷（三八頁以下）に詳論した通りである。

天羽羽矢〔神武紀〕。　羽箭をいふ（第五卷五六頁）。

歩靫〔神武紀〕。　靫即ち箭筒の一種で、カチは美稱である（第五卷一九一頁）。

矛〔拾〕。　いかなる型種のものか說明せられて居らぬが、單にホコといへば木製の長い杖と了解せられる（第二卷二九頁）。

右の外にも種々の品物が將來せられたのであらうが、服裝具の如きは、羽羽矢以下三種と同樣に、久しからずして腐蝕し、原形を留めなくなるものであるから、或時代に於ては劍鏡玉の三種のみが殘り、更に玉が散逸して、劍鏡二種のみとなつたのは怪しむに足らぬことである。されば國史の踐祚の記事にも鏡劍璽符〔繼體紀〕、劍鏡〔宣化紀〕、神璽劍鏡〔持統紀〕とあり、神祇令には凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍とあるので、之に天子の玉璽を加へて、更に三種の神器と稱へるやうになつたが、御璽が八坂瓊曲玉（八尺勾璁）にあらざることは云ふまでもない。璽にマガタマの義はなく、勾玉はシルシ（璽）に用ひるものでないこ

とは、說文及語學上明白であるのに、歷史家中には往々神璽即八坂瓊曲玉なりと主張するものがあり〔國史大辭典〕、爲に世人に疑惑を抱かせ、神器の尊嚴を冒瀆するやうな口吻をすら、有識者の口から聞くやうになつたのは悲しむべきことである。神器は古物なるが故に貴重なのではなく、君位の象徵であるから崇敬せられるので、縱ひ其實質が變り、或は幾回も模造せられたものであつたとしても、其尊嚴には少しも變りはないのである。

古事記には其遠岐斯八尺勾璁鏡及草薙劍とあり、ヲグといふ語は紀に招禱又は招の字の訓に用ひてあるので、宣長は石屋隱りの際、天照大御神を招き出しまゐらせるに用ひた玉と鏡とをいふと說いたが、假に石屋傳說が史實で、且皇祖神が其時の幣物を御自身の所有として襲藏せられたとしても、大御神を誘ひ出す用に供せられたのは鏡のみで、玉は白丹寸手、青丹寸手と共に御幣に取つけた儘であつたのであるから、ヲギシ(招)といふ語を以て修飾せられる理由がないのみなら

ず、此文に於てはヲギシといふ語は草薙劒までかゝるものとせねばならぬから、愈〻以て招の義と解することは出來ぬ。案ずるにヲギはヲ(惜シの語幹)に活用語尾キを連ねたもので、愛惜の意から希求の義に轉じ、招の訓にも用ひられるやうになつたのであるが、此は原義により皇祖神が大切にせられた玉鏡劒を賜はつたといふ意味に解すべきである。此三品中最も重要視せられたのは、如實の御形見たる鏡であるから、上揭のやうに特に之に關する神勅があつたと傳へられ、思金神と共に拜「祭佐久久斯侶伊須受能宮」とあるのである。サククシロは割串の意で(ロは接尾語)、枕詞としてイ(射)にかゝり、イスズの宮は伊勢國五十鈴の大神宮を意味すること云ふまでもない。――思金神については後に述べる。

　此遠征が假に文字通りの天降であつたとしても、單身で行はれた筈はないから少くとも若干の供奉員が隨伴したものとせねばならず、多數の部衆を引率せられた形跡が顯著であるにも拘はらず、紀の本文には上揭の如く之に言及して居らぬ

が、其故を以て正傳にあらずとすることは出來ぬ。諸冊二尊の天降についても第二卷(二二三頁以下)に論じたやうに、隨從者の有無は明示せられて居らず、建國後に於てすら初期の征戰には、主將たるものゝ名のみを擧げて居る所を見ると、部下の氏名員數等を詳述することは、寧ろ上代話術としては異例に屬したのではあるまいか。前卷に述べた普都大神の巡行にも部衆を引率したとは言明せられず、作り話ではあるが、出雲征討に於ても軍旅のことは默殺せられて居るのである。さりながら隨從員の後裔中に當該事件に關する傳承が存したとすれば、其祖先の名を顯はすことを忘らなかつた筈で、往々若干の誇張を以て語り繼がれたのは當然のことである、紀一書(一)(二)の傳に陪從者の名が示されて居るのは、此事情に基くのであるが、其叙述を以て盡く信を置くに足るものと見ることは出來ず、諸傳も亦決して一致して居らぬのである。

中臣氏の家傳と思はれる紀一書(二)は、其祖神天兒屋命と、之に對立した太玉

命との名を擧げて居るが、兩神が附託を受けた事項は、天津神籬を持ち降つて天孫の爲に奉齋することの外に、宮殿內に常侍して防護に任じ、且大御饗に奉仕することの三箇條で、第一項は高皇產靈尊の命により、後の二項は天照大御神の勅命とせられて居る。孰れも上代に於ける兩氏の職掌であつたことは疑がないが、命令が二途に出たことも奇とすべきであり、天照大神は吾兒に奉仕せよと仰せられ、高皇產靈尊の勅命には吾孫の爲にとあるのも矛盾である。此書に於ては天降を命ぜられたのは天忍穗耳尊で、虛天に於て御子が生誕あらせられたから、御父の代りに降臨せしめ、天兒屋命、太玉命及諸部神等を悉く之に授けられたと說かれて居るのに、其に先ちて高皇產靈尊が爲二吾孫一奉レ齋矣というた筈はなく、又天忍穗耳尊は此神の孫でも子でもない。されば如何やうに牽强しても、天忍穗耳尊の代りに外孫にあたる瓊々杵尊が天降せられることを逆睹して、右の如き詔命を發したと了解することが出來ぬと同時に、之を誤寫と見て「吾孫」を「吾兒」又は他

の語と取かへることも不可能である。其故に宣長は此一節を前段大物主神祭祀に係るものとしたが〔記傳一五〕、乃使二一神一云々とつづけてある所を見ても、天降章下に屬することは明で、古語拾遺には之を天照大神及高皇産靈尊の勅として、寶鏡授與の後に次の如く叙して居る。

即勅曰、吾兒視二此寶鏡一當下猶レ視レ吾、與同レ牀共レ殿以爲中齋鏡上、仍以二天兒屋命太玉命天鈿女命一使二配侍一焉、因又勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一當下爲二吾孫一奉上齋矣、汝天兒屋命、太玉命二神宜下持二天津神籬一降二於葦原中國一亦爲二吾孫一奉上齋焉、惟爾二神共侍二殿内一能爲二防衞一、宜以二吾高天原所レ御齋庭之穗一亦當レ御二於吾兒一矣、宜下太玉命率二諸部神一供二奉其職一如中天上儀上、仍令二諸神與陪從一

此書に於ては天降の命を受けたものを皇孫（ニニギの尊）として居るので、一通り筋が聞えるやうであるが、こゝにも寶鏡に關する語に吾兒とあるのは矛盾で、且

天兒屋命と太玉命との任務に齋鏡配侍といふ一項が加はつて居るのも重複の嫌があるのみならず、天鈿女命が之に參加したとあるのは理由のない事であるから、後日の改修とせざるを得ぬ。いづれにしても中臣又は忌部氏の傳を其まゝ受入れることは困難であるから、恐らくは神籬將來は全然別個の傳說であつたのを、後日縫合したので、之が爲に却つて破綻を生じたのであらう。

神籬(ヒモロギ)及磐境(イハサカ)は前卷序說(第一四頁)に詳論したやうに、ユニハ(祭庭)の標識であるが、之を建設するのは本來高天原の祭神習俗で、此國土に於ては之を模倣したのであるから、其起原を說明する爲に、天兒屋命と太玉命とが神勅によつて天津神籬卽ち高天原のヒモロギの一部分を將來したといふ一說が案出せられたのであらう。從來神籬といふ文字によつて神木の意と速斷して居たのであるが、之をヒモロギと訓むべしとすれば、神城の謂であるから、其土石の一片を移して新開拓地に新に磐境又は神籬を建立する習慣のあつたことをいふのであらう。ポリネシア

に於ても移住者がマラエ(社)の石を帶同して新にマラエを起したといふ口碑が少くはない。

天照大御神の神勅中に、以二吾高天原所レ御齋庭之穗一亦當レ御二於吾兒一とあるのは、天神壽詞にも表明せられたやうに、中臣氏が大嘗に奉仕することの起原を說いたもので、穗は舊訓の如くイナホ(稻穗)の意であらうが、當御をマカセマツルと訓したのは理由のないことであるから、宣長及守部はキコシメサシムベシと改訓した。思ふに此は明に齋庭之穗——天神壽詞には由庭乃瑞穗とある——卽ち大嘗供饌をいふのであるから、アヘマツレと稱へたのを、當御の二字を以て譯出したのであらう。これも亦此一書が中臣氏から出たことの一證である。

此傳に於ては右の如く天兒屋命及太玉命を主にして說いて居るのであるが、供奉者は勿論二神のみではなかつた筈であるから、ニニギの尊代遣の條下には二神及諸部神等とあり、古語拾遺には上揭の如く鈿女命を加へた外に、宜下太玉命率二

諸部神一供二奉其職一如中天上儀上といふ一句を補うて、忌部氏の爲に氣を吐いて居るのである。

此等の傳承とは全く系統を異にする紀一書(一)には、天兒屋命及太玉命のみに重きを置くことなく、五部神卽ち中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命を同等に取扱ひ、彦火瓊々杵尊に配侍せしめたとあるのであるが、次章に論述するやうに、特に鈿女命と猿田彦との交渉を詳記した所を見ると、之を猿女君氏の傳承と見ることは決して不當ではあるまい(第一〇頁參照)。其氏人なる稗田阿禮が主として此書の原文に據つたのは敢て怪しむに足らぬのであるが、古事記が國史として採用せられなかつたのは、此やうな偏頗が存したことも一因であつたのではあるまいか。五部神は記にはイツトモノヲ(五伴緒)とあり、トモは部族を意味し、ヲは長(ヲサ)の義であるから、各自其配下を率ゐて供奉したことを暗示して居るのであるが、紀の筆者が之を五部神

と漢譯した爲に、全然含蓄を異にするやうになつたのは遺憾である。

五伴緒の名は天石屋傳説にも列擧せられて居るから、之を事實とすれば三代に歴仕したことになり、いづれも極めて長壽であつたとせねばならぬが、第三卷第四章に語義上から論究したやうに、石屋傳説は皇祖神の御事蹟に託して大祓の行事を説明したもので、地名及人名は大和人の耳に親しいものを假りて用ひたのであるから(同卷一〇三、一〇四、一一六頁)、五伴緒も亦ニニギの尊に供奉して天降したとする傳説の方が起原が古いものと見ねばならぬ。名號の意義からいへば、其中には實在を疑はれるものがあり(第三卷一〇八―一一〇頁)、政治經濟生活とは比較的縁の遠い神々が列擧せられて居るのは頗る奇とすべきであるが、其が猿女君氏の傳承であつたとすれば、供奉員の代表として神事關係の五部長を選んだのは寧ろ當然のことで、中臣、忌部、猿女の三氏はいふに及ばず、鏡作と玉作との兩部も、其製作品が神幣として缺くべからざるものであつたから、班中に加へられたもの

と了解すべきで（第三卷二二八頁）、其伴緒即ち部長の本名が詳でないのは、傳誦の間に之を逸したこともあり得べく、或は其業務又は身分によつて呼稱せられたものとも云ひ得る。

古事記は上記の如く大體に於て紀一書（一）の原文によつたのであるが、五伴緒の外に、常世思金神、手力男神及天石門別神をも玉鏡劒と共に副へ賜ふとあるのみならず、登由宇氣神にも關說して居る。出所は不明であるが、異傳を縫ひ合はせたものであることは、文脈が迍々しく、條理が通ぜぬ所を見ても斷言するを憚らぬ。左に各神別に其理由を論ずる。

常世思金神。　第三卷に述べた通り、高ミムスビの神の子とせられて居るが、名の意義からいへば、理想から生まれた非實在神で（同卷第一〇六頁）、こゝにも亦鏡と同列とせられ、此二柱神者拜二祭佐久久斯侶伊須受能宮一とあり、天照大御神の御魂（鏡）の前を取持ちて政（祭事）を取行へと命ぜられたとある所

を見ると、現世の實務に携はるのではないから、必しも實在人に擬せられたのではあるまい。從つて寶鏡と同殿に拜祭せられた事は有り得べきで、神名帳にも伊勢國度會郡大神宮三座相殿坐神二座並大とあるから、五十鈴宮に配祀神のあつたことは事實とせねばならぬが、大神宮儀式帳には相殿二座を坐二左方一稱二天手力男神一靈御形弓、坐二右方一稱二萬幡豐秋津姫命一也、是皇孫之母、靈御形劒坐とあり、倭姫命世記にも左天兒屋命、形弓座、右太玉命、劒座とし、一書曰として儀式帳の說をあげて居るのみで、思金神を配祀するといふ記錄はない。宣長は此神と手力男神との神格を比較して、伊勢の傳承を誤りなりと斷定したが、神宮祠官のうちにも相當の學者があつたのであるから、明に錯誤であるならば、訂正を敢てせぬまでも一說として記註した筈で、要するに相殿二座は、其像代が弓と劒とであるといふことの外は、判明して居なかつた爲、ある時代には其一座を思金神なりとする說も存し、稗田阿禮は其に

據つたのであらう。

手力男神。　第三卷（一一三頁）に述べたやうに、文字を離れてタチカラといふ語義を考察すると、タ（田）とチカラ（靈莖）との二分子より成り、チカラは神宮神嘗祭の祝詞にも懸稅（チカラ）千稅餘（カラマリ）五百稅（カラ）乎如二横山一久置足天の得く用ひられて居るから、稻禾を意味することは明白で、之を掌る男神をタチカラの男神と稱へたものと思はれる。其故に坐二佐那縣一也とあるので、サナはサネ（實）と同じくタネ（種）に通じ、種子を蒔く田をサナダ（狹名田）とも〔紀〕、サナアガタ（佐那縣）とも、約してサナガタ（狹長田）と稱へたのであるから（第三章參照）、タチカラ男神の緣故の地なることは疑がない。されば此神は後記登由宇氣神勸請前に於ける大御神の御饌津神で、皇祖神の御魂に奉仕する神靈として、寶鏡と共に皇孫にそへられたといふ一說が存したのであらう。之を大神宮の相殿に祭祀したのも決して理由のないことではなく、神名帳に伊勢國多氣郡

佐那神社二座とあるうち一座は此神を祭祀するものゝやうで、紀伊國牟婁郡にある天手力男神社〔式〕は――今熊野神社の境内にある――或は之を勸請したのであるかも知れぬ。天照大御神を天石屋から引出しまゐらせた神とする說も、勿論紀記以前から行はれて居たので、萬葉集にも「石戸破手力もがも」〔第三卷〕など詠まれて居るが、或は手力といふ文字によつて案出せられた後日の說ではあるまいか。天石屋物語の原說には、天石戸開神とあつたと思はれることは次に說く通りである。

天石門別神。　次の條下には亦名謂二櫛石窓神一亦名謂二豐石窓神一、此神者御門之神也とある。櫛石窓神、豐石窓神は、神名帳宮中神三十六座中に、御門巫祭神八座として四面の門に各一座をあげ、御門祭の祝詞には櫛磐牖命、豐磐牖命の神威を讃へ、祈年祭に際しても櫛磐間門命及豐磐間門命に幣帛を賻進せられることが、其祝詞に表明せられて居るから〔式〕、皇宮の四方内外の御門を

守護する神とせられたことは明白で、クシ及トヨは美稱、イハは堅牢を形容し、マトはミト(御門)の音便と思はれる。さりながら其は天孫に供奉して天降した神とは説かれて居らず、又本號を天石戸(門)別と稱へたといふ事も古事記の外には見えぬ。石門別は神名帳によれば大和の高市郡、攝津の嶋下郡、近江の伊香郡、陸奥の白河郡、美作の英多郡、備前の御野郡(二座)等に祭祀せられ、陸奥及備前のものを除いては、孰れも天又は天津を冠稱とし、殊に土左國吾川郡には天石門別安國玉主天神社とあるから、高天原の神とせられたことは疑なく、一般民衆の祭祀を受くべき性質の神祇で、宮門の守護を專任とするものとは考へられぬ。加之土左風土記には土左郡朝倉郷の社に祀る天津羽羽神天石帆別命は天石門別神の子とあり(釋紀所引)、神名帳にも山城國葛野郡に天津石門別稚姫神社大、阿波國名方郡に天石門別八倉比賣神社大及天石門別豐玉比賣神社をあげて居る所を見ると、天石門別といふ名號は實在人にも

與へられ、且女性の冠稱としても用ひることの出來る意味を有したものとせねばならぬ。文字を離れて此語を考察するに、宣長說のやうにワケをカバネ(姓)、イハトを本號と見ることも可能であるかも知れぬが、天神にカバネを添へた例はないから、ワケはアケの音便として、——上代發音法によれば母韻が二つ續く場合には、後續母韻は之を省くか、若くは半母韻に轉呼することを例とする——石門(戶)を開くといふ意と思はれる。三代實錄貞觀七年の紀に、大政大臣東京ノ第无位天石戶開神に從三位を授けられたとある石戶開も、恐らくはイハトワケと稱へたのであらう。石門(戶)は如實の石門とも、或は前人未到の地を關門に況へたものと了解せられるから、荊棘を拓くといふ意味を以て、開拓者に與へた稱號であるかも知れず、又日並皇子尊殯宮之時、柿本人麻呂が詠じた歌に、「天の原石戶を開き神上りあがり座しぬ」とあるやうに〔萬二〕、靈魂の歸天を意味し、高天系の右族が此名を以て祖靈を呼稱

したこともあり得る。さりながら天照大御神が御靈代(ミタマシロ)なる鏡に此神を副へられたといふ傳説があつたとすれば、其は皇祖神の幽居せられた天石屋の戸を開いた神と信ぜられた爲であらねばならぬ。上述のやうに此任に當つたものを手力男神とするのは、文字に捉はれた後世の解釋のやうであるから、原説には恐らくは天石戸(門)開(ワケ)神が之に任じたとせられたのであらう。右の想定が誤つて居らぬとすれば、天石戸別と石窓二神とは全然別神であらねばならぬのに、古事記が之を混同したのは、異傳縫合の餘弊で、古語拾遺によれば、忌部氏には石屋隱りに關し、次のやうな傳承が存したものゝやうである。

爰令下天手力雄神引二啓其扉一遷中座新殿上、則天兒屋命太玉命以二日御綱一廻二懸其殿一、令三大宮賣神侍二於御前一、令三豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守二衞殿門一、是並太玉命之子也

大宮賣以下三神は宮中神三十六座中、御巫及御門巫の奉齋する神で、齋部宿禰廣成は其外に高皇産靈尊以下並に生嶋及坐摩の神達を祭祀する爲に、神武天皇が神籬を建樹せられたと說いて居るけれども〔拾〕、條理にあはぬ點があり、神號の意義からいうても古い祭祀神とは思はれぬものがあるから、祖神を顯揚する爲に、忌部氏に於て右の如き臆說が附加せられたので、是並太玉命の子也といはんが爲であつたと思はれる。稗田阿禮が之を祭せずして、皇祖神の御靈代に思金神外二神をさし副へられたといふ一異傳に、更に忌部氏傳承を結びつけ、石門別の別名として宮門守護の二神をあげたのは妄誕であると云はねばならぬ。

登由宇氣神。　坐二外宮之度相一也とあるから、豐受宮の祭神を意味したことは明白で、字に從うて訓めばトユウケであるが、高天をタカマと稱へ、大穴持をオホナモチと呼ぶやうに、口誦ではトユケと發音したのであらう。延暦儀

式帳にも等由氣と記されて居るのである。いづれにしてもトヨ（豐）と――トユはその音便――ウケ（大食）との二語より成り、主食神を意味するのであるが、其祭祀の起原については儀式帳に次の如く說かれて居る。

天照坐皇大神……大長谷天皇ノ御夢爾誨覺賜久、吾高天原ニ坐弖見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然モ吾一所耳坐波甚苦、加之大御饌毛安不ニ聞食ー坐故爾、丹波國比沼乃眞奈井爾坐我御饌津神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜氐、卽從ニ丹波國ニ令ニ行幸ー弖、度會乃山田原乃下石根爾宮柱太知立、高天原爾比疑高知弖宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕大御饌乎日別供奉

正史には見えぬけれども、此傳說に從へばトユケの大神は雄略朝に丹波の比沼の眞名井から勸請せられたので、神宮建立當時から伊勢に鎭坐したのではないから、天降の時以來御靈代の鏡に配屬して居たとは思はれず、古事記に

も他の三神とは異り、皇孫に副へられたとは明記して居らぬのである。思ふに記の此一節はタチカラの男神の代りに、トユケの大神を御饌津神と定められたことを暗示するもので、本來附說又は註記であつたのを、傳誦又は傳寫中に誤つて本文に取入れたのであらう。此を鎭坐由來の說明を見ることは、前後のつゞき合からいうても餘りに唐突であるから、勿論不可とせねばならぬが、宣長說のやうに、天照大御神が高天原に於て拜祭せられた御食津神なるが故に、其御靈を神鏡にそへて降されたものとし、原傳には三神と同列に連擧せられて居たのを脫落したのであると了解することも困難である。民庶の食物の豐饒を祈る爲に、天照大御神が主食神を祭祀せしめられたことは絕無とはいへぬが、此神は上揭儀式帳に明記せられたやうに、大御神の朝夕の御饌を奉供することを職とするもので、年の豐凶を管掌する神とはせられて居らぬのみならず、靈鏡にそへられたものが離れ離れになつて、雄略朝まで

丹波國に留まつた筈がない。比沼の眞名井は丹後風土記に比治の眞井とあるに當り、天降の八少女の一人が水浴中貪慾な老夫婦の爲に衣裳を奪はれたので上天することが出來ず、之が養女となり、醸酒の法を授けて其家を富ましめたが、後日豐宇賀能賣命として祭られたと說かれて居るから、登由氣神とも豐宇賀能賣命とも呼ばれ、造酒神と了解せられて居たのであらう。後世の編述ではあるが、神名秘書にも酒殿神者、伊弉冊尊子、和久産巣日神子豐宇賀能賣神……丹波國與謝郡比沼山頂有レ井、其名號二麻名井一、此處居神也とあるのであるが、之を記の諸神生成章下の豐宇氣毘賣神(第一卷二三〇頁)と同一神なりとすることについては疑がある。豐宇氣がトユケと發音せられることは上述の通りであるが、此名號は必ずしも或る一柱の神に固有なものではなく、大氣都比賣といふ名の神が四柱もあるやうに、同名異神もあり得る(第三卷二五一頁參照)。ことに和久産巣日神の子なる豐宇氣毘賣は天神ではないから、

寶鏡と共に天孫に副へて降されたと解することは不可能である。
外宮(トツミヤ)の度相(ワタラヒ)は神名帳の度會宮をいふこと勿論であるが、內宮外宮の稱は神名秘書によれば、村上天皇の御宇に始まつたとあり、若し五十鈴宮に對して外宮と稱したものとするならば、度相之外宮とあるべきであるから、——宣長は「反さまに外宮之度相とあるは甚雅(イトミヤビ)たる古語のさまなりけり」というたが、語排列の順序は國語の特色で、昔も今も變りはなく、後世の謠曲俳文などには往々無理に顚倒したものがあるが、古言には其やうな誤りはない——こゝの外宮は原義により、皇宮に對する離宮(トツミヤ)の意を以て五十鈴宮をいひ、其ワタリ(ワタラヒ)卽ち附近に坐すといふことであらう(古語大辭典)。度會といふ地名も本初この意味から生まれたのであらうが、垂仁紀に五十鈴宮を渡遇宮とし、神功紀にも度逢縣とあり、早くから固有名詞化したので、先哲も之に捉はれて此一句を說き得なかつたのである。

上記によれば登由宇氣神は勿論、他の三神も皇祖神の御魂（ミタマ）の陪從であるとしても、天孫の供奉者と見ることは出來ぬから、特に天降章下に擧げる必要はないのであるが、恐らくは寶鏡の緣によつてこゝに附記せられたのであらう。若し然りとせば其原說は大和氏族から出たのではなく、伊勢神宮祠官の所傳とすべきで、之に登由宇氣神を加へ、天石門別神の一名を櫛石窓又は豐石窓神としたのは、縱ひ稗田阿禮の作爲にあらずとするも、後日の修補と見ねばならぬ。天降諸氏の家傳中に之を言及したものゝないのは之が爲で、各自祖先を發揚すれば足れりとして、敢て脚色を弄することをしなかつたのである。

紀一書（四）が上記供奉神を說かず、單に武將のみを擧げたのは、右の心理に基くもので、其武將の後裔卽ち大伴氏の家傳と推斷せざるを得ぬ。同書には次の如く敍述してある。

高皇産靈尊以二眞床覆衾一裹二天津彥國光彥火瓊瓊杵尊一則引二開天磐戶一排二分

天八重雲一以奉レ降之、于レ時大伴連遠祖天忍日命帥ニ來目部遠祖天槵津大來目一、背負ニ天磐靫一臂著ニ稜威高鞆一、手捉ニ天梔弓天羽羽矢一及副ニ持八目鳴鏑一、又帶ニ頭槌劒一而、立ニ天孫之前一遊行降來

此傳に於ては天忍日命の供奉は皇祖神の命によるものとせられて居らぬので、之を天孫の發程の次に序したのである。古事記に在つても同樣に、先づ天降を叙した後、武將隨從の一條を叙して居る。卽ち

故爾に天忍日命天津久米命二人、天之石靫を取負ひ、頭椎之大刀を取佩き、天之波士弓を取持ち、天之眞鹿兒矢を手挾み、御前に立ちて仕へ奉りき。故その天忍日命 此は大伴連等が祖、天津久米命 此は久米直等が祖なり

之を紀の一書(四)の傳と比較するに、多少の繁閑があるのみならず、神將の名を異にして居るのは注意すべきことで、記は大伴氏の家傳の外に、他の異說をも參酌したものと思はれる。一書(四)は上述の如く大伴氏から出たもの丶やうである

から、其祖先を稱揚する目的を以て、故意に天槵津大來目に命といふ敬稱を與へず、天忍日命の部下であつたかのやうに傳へたのであるが、尙此人物の存在を非認して居らぬのであるから、其名を天津久米命若くは天槵津大來目（命）と稱へたと解すべきであらう。槵はクシ（奇）にあてた假字で、大と共に美稱であるから、其名號の意義はアマ（アマツ）とクメとの二語に存し、クメは明に來目部といふ部名を負うたのであるが、アマは天神の表示とも、アマ（海人）といふ族稱の謂とも見ることが出來る。其いづれを意味するかは此には明示せられて居らぬが、紀記及古語拾遺は之を天神の列に加へず、姓氏錄及舊事本紀の天神系紀中にも此名を擧げて居らぬ所を見ると、少くとも天忍日命とは出系を異にしたものとせねばならず、後者の末裔は大伴連（部長）と稱したけれども、天津久米命の子孫は久米連とは名乘らず、直（名門）といふカバネを有したに過ぎぬから（第三卷一九二頁以下參照）、同等の身分ではなかつたと思はれる。萬葉集第十八卷大伴宿禰家持の歌に

天八重雲ニ以奉レ降之、于レ時大伴連遠祖天忍日命帥ニ來目部遠祖天槵津大來目一、背ニ負天磐靫一、臂ニ著稜威高鞆(タカヽラ)一、手ニ捉天梔弓天羽羽矢一、及副ニ持八目鳴鏑一、又帶ニ頭槌劍一而、立ニ天孫之前一遊行降來

此傳に於ては天忍日命の供奉は皇祖神の命によるものとせられて居らぬので、之を天孫の發程の次に序したのである。古事記に在つても同樣に、先づ天降を叙した後、武將隨從の一條を叙して居る。卽ち

故爾(カレココ)に天忍日命天津久米命二人、天之石靫を取負ひ、頭椎(カブツチ)之大刀を取佩き、天之波士弓を取持ち、天之眞鹿兒矢を手挾み、御前に立ちて仕へ奉りき。故その天忍日命 此は大伴連等が祖、天津久米命 此は久米直等が祖なり

之を紀の一書(四)の傳と比較するに、多少の繁閑があるのみならず、神將の名を異にして居るのは注意すべきことで、記は大伴氏の家傳の外に、他の異說をも參酌したものと思はれる。一書(四)は上述の如く大伴氏から出たものゝやうである

から、其祖先を稱揚する目的を以て、故意に天槵津大來目に命といふ敬稱を與へず、天忍日命の部下であつたかのやうに傳へたのであるが、尙此人物の存在を非認して居らぬのであるから、其名を天津久米命若くは天槵津大來目(命)と稱へたと解すべきであらう。槵はクシ(奇)にあてた假字で、大と共に美稱であるから、其名號の意義はアマ(アマツ)とクメとの二語に存し、クメは明に來目部といふ部名を負うたのであるが、アマは天神の表示とも、アマ(海人)といふ族稱の謂とも見ることが出來る。其いづれを意味するかは此には明示せられて居らぬが、紀記及古語拾遺は之を天神の列に加へず、姓氏錄及舊事本紀の天神系紀中にも此名を擧げて居らぬ所を見ると、少くとも天忍日命とは出系を異にしたものとせねばならず、後者の末裔は大伴連(部長)と稱したけれども、天津久米命の子孫は久米連とは名乘らず、直(名門)といふカバネを有したに過ぎぬから(第三卷一九二頁以下參照)、同等の身分ではなかつたと思はれる。萬葉集第十八卷大伴宿禰家持の歌に

「大伴の 遠つ神祖の 其名をば 大來目主と おひもちて」とあるのが、此氏の正しい傳承であつたとすれば、紀一書(四)の傳の如く、天忍日命は來目部をも統率したので、大來目之大人とも呼ばれたものとすべきであらう。若し然りとすれば天津久米命又は天槵津大來目は來目部の有力者たるに過ぎず、神武天皇に扈從して大和に移り〔記〕、畝傍山に近く居住地を給はつたものがあり〔紀〕、其七代の裔孫はナナツカハギ(七拳脛)と稱し〔記〕、倭建命の東征に供奉したと傳へられて居るが、夙に家運が衰退して世に聞えぬやうになつたのである。姓氏錄には久米直は高御魂命八世孫味耳命の後(左京)又は神魂命八世孫味日命の後とあるが(右京)、ウマシミミ(可美御身)は義に於てウマシヒ(可美胤)と大差がないから、道臣命の子味日命〔大伴系譜〕をいひ、神魂命の裔としたのは誤傳で、大伴連の支族を意味するのであらう。さりながら右の如き不一致のあるのは畢竟確實でないからで、或は元明朝に此姓を給はつた忍海手人廣道の子孫が、遠祖を之に假託したのでは

あるまいか。外に久米臣及久米朝臣と稱する姓があるが、いづれも皇別であるから〔姓〕、全然別系とせねばならぬ。

右の如く天津久米命又は天槵津大來目は天忍日命に比し、身分が一段低く、高天系と思はれぬものがあり、其後胤の大久米命が黥面して居たとある所を見ても〔記〕、海人族人と解するの外はなく、――黥面は阿曇目とも稱へられ〔履中紀〕、アツミ即ち海人族の特徴とせられたのである――其所屬の來目部もまた同種族を以て編成せられたものと推定せざるを得ぬ。クメは第五卷（二五七頁）に述べたやうに、クミ（組）と同語で、隊伍を意味し、天忍日命が直轄した大伴部と區別する爲に、異俗の部隊に與へた稱呼と思はれるが、神武天皇の引率せられた軍旅には大伴部の名は見えず、「みづみづし久米の子」と詠まれたやうに、來目部のみが擧げられ〔紀〕〔記〕、奠都後の衞戍にも、ウマシマチの命の指揮する內物部と相並んで、道臣（日臣）命が帥ゐる來目部が之に任じた。思ふに大伴部は本初高天族のみから

編成せられたが、日向に移住した部衆は比較的少數で、其々重要な位置についたので、卒伍を募集することが困難になり、主として來目部を兵役に充當するやうになつたのであらう。此部族はやゝ後世まで存續し、雄略紀によれば制禁を犯した百濟の池津媛と石河楯との所刑には大伴室屋大連の指揮の下に、來目部が之を擔任したとあり、姓氏錄にも此天皇の御代に天靫負部即ち大來目部を大伴大連に賜はつたとあるから、此時代に全然大伴部に併合せられて居たのであらう。顯宗仁賢二帝を世に出しまゐらせた伊與來目部小楯は(紀)、伊豫國に分置せられた此部族の人で、仁明朝に春江宿禰の姓を賜はつた伊豫國人浮穴直千繼は、大久米命の後とあるから(續後紀)、同國には後世まで此族人が榮えて居たのであらう。

大伴の語義は第三卷(二七頁)に述べたやうに大部隊の意で、之が統率者たる天忍日命は、古語拾遺には高皇產靈尊の男とあり、舊事本紀にも同神の兒とし、一名を神狹日命といふとあるが、姓氏錄左京神別大伴宿禰及河內神別家內連の項下に

は、高皇産靈尊五世の孫とあつて一致せぬ。——大伴太田宿禰の條には六世孫とした本もある——高ミムスビの神は第一卷(七九頁以下)に詳論したやうに、理想の神で、實在人の靈ではないから、子孫のあるべき筈はなく、拷幡千々姬以下此神の子と稱するものも必しも事實上の血統を意味せず、單に高天原の貴族をいふものと了解すべきであらう。忍日(押日)は大胤の意で、その後裔には日臣、武日、吹負及古慈悲の如く、ヒを以て號とするものが多く、大伴系譜にも味日、稚日臣、大日、角日、豐日等をあげて居る所を見ると、之を通號としたのであらう。神狹日のカムは美稱で、サヒは刀劔の意なるが故に(第四卷三二頁)、武勇を表象したものと思はれるが、舊事本紀以外には見えぬから、正しく別名であると斷言することは出來ぬ。其外上記家持の歌によれば大久米主とも呼ばれたとある。

大伴部といふ稱呼は氏姓として殘り、持統紀には大伴部博麻の名が見え、萬葉集の防人歌の作家中にも、小羊、廣成、節麿、麻與佐、少歲等大伴部と稱したものが

あるが、軍旅としては夙に解體したもののやうで、其部長（連）は上記の如く上古は專ら來目部を指揮し、東國俘囚を以て佐伯部を編制せられるに及びて、其在京部隊は此連家に屬せしめられた〔姓〕。其にも拘はらず此部名は依然として後世まで存續し、景行朝には膳之大伴部といふ部隊（第五卷二五七頁）をさへ新設せられたのである〔記〕。後日に至り大伴連から佐伯連が分岐し、其外大伴ノ太田宿禰、大伴山前連、佐伯日奉造、佐伯直、高志(タカシ)連、高志壬生連、榎本連、神松造、林宿禰、家內連、仲丸子(マリコ)等は其支族である〔姓〕。宗家は天武朝宿禰に昇格したが、淳仁朝に至り、御諱を避けて伴宿禰と改稱し、淸和朝に大納言伴善男が罪を得て配流せられてから、家運沒落して世に聞こえぬやうになつた。

天降二將の武裝は磐靫（第三卷二一一頁）、——イハは堅牢の形容——高鞆（第三卷三二二頁）、ハジ弓（第五卷五六頁）、羽羽矢又は眞鹿兒矢（第五卷五五頁）、鳴鏑（第一卷二四〇頁）等、大部分は既に說明を施したもので、鳴鏑に八目といふ語を冠したのは、

音響を高からしめる爲に、多數の氣發を設けたことをいふに過ぎぬが、外に頭椎劔（紀）又は頭椎之大刀（記）がある。頭椎は神武紀の歌に勾鷲都々伊（記には久夫都々伊）とあるにあたり、私記は劔名也其頭曲と說明し（釋紀廿三）、纂疏には劔首如レ槌也、今隼人所レ帶之劍有ニ此形一也とあり、近世古墳から發掘した刀劍中に、柄頭が小圓魂狀を呈するものがあるので、此種の劍の稱呼と斷定せられて居るやうであるが、天忍日命はともかくも、神武天皇時代の兵士が盡く此やうな劍を帶びて居たとは考へられぬことであり、景行紀によれば採ニ海石榴（ツバキ）樹一作レ椎爲レ兵とあるから、來目部の携へたものも恐らくは之に類し、頭部の太い棍棒狀のものであつたのであらう。語義からいうてもツツイ（ツチは其連約）はツヱ（杖）――ツヱはその音便――の疊語で、長柄を意味し、カブは頭、株、鏑、蕪等の意に用ひられる語であるから、カブツチ（又はカブツツイ）といへば、一端が圓魂狀をした杖と了解せられるのである。但しこゝには劔または大刀といふ語が添へてあるから、其

が文飾でないとすれば、柄頭に及物を取つけたマサカリ(鉞)狀の武器であつたかも知れぬ。現存の古刀劍の型式が太古大陸から出雲を經て輸入せられたものなることは、既に第四卷(三〇頁以下)に論じた通りであるから、天忍日命及天津久米命(天穗津大來目)の携帶した短兵は、全然異種のものであつたと見るのが合理的である。――南方諸島に於ては今も棍棒が主要なる殺人器具として用ひられて居るのである。

古語拾遺には上述二將の外に、復勅二大物主神一宜下領二八十萬神一永爲二皇孫一奉上護焉として、此神も亦警護の任に加はつたかのやうに叙述して居るが、其は紀一書(二)の大物主歸順の條下の一句をこゝに移したもののやうで、訛傳又は傅會とすべきである。廣成は遺ちたるを拾うたというて居るが、其文中には紀記を引用した部分が多く、次章に述べる猨田彦出現の一傳の如きも、明に紀一書(一)の說を蹈襲したもので、辭句も殆ど紀の譯文と一致して居る所を見ると、自族の家傳

でないことは勿論、猨女氏の原傳に基いたものとも思はれぬのである。拾遺の此一節を除けば、供奉者は上記を以て盡されたものとすべきで、原說は皆各自の祖先を稱揚することを目的としたのであるから、必しも全部事實談であると斷定することは出來ず、古事記の執つた態度のやうに、漫然之を綜合すべきものではないが、尚天降卽ち天孫の移住が決して單身で行はれたのではないといふことを立證して餘りがある。

然るに紀の本文は章首に揭げたやうに供奉陪從を說かず、雲霧をかきわけ、孤身飄々乎として如實に天降せられたかのやうに描寫してある。卽ち眞床追衾に覆はれて天ノ磐座（イハクラ）を離れ、天ノ八重雲を排（オシ）わけ、稜威の道別に道別きて降られたとあるのである。眞床追はマトコオフと訓み、マは接頭語であるが、トコといふ語に種々の意があるので、坐臥の牀（トコ）をいふ意を表示せんが爲に冠せられ、オフは一書(四)(六)に眞床覆とあるが如く、オホフの約であるから、マトコオフ衾といへば

褥の意になるのである。之を臥レ床之時覆之物也とした私記の說は、衾といふ漢字に捉はれたもので、フスマの原義は臥裳(フシモ)であるが、上下の別はなく、海宮遊行章下の一書(四)にも火折尊が眞床覆衾之上に寛坐せられたとあるのである。裳又は被服を敷いて褥とすることは、伊勢物語の歌にも「さむしろに衣かた敷き」とあるやうに、中世までも存した習俗で、之が爲に特製せられたものをフスマと稱へたのである。褥を以て玉身を覆うたとしたのは、いふまでもなく傷害防止の意で、高所から下降せられるのであるから、完全に被覆せられねばならなかつたといふ傳說子の想像から出た潤色である。然るに私記に今世大神宮以下諸社神躰本レ覆ニ御衾一是其緣耳として神秘的に說き(釋紀)、或は防寒の爲なりとするのは(篤胤)、傳說子の心もちを解せざるものと云はねばならぬ。次の段の一書(四)に豐玉姫が降誕後間のない皇子を眞床覆衾及草を以て裹み、波瀲に置去りにしたとあるのも同じ趣意であらう。

磐座（イハクラ）のイハは例の如く比況語で、玉座といふに同じく、八重雲は單に深い雲といふことであるが、記に八重多那雲としたのは、タナ雲卽ち層雲重疊を意味し、此場合には一層適切な修飾である。雲をおし分けて道を開くことをイツのチワキ。ニチワキというたので、イツは修飾的美稱に過ぎず、釋紀に稜威者可レ畏之義、八重雲路可レ畏之道としたのは愚說である。稜威之道別道別而〔紀〕または伊都能知和岐知和岐弖〔記〕として、上下の道別（知和岐）の間に助辭が挿入せられて居らぬので、宣長は神祝祝之を此云ニ加武保佐枳保佐枳ニと訓註した例にならひ、チワキチワキテと訓まざる可からずというたが、接頭語なるカムとは異り、イツノといふ修飾語が先行して居るのであるから、上のチワキは准名詞であらねばならず、從つてニを連ねることによつて始めて副詞となり、次のチワキテといふ活用形につゞけることが出來るのである。されば大祓及遷却祟神の祝詞には、伊頭乃千別。爾千別氐とせられて居る。

上記によれば紀の本文は天降即ち來着といふ事實を頗る童話化して說いて居るのであるが、其原說は古來普及して居たものと見え、上揭一書(四)の外に、次の諸傳にも之を模倣して居る。

〔紀一書二〕　皇孫於レ是脫二離天磐座一、排二分天八重雲一、稜威道別道別而天降之也

〔同　六〕　是時高皇産靈尊乃用二眞床覆衾一、裹二皇孫天津彥根火瓊瓊杵根尊一而、排二披天八重雲一、以奉レ降

〔記〕　故爾詔二天津日子番能邇邇藝命一而、離二天之石位一、押二分天之八重多那雲一而、伊都能知和岐知和岐弖、於二天浮橋一宇岐志摩理、蘇理多多斯弖、天降二坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣一

記の所說は章首に揭げた紀本文の第一段に、次の段の既而以下十七字の内容を合併したもので、やゝ疑はしい點があるが、其詮議は後に讓り、こゝには先づ到着地點に關する諸說の異同を校覈することにする。

此重要地點に關し、紀の諸傳が左記の如く一致して居らぬことは、頗る奇とすべきであるが、此等の傳說が發達した大和國からいへば、僻遠の地であるから、其所在に關する印象が判然としなかつた爲と思はれる。卽ち

〔本　文〕　日向襲之高千穗峯

〔一書一〕　筑紫日向高千穗槵觸之峯

〔同　二〕　日向槵日高千穗之峯

〔同　四〕　日向襲之高千穗ノ槵日二上ガン峯

〔同　六〕　日向襲之高千穗ノ添山峯

古事記に筑紫日向之高千穗之久士布流多氣とあるのは、旣述の如く稗田阿禮が自族（猨女氏）の家傳に重きを置いた爲で、紀一書（一）と源泉を同うするものであるから、――古語拾遺も同斷――同說が多きを占めて居るといふことの故を以て之を正傳と見ることは出來ず、他の傳と價値に於ては輕重がないものとせねばなら

ぬ。日向と高千穗との二名稱は右の五傳に共通であるから、異論がなかつたものと認定すべきで、日向は總地名、高千穗は局地名であることも亦想定に難からぬ所である。日向は推古天皇の御製に辟武伽能古摩とあるから、ヒムカと稱へられたことは疑なく、第一卷(一八四頁)に說いたやうにヒミコ(日御子)の國の轉呼で、一地の固有名詞ではなく、皇領を意味するのであるから、九州に於けるヒムカの國といへば、今の薩摩、大隅、日向の總稱とせねばならぬ。大隅國が和銅六年に日向から分立したことは史書の明記する所であるが(續紀)、薩摩もまた日向國の一部分であつたといふ明徵はなく、薩摩半島に對しては多くは吾田といふ名稱が用ひられた。さりながらサツマといふ名は孝德紀に遣唐使の舟が薩麻之曲竹島之門で沈沒したとあるを初見とし、國名として用ひられたのは和銅二年の紀以後で、萬葉集第三卷長田王の歌に今の黑瀨戸(長島と本土との海峽)を隼人乃薩摩乃迫門と詠じた所を見ると、郡名から出たものゝやうであるから、以前は日向の吾田、

日向の薩摩の如く呼稱したこともあり得る。神武紀に日向國吾田邑とあるのも、後章に論ずるやうに、史實としては疑があるけれども、尙吾田地方が日向の中に包括せられて居たことの一證とすべきである。今の日向國は其一部で、之を區別する爲に特に比宇加（和）と稱へ、廣義の日向卽ち九州南部に於ける舊皇領といふ意味を明示せんが爲には、或は筑紫を冠し（第二卷一五四頁）、又は襲といふ稱呼を添付したのである。

襲は景行紀に熊襲國を單に襲國とした例によれば、クマソの略語で、クマ族の居住地の謂であるから、日向之襲といへば日御子の國の中で、もとクマ族の古住した部分といふ意と了解せられる。此種族は九州南部の原住民で、ハヤト（隼人）卽ち南方人（第一卷一七七頁）が來住するまでは、此地方一圓は其古據地であつたから、ソの國とも呼ばれたものゝやうで、大隅國囎唹（ソオ）郡は其名殘である。要するに日向之襲も、筑紫之日向と同樣に、高千穗朝の領土の呼稱であつたと了解すべき

である。

高千穂峯は序説に述べたやうに高峻なる靈峯といふ意味であるから、之に靈奇の義のクシビを冠して槵日高千峯とも稱へたので（紀一書二）、同じ趣意を以てクシビの一活用形態クシブル（クシビ・アルの意）を高千穂といふ修飾語の次に排列して、高千穂のクシブル峯（タケ）（紀一書一）（記）としたのも怪しむに足らぬが、二上峯（紀一書四）又は添山峯（同六）といふ稱呼については考究を要するものがある。添山は此云二曾褒里能耶麻一と訓註せられて居るが、ソホリといふ語は第四卷（七二頁）に述べたやうに、襲邑の謂であるから、地名から山名に轉じたものと見るべきである。一書（四）に到二於日向襲之高千穂槵日二上峯天浮橋一而云々とあるのは、本文の後段に自二槵日二上天浮橋一とあるにあたるのであるが、二上の次に峯の字が挿入せられた爲、文意が曖昧になつた。二上峯ノ天浮橋とつゞけて讀むと、浮橋が山上にあつたかのやうに聞え、假に雲梯をいふものとしても、此山に達するまでは之を

用ひず、其處から梯で下つたといふのは理に合はぬことで、若し二上峯で何を切るとすれば、「天浮橋而」の四字は意をなさぬから、誤脱があるものとせねばならぬ。日向風土記によれば、臼杵郡智鋪鄕は瓊々杵尊天降の地で、高千穗二上峯と稱したとあり、大和、越中、因幡等にも二上山といふ山嶺があるから、双峯の意を以て名を得たのであるかも知れぬが、紀本文の二上は後記の如く山名ではなく、大酋長（フトカミ）を意味するもの丶やうで、浮橋は舟をいふのであるから、若し之に基いたものとすれば、此一書（四）の傳は訛誤とすべきで、峯は高千穗の直下に移し、其次に自の字を加へて讀まねばならぬ。

右の如く釋明すると、天孫の御到着地は九州南部襲之國襲邑の一高峯と傳へられたのであるが、其が山頂であるとは明記せられて居らぬ。前卷第七章に詳論したやうに、天孫の鄕土が南方海面に存したものとせば、傳承はどうあらうとも、舟楫によつて渡來せられたことは勿論で、海上から展望した場合、其目標となる

ものは當然高峯であるから、呼稱に多少の相違があるにしても、諸傳の說く所はほゞ一致して居る。九州南岸の高峯といへば、先づ指を開聞(ヒラキヤ)嶽に屈すべきで、海拔三千餘尺の高峯が、水面から約三十度の峻傾斜を以て聳立し、俗に薩摩富士と呼ばれて居るのである。佐多岬(大隅)の東北方約五里にある大八重山(御嶽)も海拔二千九百餘尺で、高さはほゞ之に匹敵するが、遠望は遠く及ばず、南西海面から來航するものゝ唯一の目標は開聞嶽である。此地方の舊名は潁娃(江乃)郡で、開聞、潁娃の二鄕より成り〔和〕、神名帳にも同郡に枚聞(ヒラキキ)神社を擧げて居る所を見ると、――薩摩國の官社二座中の一――舊地なることは疑なく、後記の如く瓊々杵尊の陵墓も可愛(エ)之山にありとせられ〔紀〕、國覓(クニマギ)の經路に關する敍述とも符合するから、此高千穗峯を開聞嶽と推定することは不當ではあるまい。或はタカチホといふ名が殘つて居らぬことの故を以て之を否定するものがあるかも知れぬが、此語は上述のやうに一地の固有名詞ではないから、高千穗宮の遺跡にも其名は殘つ

て居らぬのである。

古事記には上掲の如く於二天浮橋一宇岐士摩理蘇理多多斯弖といふ句を、天ヨ降一坐于竺紫日向之高千穂之久士布流多氣一の上に挿入して居るので、先學之を解きわづらうたのであるが、紀の本文の記述は極めて明瞭で、皇孫は一旦高千穂峯に到着せられて後、——或は若干歳月を其地に過し——更に國覔の爲に進發せられたとあり、其遊行之狀は自二槵日二上天浮橋一立二於浮渚在平處一と叙述せられ、後の七字には此云二羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志一（ウキシマリタヒラニタタシ）と訓註してある。ウキシマリは字の如く浮渚在の意で、大島は海底から根が生えて居るものとして島根又は根國と呼ばれるに反し（第二卷二一三頁）、小嶼は水上に浮いて居るやうに見えるから、ウキシマと稱へたもの丶やうである。——ウキス（浮洲）といふ語も同じ意である——其平處に下り立たれたのをタヒラにタタシと表現したことはあり得べきで、記に蘇理多多斯とあるのもソ（其）オリ（下）立タシの約で、後世ならばソレニ。といふべ

きを、助語ニを用ひず、ソレを單にソとし、オリのオを上の母韻が攝したのは古言である。高千穗峯から此浮島に渡るにも舟楫を用ひられたことは、白ニ槵日二上天浮橋ニとあるによつて明で、此ヨリの用法は萬葉集第十三卷に「人づまの馬從行くに己夫の歩從行けば」とあると同例で、今も轎カラ行く、船カラ行くなどいふのである。

浮橋が舟を意味することは、既に第二卷(三二〇頁)に詳論した通りで、天は美稱、クシビ(槵日)は上述の如く靈異の意の修飾語として、浮橋にかゝるのであるが、二上といふ語が介在して居るので、難解に陷つたのである。さりながら上掲紀一書(四)の如く、假に之を山名としても、二上峯ノ天浮橋とはつゞかぬから、他に其語義を求めねばならぬ。案ずるに二上は借字で、フタカミはフトカミの音便なるが故に、大酋長を意味し、高千穗峯の麓に住した歸順土豪の舟を徵發して適宜の地點まで航行せられたことをいふのであらう。されば舊訓もフタガンとして、大

和の二上山等から類推して山峯の名と速斷することがないやうに意を用ひて居るのである。

此浮島の所在は不明であるが、穎娃から吾田に出るには、南海岸に沿うて航行し、枕崎灣附近から上陸して山丘の間を縫ひ、今の加世田町方面に向ふことを順路とするから、浮島も亦此界隈に存したものとすべきであらう。開聞火山は中世まで度々活動し、貞觀十六年にも大噴火したと史乘に記錄せられて居るから〔三代實錄〕、沿岸の地形にも多少の變化があつた筈で、太古陸岸に接して砂洲の存したこともあり得る。――枕崎灣頭には現に沖立神と稱する小嶼があるが、恐らくは其をいふのではあるまい――浮渚在（ウキシマリ）といふ語句は人口に膾炙した古傳であつたと見えて、上揭記の文の外に、紀の一書(二)(四)にも次の如く用ひられて居る。

〔一書二〕　而膂宍胸副國自（チ）二頓丘一覓（クニマギトホリ）レ國行去、立二於浮渚在平地一

〔同　四〕　到二於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋一而、立二於浮渚在之平地一、膂

宍空國自二頓丘一覓レ國行去、到二於吾田長屋笠狹之御碕一

一書(二)は天浮橋に言及せず、日向襲日高千穂峯から陸行せられたと解したもののやうであるから、自二頓丘一覓レ國行去といふ句を先に叙したので、原說は同一であつたと思はれる。古事記が之を降着前のことゝしたのも、錯簡によるものゝやうで、於二天浮橋一といふ句とつゞかぬのみならず、——或は於は自の誤寫であるかも知れぬ——國覓を省いて次の如く敍述して居る。

於レ是詔之、此地者向二韓國眞木通笠沙之御前一而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷椽多迦斯理而坐也

宣長は之を紀の本文の記事に引つけて、詔之此地者の五字を笠沙之御前而の下に移し、向を肉と改めて、ココニソジシノカラクニヲ・笠沙ノ御前ニマキトホリテ・ノリタマハク・ココハと訓して居るが、假に紀記の傳が同一原說から出たとして

も、同一原文に基いたものとは限らず、朝日之直刺國以下も全然相違して居るのであるから、此十數字のみが紀と一致せねばならぬといふ理由もなく、原文の儘では意が通ぜぬといふのは、笠沙之御前を皇居の地と豫斷して讀むからで、此岬に對向する一地點に行宮が設けられたものとして、字に從うて次の如く訓めば極めて明白に會得せられるのである。

是に詔りたまはく、此地(トコロ)は韓國(カラ)にまき通る笠沙の御前(ミサキ)に向ひて、朝日の直さす國、夕日の日照る國也。故(カレ)この地(トコロ)ぞ甚(イト)吉き地と詔りたまひて……

此地とあるのは高千穗之久士布流多氣でないことは勿論であるから、於是の上に覔國云々の記事を脱したものとして、吾田の一地點の謂と了解すべきである。海方に突出する笠沙の岬を韓國に對向すると想定して、マキトホルといふ語を以て其意を表現したので、マキは後世に於ては專ら能の字をあてるが、ムキ(向)から分化した語であるから、マキトホルは向き通ふといふに同じい。宣長の誤釋の因

は眞木通を紀の覓國行去——覓國此云二矩貳磨儀一、行去此云二騰褒屢一と訓註してある——マギトホルと同語と見た爲であるが、國を覓ぎ通つて笠沙の岬に出たといふことを、笠沙之御前ニマギトホルといふのは正しい語法ではなく、笠沙之御前マデ覓ギトホルといふ意を、眞木通笠沙之御前而と記述することは出來ぬ。されば韓國は空國（カラクニ）の假字ではなく、朝鮮半島の謂として、向も字の通りに訓み、長く突出した岬に對向して、朝日夕日の隈なく照射する一地點に皇居を設けられたことをいふものとすべきで、於高天原以下は宮殿の高壯に託して君臨を表示する慣用句である（第四卷一四八頁以下參照）。

右の如く古事記の所傳には國覓は省略せられて居るが、此高千穗峯を開闢嶽とする推定に誤なしとすれば、尠くとも此地に於て遠航の勞を醫し、兵備を整へてから內地に進入せられた筈で、國覓の目的は居住地を物色するといふよりも、寧ろ領土擴張にあつたとすべきである。——常陸風土記鹿島郡の條下並に萬葉集第

二十卷大伴家持の喩族歌にも此意味にクニマギといふ語を用ひて居る——されば此(ココ)に國覔の光景を略叙した紀本文の所説は正傳とすべきで、一書(二)(四)も之に從うて居るのである。其によれば膂宍之空國自(ヲ)頓丘(一)覔(レ)國行去とあり、頓丘は此云(二)毗陀烏(一)と訓註せられて居る。頓は雉之頓使(ヒタツカヒ)の如く(第五卷六五頁)、ヒタ(直)の假字に用ひられたので、俗語でいへばヒタヲはビタ一面の丘陵といふに同じく、無住の地であるからムナクニ(空國)といひ、ソジシ(膂宍即ち背肉)はム(身)にかかる枕詞であるが、同時に兩肩が隆起し、其中間が凹んで居ることを地形に比況したのであるかも知れぬ。一書(二)に膂宍胸副國とあるのは、ムナクニの訛傳かとも思はれるが、或は胸は借字で身を意味し、背肉の身(ムナ)に副ふといふ意の形容とも了解せられる。此一書には上記の如く立(二)於浮渚在平地(一)といふ句を次に叙して居るが、其に從へば浮島は吾田海岸にあつたものとせねばならぬ。他の一書(六)の長屋之竹島とあるに當るかも知れぬが、或はウキシマは大(ウ)キ栖間(スマ)の轉呼で、大

聚落を意味したこともあり得る。

國覓しつゝ到着せられた地點は、記には上記の如く笠沙之御前に對向する處とあるのみであるが、紀によれば吾田長屋笠狹之碕とも〔本文〕〔一書四〕、その岬なる長屋之竹島〔一書六〕とも記され、事勝國勝長狹といふものゝ所領で、之を天孫に獻上したとある〔紀本文〕〔一書四〕〔同六〕。其は此名の先住土豪が歸順したことを意味するもので、事勝國勝といふ冠稱を有した所を見ると、相當身分のあるものであつたと思はれる。カツは加又は贏の義で（勝は借字）、事物國土が加はるといふことを意味し、ナガサは兄猾及弟猾、兄磯城及弟磯城等の例によれば、居住地名を以て稱號としたものであらう。安房國にも長狹といふ郡名があり、恐らくは長洲（ナガス）（渚）の轉若くは長崎の意であらう。紀一書（四）に其事勝國勝長狹者是伊奘諾尊之子也、亦名二鹽土老翁一とある所を見ると、天孫に多少の縁故のあるものとする說があつたのであらうが、イザナギの尊の子といふのは、縱ひ子が實子ではなく裔孫

の謂であるとしても、信ぜられぬことであり、他の傳にも見えぬ。但し鹽土（又は鹽筒）老翁は、次にワダツミの宮訪問を山幸彥に勸めたとあり（第四章參照）、神武天皇に大和方面の形勢を告げまゐらせたと謂はれるから（神武紀）、一人の固有名ではなく、シホ（潮）即ち海水の神靈（ツチ）を謂ひ、此（ココ）では之を實在人の名に轉用し、之に老翁といふ語をそへて、海事に通曉した長老の呼稱としたのであらう。紀一書（四）に老翁此云二烏賦一と訓註してあるが、ヲヂは小父の義で、老翁とかくのは不當であるから、或はオホチ（大父）の約オヂを訛つたのではあるまいか。縦ひ一名鹽土老翁は誤傳であるとしても、長狹が隼人族なることは疑なく、同種族のワダツミ氏が、其祖神はイザナギの尊の禊に化生したと稱して居る所から、此說を生じたのであらう。

　笠狹といふ地名は今も野間崎の一名として知られて居るが、恐らくはカサ崎（サ）の謂で、カサは昔日此界隈の總稱であつたのであらう。原義は不明であるが、諸國

に多い舊地名で、現在の加世田三町村――加世田町及東西加世田村――もカサ田の轉呼と思はれる。其附近に今も阿多といふ村名が殘つて居るが(日置郡)、和名抄には之を郡名とし、其以前には一層廣い地域の總名として、大隅隼人に對して阿多隼人と稱するが如く、薩摩半島をも表示したから、笠狹の限定語として迴つて用ひたのであらう。吾田の長屋とつゞけたのは、此名を以て呼ばれた地區が吾田の中に存したからであらうが(一三九頁參照)、其限界は判明せぬ。加世田三鄕の南に連亙する長永山を之に擬するものがあるけれども、吾田(所有地の意)といひ長屋(大屋の意)といふのも、豪族の威福を表現する語であるから、其古住地の稱呼に轉用せられたものとすべきである。長屋の竹島が如實の島名であつたとすれば、地形の變動によつて消失したものと見え、今では之に相當するものはなく、其名稱も殘つて居らぬ。

記には上掲の如く此地に宮殿を興されたかのやうに記述せられて居るが、他の

傳には留住〔本文〕〔一書四〕または巡覽〔同六〕とあるのみである。其地の美人を娶されたことは諸說一致する所であるが、上代の結婚生活は婦家に就くことを例としたのであるから、永住の證據にはならぬ。恐らくは此御一代は御上陸地の高千穗峯附近を本據とし版圖を北方に擴張せられたので、其故に崩後可愛（埃）之山陵に葬しまゐらせたとあるのである〔紀本文〕〔諸陵式〕。――之を薩摩郡東水引村大字宮內の新田八幡宮所在地なりとする說の非なることは第七章に詳論する。

上述によれば紀の諸傳は極めて區々であるけれども、大略章首に揭げた紀本文の說を以て正傳とし、數ある一書は諸氏族に於て各自の立場から語り繼がれた家傳で、帝紀の脫漏を補ふに足るものがあるが、必しも盡く信ずることは出來ぬ。例へば五伴緒が供奉したといふ紀一書（一）の說は事實に基くものであらうが、猨田彥の出現及之と天鈿女との交渉の如きは、次章に論ずるやうに插話的分子と見ざることを得ぬのである。猨女氏の出なる稗田阿禮が古事記を起案するに當り、

自家の傳承に偏したのは、人情免かれ難いことではあるが、之に諸家の傳を綴ひ合はせて削レ僞定レ實とした態度は非とせねばならぬ。然るに先學此虚實を察せず、內容の豐富なることゝ、紀一書(一)に近似說の存することの故を以て、古事記を偏重し、或は各自の好む所に從うて諸掲を折衷し、之によつて斷案を下さうとしてゐるのは歎はしいことである。此の如き一知半解の見を以て紀記の神代卷を史的價値なしとするが如きは、潛越の沙汰といふべきで、吾人は上掲の叙述から、少くとも確信を以て左記の史實を檢出し得るのである。

(一)天降は計畫的大移住で、ニニギの尊によつて遂行せられたのである。

(二)天孫は鄉土から若干の寶物を將來せられたが、其中の神鏡一面は皇祖神の御靈代として奉齋せられた。

(三)移住は單身で行はれたのでなく、多くの供奉員と部衆とを引率せられた。――其子孫中には後日神武天皇に隨從して大和に移り、先住種族と混血し

て大和民族の根幹となつたものが少くはない。

(四)御到着地の山峯は高峻の故を以て高千穗峯と稱へられた。――其は今の鹿兒島灣西角の開聞獄をいふものゝやうである。この地方に先住した民衆は襲(熊襲)族で、勿論天孫に歸順した。

(五)天孫は此地を根據として北進し、領土を擴張せられた。吾田地方は最初の御出現地で、其地に先住した土豪は直に歸順した。

以上に關しては尙第七章に於ても論ずるつもりであるが、此見地を以て次章以下を讀めば會得する所が多いと信ずるにより、こゝに一言するのである。

第二章　猨田彦

挿話的分子――猨田彦の出現――天鈿女との應接――狹長田と阿邪訶――サルダの語義――猨女君

前章に於て述べたやうに、紀一書（一）並に其と原泉を同うするものと思はれる古事記には、天降章下に猨田彦といふ神の出現を說いて居る。――古語拾遺にも見えるが、大體一書（一）の傳を轉載したものゝやうである――其大意は、路次に異形の神が出迎へて天孫の先驅に任じ、天鈿女命が專ら之と應接して伊勢まで送り屆けたといふのである。猨田彦を主として說いては居るが、其眞意は此神と天宇受賣命との關係、並に後者の子孫が猨女君と呼ばれる理由を說明することを目的としたものゝやうで、事の眞僞はともかくも、天降傳說の筋からいへば、一挿

話と見るべきものであるから、章を更めて說くことにしたのである。

此插話の原形は現在殘存するよりも一層詳密なものであつたのを、古事記及紀一書(一)が取々に其一部分を抄錄したものと見えて、理路不通の箇所があり、兩書の間に多少內容の相違がある。されば其孰れに從うて可なるかを詳にせぬが、旣述のごとく原說は猨女君氏から出たもので、紀一書(一)は其家傳と思はれるから、——多少斧鑿が加へられて居るとしても——以下此書により記の所說を參酌しつゝ說明を加へる。同書によれば猨田彦の出現及風采は次の如く描寫せられて居る。

　已而且レ降之間、先驅者還白、有二一神一居二天八達之衢一、其鼻長七咫、背長七尺餘、當レ言二七尋一、且口尻明耀、眼如二八咫鏡一而赩然似二赤酸醬一也

天八達之衢は記に天之八衢(ヤチマタ)とあるから、此語を漢譯したものとすべきで、高天原から此國土に達する路次をいふものと了解せられる。前章(第一八頁)に述べたやう

に、天忍穂耳尊も虚天に於て火瓊々杵尊を生まれたとあり〔紀一書二〕、本郷と筑紫の日向國との間に寄泊地が存したことは絶無ではないから、之を八衢にたとへ、天坌に屬するものとして、天といふ語を冠したものとも解釋せられるが、容貌の描寫に至つては怪奇に過ぎる。咫は說文に中婦人手長八寸謂二之咫一とあり、國語に於てタ又はアタ（アは發聲を便にする接頭語）もまた手の謂で、尺寸の制が支那から輸入せられた以前に於ける我尺度の單位は、ツカ（握）、タ（手）、ヒロ（兩手を擴げた長さ）、タケ（身長）の四種に限られて居たものゝやうであるから、——公望私記に凡讀レ咫爲二阿多一者手之義也、一手之廣四寸、兩手相加、正是八寸也といふ說をあげて居るが〔釋紀七〕、上古共やうな複雜な單位が用ひられたとは信ずることが出來ぬ——極めて長いことを誇張したので、七は勿論概數である。背長七尺餘の次にある當言七尋の四字は、語脈の通ぜぬ所を見ても旁書の攙入とすべきで、七尺餘では七咫の長鼻と釣合がとれぬと考へた爲でもあらうが、尚尺は外來單位

であるから、之を假字と見なしてヒロと訓めといふ意で記入したのであらう。されば刊本にも尺の字にヒロと旁訓してあるのである。日尻明耀とある日尻は字の如く解せられぬこともないが、寧ろ顏面と下體との代表として用ひられたものとすべきで、全身から光明を放つたといふ意ではあるまいか。眼如二八咫鏡一とある八咫は借字で、ヤアタと訓み、彌貴（イヤアテ）の意なることは第三卷（一二四頁）に述べた通りであるから、爛々たる眼光の形容としては極めて適切であるが、赩然如二赤酸醤一也とあるのは、縱ひ其が天書の說の如く瞳をいふものとしても、不適當な比況で、恐らくは八岐大虵の形狀描寫に用ひた辭句を無考察に移したのであらう（第四卷二一三頁）。されば古語拾遺には此一句が省かれて居るのである。

右の如き異形は決して傳說子一個人の空想から生まれたのではなく、聽衆を首肯せしめるに足るだけの根據があつたか、或は弘通した俗信であつたとせねばならぬ。釋紀に王舞之面象二此神面一云々とあり、纂疏にも祭禮家二赤面長鼻之像一名

謂二王鼻一此其遺也といひ、現在天狗の面と稱するのが其で、祭禮に於て神輿の先導に任ずるものが之を著けて猨田彥と名乘り、此神の形がもとであるかのやうに考へられて居るが、其は寧ろ本末顚倒で、上古神樂の優人が此種の假面を用ひたので、其から思ひついて猨田彥を形容したのではあるまいか。爪哇の古劇ワーヤンに現はれる肖像は、多くは鳥喙であるが、長鼻のものも少くない所を見ると、インドネシア種族に於ては、其種族人の神靈は右の如き形狀を備へて居たものとせられたのかも知れぬ。其と我國の大天狗及木の葉天狗の面との間に、どのやうな關聯が存するかは、今之を明にし得ぬが、猨田彥に限られた風貌と見るのは未だ考の至らざるものである。

上記の異形が必しも事實と信ぜられて居なかつたことは、古事記が之を採らず次の如く簡潔に叙述して居るのを見ても明白である。

爾に日子番能邇邇藝命天降りまさむとする時、天之八衢に居て、上は高天原

を光らし、下は葦原の中國を光らす神是にあり

これは紀一書(一)の口尻明耀にあたるものゝやうであるが、味耜高彦根神の風采を光儀花艶映于丘谷之間と形容したのと同様に、光彩の陸離たることを意味するのかも知れぬ。若し然りとすれば決して異形とはいへぬが、左記の如く特に天のウズメの神をして應接せしめたのは、羞明といふことの外に、何か理由があつたものとせねばならぬから、或は之を逸したのであらう。

故爾に天照大御神高木神の命もち、天宇受賣神に詔りたまひしく、汝は手弱女人なれども、伊牟加布神と面勝神なれば、汝專に行きて問はむさまは、吾御子天降ります道に誰ぞかく居ると問へと詔りたまひき。故問ひ賜ふとき答へ白しく、僕は國つ神、名は猨田毘古神也、出て居る所以は、天つ神の御子天降り坐すと聞きつる故に、御前に仕へ奉らむとして參向ひ侍ふと白しき

紀一書(一)は上述の如く、猨田彦の怪奇なる風貌を叙述して、衆神の目勝ち得ざ

る理由を示して居るのみならず、天鈿女にあらずば此任を全うし得なかつた仔細を次の如く說いて居る。

即遣ニ從神ニ往問、時有ニ八十萬神ニ、皆不レ得ニ目勝相問ニ、故特勅ニ天鈿女ニ曰、汝是目勝於人ニ者、宜ニ往問ニ之、天鈿女乃露ニ其胸乳ニ抑ニ裳帶於臍下ニ而笑噱向立、是時衢神問曰、天鈿女、汝爲レ之何故耶、對曰、天照大神之子所レ幸道路、有ニ如レ此居ニ之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞ニ天照大神之子、今當ニ降行ニ、故奉レ迎相待、吾名是猿田彥大神、時天鈿女復問曰、汝將先レ我行乎、將抑我先レ汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子則當レ到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峯ニ、吾則應レ到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上ニ、因曰、發ニ顯我ニ者汝也、故汝可ニ以送レ我而致ニ之矣、天鈿女還詣報レ狀

從神を派出したのは誰であるか明記せられて居らぬが、皇孫御發程前のことゝして記述せられて居るのであるから、記に天照大御神高木神之命以とあるのが原處

であらう。ウズメと猨田彦との問答中に、特に天照大神之子とあるのは、――記には吾御子又は天神御子とある――子孫の意とも解せられぬことはないが、此書に於てはニニギの尊をいふ場合には、皇孫の二字を用ひて區別して居るのであるから、天忍穗耳尊の受命直後のことゝせられたのかも知れぬ。古事記には御子番能邇邇藝命將二天降一之時とあり、伊勢國へ送り屆けたのも高千穗降着後のことであるかのやうに說かれて居るが、其は多くの異傳を綴り合はせた爲に生じた破綻と思はれる。

八十萬神が目勝相問ふことを得なかつたとあるのは、應對不能を意味すること勿論で、目勝（マカチ）は見勝の意なるが故に、古語拾遺にも不レ能二相見一と譯せられ、纂疏には謂ハ目眩惑而不レ得二相面一也と注してあるのである。眼光の威力は鬪はずして相手を屈するに足るものであるが、殊に此は八咫鏡のやうな眼をして居たとあるから、衆神が正視し得なかつたとあるは當然である。近世の學者の說では其は此

神が邪視（evil eyes）所有者であるからで、紀に露二其胸乳一抑二裳帶於臍下一とあるのは、之を厭勝する爲であつたと云はれて居る。邪視といふ概念は我上代信仰にもあり得たことであるから、面白い觀察として私も最近まで之を信じて居たのであるが、再考するに傳說にあらはれた辭句からは右の如く斷定することが困難である。紀一書（一）には上述のやうに眼光の異常を描寫して居るが、古事記には單に上光二高天原一下光二葦原中國一とあるだけで、其が眼の光によるものとは說かれて居らず、與二伊牟迦布神一面勝神とあるけれども、目勝といふ語は用ひられて居らぬ。イムカフのイは接頭語で、ムカフには對抗の意もあるので、紀の天稚彥傳說にも强禦にイムカフ（刊本にインガウとあるのは訛である）といふ訓を與へて居るのであるが、記傳にあげた或人の說のやうに射向の義ではなく、且こゝでは敵對意志があつたとせられて居るのではないから、單に直面の謂と解すべく、之と面を合はせて屈せぬことを面勝といふたので、假に正視の意が含まれて居るとし

ても、取わけて其をいふのではない。

露二其胸乳一云々は古事記の天石屋の段に、掛二出胸乳一裳緒忍二垂於番登一也とあると同じ語句の漢譯であるが、石屋戸に於けるウズメの命の所行を叙した他の二傳、即ち紀〔本文〕及古語拾遺には此語句をあげず、且其目的が必しも媚態を呈する爲ではなかつた事は、第三卷(一四七頁)に論じた通りで、勿論厭勝を要する何物もなかつた。――石屋戸の行事は天照大御神の出座を請ふ爲とせられて居るが、幽居の結果なる萬神之聲者狹蠅那須滿、萬妖悉發〔記〕を厭する爲でなかつた事は勿論で、記以外には此語句をすらも用ひて居らぬのである――裳の緒(帶)を番登(臍)におし垂れたとあるのも、原義から見れば肌もあらはなることを云ふに過ぎず、後人が私意を以て陰部露出の謂と斷定したのは早計で、その爲ならば下から捲くる方が早道であつた筈である。陰部露出にあらずとすれば此一節を以て厭勝を意味するものと見る根據はなくなるから、恐らくは哄笑亂舞しつゝ猨田彦に近

よつたことをいうたのであらう。柔よく剛を制するの理を以て、八十萬神が正面からは對向し得なかつた神も破顔一笑して、難なく說き伏せられたことを、汝是目二勝於人一者（紀）とも、汝者雖レ有二手弱女人一與二伊牟迦布神一面勝神（記）とも叙述したものと思はれる。

紀（一書一）に衢神とあるのは、居二天八達衢一神の略稱であらうが、國讓傳說にチマタ（岐）の神が經津主神の嚮導に任じたとある（紀一書二）ことを考へ合はせると、次の先啓行の伏線とも見られる。恐らくはチマタの神に道路を開く職能があるといふ俗信が存したのであらう。記には猨田彦が自ら國ツ神と名乘つたとあり、國ツ神は天神以外卽ち高天族にあらざることを意味し、必しも此國土の神又は先住民をいふのではないが、こゝには先啓行（紀）又は仕二奉御前一（記）とあり、天降に適する地點をも指示したとあるから（紀）、少くとも大八洲の事情に通じた神と見なされて居たとせねばならぬ。猨田彦の名の義は後記の如く神劇奉仕者の謂で、伊勢

國に定着したとあるのも大神宮に由緣のあることを暗示するものゝやうである。猿田彦大神と自稱し〔紀〕、皇孫の詔命にも大神といふ稱號が用ひられて居るので〔記〕、特に高貴の神であるかのやうに說くものもあるが、其は紀にオホミカミ（大御神）にも大神の二字をあて、記にはイザナギの命及スサノヲの命の如き有力な神を大神と呼稱して居る爲に誤られたので、オホは必しも美稱又は尊稱ではなく、少に對する年齡の大、小に對する形態の大をも表示し、長幼二神を列擧する場合には、年長者を大神と稱することがあり、此場合には背長七尺有餘の巨軀なるが故に（記には身長を明記して居らぬが）、大神と稱へたものとも了解せられる。孰れにしてもさのみ高貴なる神でないことは、次々に敍述によつても明白である。

右の如く先啓行又は奉仕御前とあるにも拘はらず、紀記共に嚮導に任じた事實を揭げず、紀〔一書一〕には、自分は伊勢の狹長田の五十鈴川上に赴くといふて、鈿女に同行を求めたとあり、更に次の如く附記せられて居る。

其猿田彦神者則到二伊勢之狹長田五十鈴川上一、卽天鈿女命隨二猿田彦神所一レ乞遂侍送焉、時皇孫勅二天鈿女命一、汝宜下以二所レ顯神名一爲中姓氏上焉、因賜二猿女君之號一、故猿女君等男女皆呼爲レ君、此其緣也

記には目的地名を明示して居らぬが、皇孫の詔命によつて、天宇受賣命が此神を送り屆けたかのやうに說かれて居る。卽ち

故爾に天宇受賣命に詔りたまはく、この御前に立ちて仕奉りし猨田毘古大神は、專ら顯し申しし汝送り奉れ、亦その神の御名は汝負ひて仕へ奉れと詔りたまふ。是を以て猨女君等その猨田毘古之男神の名を負ひて、女を猨女君と呼ぶ事是也

狹長田は前章(第三五頁)に述べたやうに、手力男神の鎭座した佐那縣と同地で、今も多氣郡の一村に其名を留め、神名帳所載の佐那神社は現に同村大字仁田に存する。五十鈴川とは數里の距離があるが、上古のサナガタはこの地方の總稱で、猨

田彦の占領したのは其一部分であつたかも知れぬ。記の次の條下に此神が比良夫貝に手を咋はれたとある阿邪訶（アザカ）といふ地も、恐らくは神名帳に伊勢國壹志郡阿射加神社とあるに當り、今の阿坂村附近のことであらう。餘り信用の置けぬ書物ではあるが、倭姫命世記によれば、大御神の御靈代は阿佐加藤方片樋宮に四ヶ年間奉安せられたとあり、藤方は今安濃郡に屬するから、此界隈をアサカと稱へたものと思はれる。此神と伊勢との縁故は少しも説明せられて居らぬが、右の倭姫命世記に猨田彦の神裔と稱する宇治土公の祖太田命といふものが伺候して、五十鈴川上に靈地があることを啓したとある所を見ても、猨田彦又は其子孫が居住したのは上記の多氣郡佐奈村ではなく、五十鈴川附近であつたとせねばならぬ。若し然りとすれば此神は恐らくは往昔大神宮に奉仕した優人部族の祖先で、其子孫が家門の榮譽を舉揚する爲に、祖神の出現を天降傳説に結びつけたのであらう。此想定は挿話中の挿話ともいふべき古事記の左の一節によつても裏書せられるので

ある。

故その猨田毘古神阿邪訶に坐しける時、漁（スナドリ）して比良夫貝に其手を咋ひ合はされて、海鹽（ウシホ）に沈溺（オボ）れき。故その底に沈み居る時の名を底度久御魂（ソコドクミタマ）といひ、其海水（シホ）の都夫多都（ツブタツ）時の名を都夫多都御魂といひ、其阿和佐久時の名を阿和佐久御魂といふ

ヒラブ貝は平身（ヒラム）貝の謂で、今では此名を用ひぬが、帆立貝のやうな淺い大きな貝を意味したのであらう。其開いた口に指をつき込んで咋ひ締められ、水中に引込まれたといふのは甚氣のきかぬことで、此神の事蹟として特に語り繼がれる價値があらうとは思はれぬのみならず、次に神號に託して述べた事がらも、周章狼狽して水底から浮び上る光景の描寫と見るの外はない。即ち一旦海底に沈んだことを底ドク御魂と稱し、――ドクはツク（著）の古言で、後章の歌詠にも「鴨ドク島」と用ひた例がある（第二一五頁）――海底でもがいた爲、氣泡の立上ることをツブタ

ツといひ、之を神格化したのがツブタツ御魂で、其水粒が海面に於て泡沫となつて開いたことをアワサクと形容し、此を神に擬へてアワサク御魂と稱へたのである。されば其は決して事實談ではなく、後日此神に扮した優人が演じた所作事の光景を傳說子が巧に取入れたものとせねばならぬ。神樂として此やうな滑稽劇が演ぜられたことは、後章に說述する紀一書(四)の山幸海幸傳說中にも見え、海幸彥が弟の惱を釋かんが爲に、犢鼻を著け、掌と面とに赭を塗り、汝の俳優之民たらむというて、溺苦之狀を演じたとあり、其狀況が次の如く描寫せられて居る。

初潮漬レ足、則爲二足占一、至レ膝時則擧レ足、至レ股時則走廻、至レ腰時則捫レ腰、至レ腋則置二手於一レ胸、至レ頸時則擧レ手飄（タビロカス）レ掌

猨田彥の場合とは順序は相反して居るが、溺苦之狀は同一で、上代人の眼に熟した所作事であつたから、材料として利用せられたものと思はれる。此觀察にして誤まらずとすれば、之を演じた猨田彥自身が俳優であつたか、若くは優人部族の

祖神とせられたものと見ねばならず、サルダといふ名號も亦之を證して餘りがある。サルといふ語は第三卷(一三〇頁)に述べたやうに、現代語のサレ(戯)、シャレ(洒落)、チャリ(諧謔)等の原形で、サルを約濁すればサルドとなり、更にサルダと轉呼せられたこともあり得べきである。從來此語義を說き得ずして種々に曲解したが、就中宣長は尻明光彥(シリアカルテラヒコ)の義なりとし、シリ(尻)のリとアカル(明)のアとを省いてシカルといひ、之を約してサルとし、テラの切タなるが故にサルタ彥と稱へ、猿猴にもサルといふ名を負はせたのであると說いた。恐らくは「猿の尻(ケツ)眞赤いナ」といふ俚言から思ひついたのであらうが、今では此やうな牽强說を肯定するものはあるまい。或はサルダを地名とし、狹長田をサナダと訓み、其音便なりとする說もあるが、狹長は上記の如く佐那縣ともかくから、サナガタであらねばならず、ガをルと轉呼する理由もあり得ぬ。其他土公の祖と稱せられる事の故を以て、之を度會郡の大土御祖神社〔式〕に結びつけ、出雲の大年神の子なる大土

神亦名土御祖之神(第一卷二三三頁)と同一神なりとし、更に之を同じく出雲神の一なる佐太大神の別名として、猨田はサダと訓まざる可からずとする廻りくどい解釋の如きは歯牙にかけるに足らぬが、皇孫に先行した神なるが故にサ(先の語幹)タ(立の語幹)の意を以て名を負はせたとする說も亦牽强の譏を免かれぬ。此神が先啓行又は奉仕御前を申出でたとあるにも拘はらず、之を實行した形跡のないことは上述の通りであるのみならず、其名を負うたと稱せられる猨女をサメと呼んだといふことも耳にせぬから、猨田はサルダであらねばならぬ。

上述の如く猨田彦が伊勢神宮の優人部族の祖神であるとすれば、同國に定着したと說かれたのは至當で、天のウズメの命が應對接伴に任じ、且此女神の後裔がサルダ彦の名を負うてサルメの君と稱したと傳へられた理由も判明する、猨女は第三卷(一三〇頁)に述べたやうに、神樂に奉仕する優伶部族の名で、宮中のみならず大神宮にも配屬せしめられたことは言ふまでもなく、後世神樂の樣式が一變し

た爲に殆ど忘れられたけれども、飛鳥朝以前には伊勢に定住した猨女君氏も少くはなかつたと推察せられる。尙其以前には猨田彥を祖とする優人部族が之と併立したのであらうが、或る時代に於て其職務が猨女氏によつて獨占せられるやうになつたので、繼承の事由を說明する爲に、猨田彥を見顯はし、且之を伊勢に送り屆けた功によつて猨女といふ名を賜はつたとしたものと思はれる。この說は宮廷奉仕の猨女君にも採用せられ、大和と伊勢とに於て多少辭句を異にして語りつがれたので、紀一書(一)は專ら大和系の傳承により、稗田阿禮は伊勢傳說をも參酌して補綴を加へた爲に、兩書の間に相違を生じたのであるが、其源泉は一つであらねばならぬ。

古事記には右の外に尙一つ次の如き插話が附記せられて居る。

是に猨田毘古神を送りて還り到る。乃ち悉く鰭の廣物、鰭の狹物を追ひ聚めて、汝は天つ神の御子に仕へ奉らむやと問言ふ時、諸の魚皆仕へ奉らむと白

す中に、海鼠白さず、爾、天宇受賣命海鼠に謂らく、此口や答へせぬ口と云ひて、紐小刀もち其口を拆きき。故今に海鼠の口拆けあり。是を以て御世嶋之速贄獻る時猨女君等に給ふなり

これは疑もなく或時代まで猨女君に速贄を下賜せられたことの由來を說いたもので、御世嶋之の四字は舊事本紀(前田本)に其御世島とあるから、――刊本には島の字なく其御世御世とある――御世島といふ地名とも解せられぬことはないが、其名が聞えぬ所を見ると、宣長の說の如く、御世々々の誤脫で、嶋は後の志摩國を意味するのであらう。此地は萬葉集(六卷)にも御食國志麻と詠ぜられ、海產物を貢進するを例としたことが內膳式等にも明記せられて居り、速贄は早季貢進物の意と思はれる。ニヘ(贄)は神及高貴に供饌することをいふのであるが(第三卷七七頁參照)、これは神宮に獻る贄を意味したのであるかも知れぬ。大神宮式にあげた諸國の封戶二百一戶中、志摩國が六十六戶の最多數を占めて居るのは、贄貢進の爲

なることは勿論で、齋宮調庸雜物中にも此國から上納する多量の海産物を擧げ、ことに熬海鼠（イリコ）一百片とあるのは注意すべきことである。恐らくは貢進物中この品物が主要位置を占めたか、或は志摩の特産品であつたので、其から思ひついて此話を案出したのであらう。

海鼠は和名抄に崔禹錫食經云、海鼠似レ蛭而大者也、和名古（コ）、本朝式加ニ熬字一云ニ伊里古一とあり、口と肛門との外には開孔を有せず、觸手顯著ならざる種類に在つては、口は創瘢の如き形狀を有するが故に、答なきことを怒つて天宇受賣が紐小刀で切り拆いたといふ説を生じたのである。紐小刀は從來字によつて紐に取つけ又は紐を取著けた短劍と解して居るが、垂仁紀には匕首にもヒモカタナといふ訓を與へ、紐の有無を問はぬやうであるから、或はヒモロギのヒモと同じく（第五卷一四頁）ヒメ（秘）の音便で、修飾語的に用ひられたのではあるまいか。小刀は和名抄にも加太奈と訓してあるが、之を片刃の兵器と解するのは誤りで、カタ（像）を

彫るに用ひるナ(刄物)をいひ、アイヌ族が今もマキリを必携品とするやうに、古は男女ともに之を帶同したものと思はれる(日本古俗誌第四七頁)。記傳の說によれば、天宇受賣は女人なるが故に之を懷中したので、ヒモは下帶をいふとあるが、次にも日子穗々手見命が御佩かせる紐小刀を解いて和邇に授けられたとあるから(第一八七頁)、女子用に限るものとすることは出來ず、又大刀之緖をタチのヒモというた例のない所を見ても、緖を取着けた小刀の謂とすることは困難である。故於レ今海鼠口拆也とあるのは勿論傳誦者の追加で、鰭廣物鰭狹物(第五卷一三五頁)、卽ち大小魚類中、口の拆けて居らぬものは絕無といふてもよく、決して海鼠に限つたことではない。

上述の如く論究すると、此一段の物語が猨女君氏の家門の光榮を誇示する爲に挿入せられたものであることが極めて明白であるが、猨田彦は果して之が脚色の爲に案出せられた架空の人物であらうか。若くは古傳說中の一神で、縱ひ紀本文

及他の一書に見えずとも、或氏（部）族に於ては實在を信ぜられて居たかといふことについては尙疑問が殘されて居る。其風貌の描寫が餘りに誇張的である所を見ると、空想の產物とも思はれるが、或る異形の人物が天孫一行の寄泊地に現はれて、葦原中國の情報を與へたと傳へられたことは有り得べきで、其人自身又は其後裔が伊勢に土着して、後日俳優の業を以て神宮に奉仕したことも絕無とはいへぬ。假に此見地に從ふとすれば、傳說の裏面に潛む眞相はほゞ次の如く釋明し得られる。

（一）天之八衢は上述のやうに、天孫の鄕土から筑紫の日向に至る途中、交通路の衝にあたる一島を意味するものゝやうである。

（二）猨田彥の鼻長身長は後人の加へた虛飾で、口尻明耀眼如二八咫鏡一（紀）又は上光二高天原一下光二葦原中國一（記）とあるのは、顏面軀體を赤く塗つたことを誇大に形容したのではあるまいか。魏志倭人傳によれば倭人は以二朱丹一塗二

其身體一如二中國用レ粉也とあり、上揭の如く吾田の隼人の祖先と稱せられる火酢芹命も著二犢鼻一以レ赭塗レ掌塗レ面とある。倭が韓半島南部及九州西岸に居住したアマ（海人）族に對して支那人が與へた稱呼であることは第三卷（二〇七、二三五頁）に述べた通りで、ハヤト（隼人）はハヤ（南）ヒト（人）の謂であるから（第一卷一七七頁、第二卷二〇八頁）、塗赭は海人族特有の習俗であつたと思はれる。現にミクロネシア、ポリネシア人間には、祝祭典に際して此身飾を見ることがあるのである。右の推測が誤まつて居らぬとすれば、猨田彦も亦南方人で、しかも凡俗とは異り、神事に携はることを職とし、正裝を施して居たものと思はれる。

（三）伊勢志摩は夙に海人族の來住した地で、伊勢のアマ、志摩のアマと古歌にもよまれ、漁撈を以て生業とした。島の速贄を特記したのも、恐らくは猨田彦と由緣があるからであらう。神宮建立後その族人が傳來の舞踊を以て奉仕

したことは有り得べきで、之をサルドと稱へたことは文獻には現はれて居らぬが、對岸の三河から出る萬歳踊の道化役を才藏と稱へるのは、恐らくはサルドの訛であらう。

(四) サルドの部長が、自族中天孫に奉仕したものがあつたといふ傳承に基き、遠祖を之に擬したことは有り得べきで、其名をサルダ彥としたのは、本號を逸した爲、職業名を之に負はせたのであらう。――天糠戸、玉祖命等と同例である(第三卷一〇九頁以下參照)。

右の如く考察すると、此傳說はもとサルド部族から出たもので、天のウズメの命を族母とするサルメが其に代つて神樂を擔當するに及び、之を繼承したばかりではなく、兩部族の關係を說明する爲に、自族の祖神が猨田彥の對應接伴に任じたが故に、サルメの名を與へられたと附會したものと思はれる。古事記に收錄せられた此一段中には、伊勢の猨女君氏の家傳も含まれて居るといふ私の推定は、

之によつて證明せられるのである。

之を要するに、天降傳說の本旨からいへば、路次の一島に占據した南方系の一豪傑が天孫に歸順したといふ口碑が、眞僞は知らず、伊勢方面の海人族間に存したといふことの外、全體としては殆ど無關係の一挿話で、五伴緖の一人なる天のウズメの命によつて繫がれて居るに過ぎぬのであるが、民族史的見地よりすれば前卷(第二章)にあげた天稚彥傳說と同じく、移動進展の一事實を暗示するもので、海人族が常に天孫氏の先驅となつて國土開發に寄與し、皇室に對して忠順なる民であつたことの一例證である。踐祚大嘗祭に隼人が風俗歌舞を奏するといふことも〔令義解〕〔式〕、決して中古大隅及阿多隼人が皇化に浴した後に始まつたのではなく、其起原は遠く伊勢神宮にあつたのかも知れぬ。

第三章　木花之開耶姫

左久夜毘賣と阿多都比賣――其出自――生者必滅の因――所生と名號――産屋燒燬――助産育兒

瓊々杵尊が國神の女を娶されて御子を設けられたといふのは史實のやうであるが、序說にも述べたやうに、此事件を經とし、種々の傳說を緯として、色彩艷麗なる一篇の物語が織り出されたので、見る人の眼を眩まし、史實の鑑別を困難ならしめた。寵幸を得た貴女は後記の如く一人ではなく、其名も色々に傳へられて居るが、木花之開耶姫といふ稱呼が最もよく人口に膾炙し、且嫡統の所出でもあるから、此題號の下に諸傳を考覈して分析釋明を試みる。

紀の本文には彼國有二美人一とあるのみで、邂逅の機縁を說いて居らぬが、他の

諸傳には次の如く潤色せられて居る。

〔紀一書二〕　後遊二幸海濱一見二一美人一

〔同　六〕　天孫又問曰、其於二秀起浪穗之上一起二八尋殿一而、手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶

〔記〕　於レ是天津日高日子番能邇邇藝命於二笠沙御前一遇二麗美人一

記によれば美人の居住地は笠狹半島であらねばならず、一書（二）に從へば海濱とすべきで、他の一書（六）に秀起浪穗の上に八尋殿を起すとあるのも、海岸低地に大屋を構へたことを意味するのであらうが、必しも事實に基くものと斷定することは出來ぬ。手玉玲瓏織紝はテタマ（タタマ）もモユラにハタオルと訓み、織刀又は梭を動かす毎に手首につけた玉佩がゆらめき鳴ることをいひ、美人を連想せしめる爲に挿入せられたものと思はれるが、吳織漢織等の工女が未だ來朝しなかつた以前にも、或は乞巧奠の故事が尙知られて居なかつた時代にも、衣織女といへ

ば年少美人と了解せられたかといふことは疑問で、少くとも我上代の倭文部（第三卷二三四頁）及神服部（ハトリ）等の工人は女性に限らなかつたやうであるから、此一句は寧ろ後日の潤色と見るべぎで、從つて波上の八尋殿も亦空中樓閣とせねばならぬ。さりながら吾田鄕の水邊に居住した一女性が天孫の寵を得たといふことは、左記の名號によつても肯定せられる。

〔紀本文〕　鹿葦津姫　亦名吾田津姫、亦名木花之開耶姫

〔同一書二〕　神吾田鹿葦津姫亦名木花開耶姫

〔同　三〕　神吾田鹿葦津姫

〔同　五〕　吾田鹿葦津姫

〔同　六〕　木花開耶姫亦號豐吾田津姫

〔同　八〕　木花開耶姫命

〔記〕　神阿多都比賣亦名謂二木花之佐久夜毘賣一

右の如く區々に傳へられて居るが、大別すると吾田の鹿葦津といふ地名を負ふものと、サクヤといふ語を名號とするものとに分けることが出來る。鹿葦津といふ地名は廢絕したが、上古ツ(津)と稱したのは、多くは河口又は河流の泊地(トマリ)で、吾田津とも稱へた所を見ると、此地を貫流する萬(マ)ノ瀨(セ)川の舟着場であつたと思はれる。鹿葦津は從來カアシツと訓まれて居るが、上代の發音法によれば、此場合のアは上の母韻に攝せられてカシツと稱へた筈であるから、加世田及笠狹のカセ又はカサと同語から分化したのであるかも知れぬ。神吾田、豐吾田の神、豐は美稱なるが故に、之を略しても大差はなく、此二地名卽ち吾田(津)と鹿葦津とを各別若くは連用して、之に美稱敬稱をそへ、吾田津姫、神阿多都比賣、豐吾田津姫、鹿葦津姫、吾田鹿葦津姫、神吾田鹿葦津姫などと稱へたのであるが、同一人をさすことは言ふまでもない。

木花(之)開耶姫もまた神(豐)吾田津姫の一名とせられ〔紀本文〕〔一書六〕〔記〕、從

來之に對して疑を挾んだものもないが、開花といふ意を以て名號としたものならば、出雲傳説の木花知流比賣の如く、木花佐久毘賣を以て足れりとし、殊更に木花之といひ〔紀本文〕〔記〕、開(佐久)の次に耶(夜)といふ音を加へた筈がないから、文字を離れて考察を試みる必要がある。大山津見神の子を木花之開耶姫と稱するのは由緣のないことではないが、夏山姓なるが故に大犬丸を茂樹と更めたといふやうな命名法は〔大鏡〕、上代には存せず、或觀念を神格化した稱號を人文神に與へた例はない。今日まで傳へられた古い神名人名中には、或は事蹟に因み、或は頌德の意味を以て諡したものもあるが、生存中から諡號を用ひた筈はないから、神靈とならざる以前に於ては、別に稱號を有したことは勿論で、貴人に在つては多くは住所に敬稱をそへて用ひたものゝやうである。されば木花之開耶姫も、次に述べる死因說話を離れて考へると、サクヤの貴女を意味し、木花之は枕詞的に冠せられたものと見ることが出來る。――神名に枕詞を用ひた例は出雲傳說にも

少くはない（第四卷第二章參照）。――サクは信濃國佐久郡等の如く地名としても用ひられ、隘處（迫）を意味するものゝやうで、和名抄に伊作郡としてあげた今の伊作町は此サクに接頭語イを冠したものと思はれる。イを接頭したのは發音の便宜の爲で、薩人は特に之を用ひることが多かつたと見えて、イシキ（伊敷）、イシノ（伊集）院、イフスキ（揖宿）等其例が多い。この地の貴女をサク姫といはずして、サクヤ姫と稱へたのは、鳥見の長髓彦の妹を鳥見屋媛と號したのと同例で、御屋（宮）の意を以てヤを添付したのであらう（第五卷一九六頁參照）。されば鹿葦津姫と同一人と見なすことは困難で、全然別個の女性であつたとせねばならぬ。古俗に於ては多娶は毫も不可とせられなかつたのであるから、兩女性共にニニギの尊の寵幸を得たとしても、少しも怪しむに足らぬことであるのに、同一人であるかのやうに言ひ傳へたのは、紀に初期御歷代の妃嬪を盡く皇后の御名の異傳としてあげたのと趣を同うするもので、後代思想の反映であらうが、上世に於ては必しも

嫡庶の別は存しなかつたのである(第四卷一四六、一四七頁)。

右は高千穗時代の史實を檢討する上に於て極めて重要なる鍵鑰で、傳說面に現はれたあらゆる矛盾怪疑は、佐久夜毘賣と阿多都比賣とを分離することによつて盡く氷解するのである。木花之開耶姬といふ名號の緣によつて、褒死の因が說明せられたのは、傳會に過ぎざること後記の通りで、皇子生誕、御兄弟の不和等に關する奇怪なる說話も、一母胎の所生とした爲に牽强せられたものであることが判明する。卽ち一產三(四)子の奇蹟は事實ではなく、隼人族の女なる阿多都比賣と、大山津見氏の子なる佐久夜毘賣とが各一子を有し、兩種族の間に繼位の爭が起つたことを、山幸海幸の民譚に託して述べたのである(次章參照)。

吾田津姬又は鹿葦津姬が隼人族なることは其居住地からいうても、所生の皇子が隼人吾田君の祖とせられたことによつても疑はないが、紀記の所傳には上記の如く木花之開耶姬の一名とせられて居るので、其出系は說かれて居らぬ。確說で

はないが、或は事勝國勝長狹が遠來の貴人を迎へて其女を進めたのではあるまいか。當時の事情から推しても有り得べきことで、やゝ後の世までも天皇又は皇子が巡狩地の土豪の女を娉せられることは殆ど恒例であり、先住者を懷柔する最良の手段であつたことは、既に前卷(第二七一頁)に述べた通りである。日向國(大隅)にも右の如き口碑を傳へて居たと見えて、塵袋(第六)に次の如き記事がある。

日向風土記云、皇祖裒能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗槵生峯ニアマクダリマシテ、是薩摩國閼駝郡竹屋村ニウツリ玉ヒテ、土人竹屋守ガ女ヲメシテ、其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケル……

贈於郡高茅穗槵生峯とあるのは、明に襲之高千穗峯の訛傳であるが、土人竹屋守の女は吾田津姫のことであらねばならぬ。竹屋守のモリは夷守、縣守などとも用ひ、領主に對する敬稱で、魏志の倭人傳にも對馬、一支、奴國、不彌國等の官人を卑奴母離(夷守の訛か)と稱へたとあり、古く九州地方に通用した稱號のやうである

から、竹屋守は和名抄に阿多郡鷹屋とある地方の領主を意味すること疑なく、事勝國勝長狹に相當する。御子を二柱とすることも後記論究の結果と一致するが、二柱ともに竹屋守の女としたのは誤傳にもとづくものである。

大山津見神は――紀に山祇とあるのは借字――山住族の首長(カミ)の謂であるから(第一巻二一二頁)、海濱に居を選んだ筈はなく、上掲邂逅を說いた諸傳は、專ら鹿葦津姫にかゝるものと思はれる。されば開耶姫を娶されたのは、伊作方面に進出せられた時のこととすべく、御滯留の日が短かつたので、一夜受胎說すら生まれたのである。娉娶に關しては紀記諸傳各自所說を異にし、紀本文には次の如く叙述せられて居る。

皇孫問ニ此美人一曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶ニ大山祇神一所レ生兒也、皇孫因而幸之、卽一夜而有レ娠

此傳に限り大山祇神を女性とし、天神が之を娶つて此美人を生ませたとあるのは

注意すべきことで、宣長は大山祇神の次に女の字脱かといひ（山薩）、或は天神娶の三字を以て攙入なりとする說があるが（通釋）、オホヤマツミは上記の如く族名で、個人名ではなく、女命をも亦カミと謂ひ得ることは勿論であるから、此やうな一傳が存したものとすべきである（第七章參照）、ニニギの尊以前に天神卽ち高天原人が此地に渡來したといふ口碑は傳はらぬが、絕無のことではなく、或は神ムスビの命を高天原系に列した結果として、キ（木）族の貴種を天神と稱へたのかも知れぬ。たとひ父は外來者であつても、此貴女がヤマツミ（山住）族人たることには變りはない。

紀一書（五）（八）も亦大山祇神の女として、吾田鹿葦津姫又は木花開耶姫命一柱のみを擧げて居るが、他の一書（六）には

大號₂磐長姫₁、少號₂木花開耶姫₁、亦號₂豐吾田津姫₁云云、皇孫因幸₂豐吾田津姫₁、則一夜而有ㇾ身、皇孫疑ㇾ之云云

とあり、姉妹二女の名を擧げて居る。さりながら此書の所說は卷末添付の原文によつても明なるが如く、諸傳の拔萃綜合のやうに思はれるから、恐らくは此部分は左記一書(二)の傳から取つたのであらう。

皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬、因白、亦吾姉磐長姬在、皇孫曰、吾欲以汝爲妻如之何、對曰、妾父大山祇神在、請以垂問、皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子欲以爲妻、於是大山祇神乃使二女持百机飮食奉進時、皇孫謂姉爲醜、不御而罷、妹有國色引而幸之、則一夜有身、故磐長姬大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落。一云、磐長姬耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如木華之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之緣也

此一書は前卷第四章及本卷第一章に論述したやうに、中臣氏の一家傳に過ぎぬの

であるが、古事記がその原文に據り、古言を以て之を收錄したので、正傳であるかのやうな印象を世人に與へて居る。さりながら史實として見るべからざることは勿論で、木花之開耶姫といふ名號を開花の意と解して、之に假託して寶算又は人壽の長からざる原因を說いた一民譚に外ならぬのである。記の所說は次の通りである。

是に天津日高日子番能邇邇藝命、笠沙ノ御前に麗美人(ウツクシキヲトメ)に遇ひたまひしかば、誰が女(メノコ)ぞと問ひたまひき。答へ白さく、大山津見神の女、名は神阿多都比賣、亦の名は木花之佐久夜毘賣と謂ふと白す。また汝が兄弟(ハラカラ)ありやと問ひたまへば、我が姉(イロネ)石長比賣在りと答白(マヲ)す。爾(スナハチ)詔りたまはく、吾(アレ)汝に目合はまく欲りするは奈何(イカニ)と詔りたまへば、僕(ア)は得白さず、僕(ア)が父大山津見神白さむと答へ白す。故其父大山津見神に乞ひ遣(ヤ)りし時、大く歡喜(ココロ)びて、其姉石長比賣を副へて、百取の机代之物を持たせて奉出(マツリダ)しき。故爾に其姉は甚凶醜(イトシコメキ)により見

畏みて返し送りて、唯その弟木花之佐久毘賣を留めて一宿爲婚たまひき。爾に大山津見神石長比賣を返ししによりて大く耻ぢて白し送言、我が女二並べて立奉る由は、石長比賣を使さば、天神の御子の命は、雪ふり雨零り風吹くとも、恒に石のごと常堅に動ぎなく坐せ、亦木花之佐久夜比賣を使さば、木花の榮ゆる如榮え坐せと、宇氣比て貢進りしなり。此石長比賣を返らしめて獨り木花之佐久夜毘賣を留めたまへば、天神の御子の御壽は木花の阿摩比能微に坐さむと言しき。故是を以て今に至るまで天皇命等の御命長からざる也

右の如く文體は相違して居るが、趣意は殆ど變りはなく、夭折の因は醜貌の故を以て寵幸を得なかつた磐長姫又は其父の怨恨咒詛にあるといふのである。神の裔なる人間は神と同樣に不老不死であつて然るべき筈であるのに、寂滅を免かれぬといふことは、上代人には不可解であつたから色々に說明せられたので、イザナミの命が男神の不實を憤つて、一日に人草千頭を絞り殺さむと詛うたとあるのも

(第二卷一一八頁)或は之を意味したのかも知れぬ。但しニニギの尊の輕擧に因するとしたのは、決して高千穗傳說の原形ではなく、木花開耶姫といふ名號によつて案出せられたので、磐長姫の名も話の筋を運ぶ爲に後日追加せられたものとせねばならぬ。さればこそ右の二書以外には此說を擧げたものがないのである。

大山祇神が二女に百机飮食を持たせて差出したとあるのは、上代の娶取の儀禮をいふもので、百机飮食は海宮遊行章下(一書三)に饌百机とあるに同じく、舊訓モモトリのツクヱモノとあり、モモ(百)の原義は衆多で、トリはタリ(足)の音便であるから具足を表示し、ツクヱモノは字の如く案上の食饌を意味する。上代の嫁娶習俗によれば、新郞はツマドヒの物卽ち聘物を携へて新婦の居を問ひ、新婦は多くの食饌を案上に陳ねて新郞を饗したもののやうで、こゝも大山祇神が天孫の娉を快諾して、二女をして其禮を備へしめたことを謂ふのであるから、天孫が兩女の許に行かれたものと了解すべきである。然るに古事記に奉出又は返送等の文

字を用ひてあるのは、兩女が天孫の御舍（ミアラカ）を訪れたと誤解した爲で、其見地から百机の飯食物を持參するが如きことは有り得べからずとして、之を百取机代之物とあらためた。其はツクヱノモノ（机饌）の料（シロ）といふ意で、今の結納のやうに若干品物を以て代表させた事をいふのであらうが、上古の習俗でなかつたことは勿論である。――記には次の海宮の記事にも百取机代之物といふ語を用ひて居る。

咒詛の辭は紀〔一書二〕には磐長姫の口から出たとし、記には大山津見神が白し送つたとあり、且其表現様式も相違して居るが、其は同一原說が取々に傳承せられ、稗田阿禮が誦み習うたのと、紀の編輯資料に供せられたのが別本であつたからで、紀一書（二）にも一云として部分的異傳が併錄せられて居るのである。上記の如く本來假構說であるから、其いづれに從うても差支のないことであるが、脚色當時の社會狀態から考察すると、疎んぜられた女性の怨言としたのが原說と思はれる。有力な神（首長）が憤慨したとすれば、決して咒詛を以て甘んぜず、必然

兵力に訴へた筈である。記の所說は古言を以て敍述してあるので、古傳の面目をあらはして居るやうに見えるが、逐語研究すると却つて不合理な點があり、宣長の與へた訓詁にも疑のあるものがある。左に紀と對照する旁ら、二三の語句について釋明を加へることにする。

使二石長比賣一者、使二木花之佐久夜毘賣一者の使の字は、紀に爲レ醜不レ御、不レ斥レ妾而御者とある御にあたるものであるから、メスといふ動詞に充てられたものとすべきであらう。宣長はツカハシテバと訓したが、其佐久夜毘賣すらも僅に一夜留宿とあるのであるから、此は使役といふよりも一層端的に枕席に侍せしめることを意味したものとすべきである。雖雪雨零風吹は眞福寺及延佳本には雨の字なく、單に雪零風吹とあり、宣長は之に從ひながら、雪を雨の誤寫として、アメフリ風吹ケドモと訓み、「木花の雨風に移落（ウツラ）ふに對へて云るなれば必雨をいふべし……風一つに並べて雪と雨と二つをいふべきにあらず」と論じて居るが〔記傳〕、こ

こは常堅不動坐の條件であるから、降雪を加へることを妨げず、零を雪と雨とにか丶るものとして、ユキフリ・アメフリ・風吹クトモ――フケドモと訓するは非、此は語法上假設條件であらねばならぬ――といふ三聯立句と見れば少しも差支のないことである。恒如石而をトコシヘナルイハノゴトクと訓したのも亦誤りで、トコシヘといふ語が屬性表示に用ひられたものとすれば、如二恒石一而とあるべきであるから、卜部本の訓の如く、ツネニイハのゴトと讀むべきで、恒にはトコシヘニといふ訓もあるが、下に常（トキハ）といふ語があつて重複するから、ツネニの方がよい。常堅不動坐の常堅は舊事本紀（第六）に常石堅石とあるやうに、トキハカキハと訓むべく、石の字のないのは必しも誤脱ではなく、自明であるから之を省いたので、眞福本寺には石常磐とある。不動はユルギナクといふ語に充てたものとすべきで、意を以て添へた不可讀の字なりとする記傳の説は理由がない。

又天神御子之命と天神御子之御壽とに書き別けたのは、同語の重複を避け、後

の場合にはミヨハヒ（御世延）と誦せしめんが爲であるから、記傳のやうに一例にミイノチと訓むことには同意しかねるのみならず、發音法則上ミイノチはミノチと約することを例とするが故に、ミイノチといふ古言が存したかといふことすら疑問とすべきである。宣長は萬葉集第二卷の御壽者長久天足有（一四七）をミイノチハナガク。天足（タラ）シタリと讀んで、之を以て例證としたが、此句は代匠記に從ひ、オホミイノチハ・長ク天タレリと訓むべきで、天皇に對してはオホミといふ美稱を用ひることを例とする。

右の外は大體に於て記傳の訓に從ふべきで、文意はおのづから明白であるが、亦使㆓木花之佐久夜比賣㆒者、如㆓木花之榮㆒榮坐といふ十八字に相當する辭句は紀一書（二）には見えぬ。祝禱をこめて貢進した兩女の中、一人が寵幸を得なかつた場合、その分だけの祝禱が解消するのは當然であるが、之が爲に嘉納せられた他の一人の共が逆作用を起すべき理由はないから、天神御子之御壽は磐石の如く長

久ならずとも、皇胤は花の如く榮え坐すと說明せねばならぬ筈である。されば此もまた紀の傳を可とすべきで、恐らくは一云として擧げられたやうに、磐長姫が身をはかなみ、世を詛うた爲に、蒼生が短命になつたといふのが原說であらう。如二木華之俄遷轉一當二衰去一矣といふ咒言のうちには、木花開耶姫に對する怨も含まれ居ることは勿論であるが、打つけに唯弟獨見レ御、故其生兒必如二木華之移落一とあるよりも趣が深く、古傳らしく思はれる。木華之移落または木華之俄遷轉は意譯で、原語は記の如く木花之阿摩比能微(アマヒノミ)であつたに違ひはないが、アマヒノミを右の漢譯から逆推して、脆弱而已(アマイノミ)の義なりとする宣長重遠等の說は無稽の甚しきもので、アマシ(甘)を緊固の反對の意に用ひるのは、辛(カラ)からずといふ意から出た後世の轉義であるのみならず、ノミは宣長自身も主張したやうに、古は限局の義のみを表示し、助字の耳または而已の意には用ひられなかつたから(記傳一卷)、アマヒノミといへばアマヒ之身と解する外はなく、アマヒはオモヒ(思)と語原を

同うし、ア（オ）は接頭語で、マヒ（モヒ）はマ（凶）の活用形であらねばならぬ。さればアマヒノミは寂滅を免かれぬ身をいひ、木花之といふ語を冠したのは木の花ノヤウニといふ比況で、之を紀に如二木華之移落一とも如二木華俄遷轉一當二衰去一とも漢譯したのである。こゝに唾泣之とあるのは第二卷（一二五頁）に述べたやうに、咒詛の一形式と思はれる。

　右の如く此一齣は木花之サクヤ姫といふ名號を開花の意と解し、之に託して生者必滅の理を說明したもので、磐長姫は添加人物であるから、大山津見神の女は原說にはサクヤ姫一人と傳へられたものとせねばならぬ。一夜の寵幸によつて受胎した皇胤は、上代の習俗に從ひ母家に於て降誕し、やゝ生長の後父氏に復歸したものと思はれるが、兩親の同棲が餘りに短かつた故に族人の疑惑を招いたといふことが、後記のやうな形式を以て傳へられた。然るに既述の如くサクヤ姫とアダツ姫とが同一人と誤傳せられた結果、ニニギの尊の諸王子は盡く一女性の出と

せねばならなくなり、一夜受胎說と合致せしめる爲に、一産數子の奇蹟を說かざるを得なかつたのである。されば御子の數、其名號、出生の前後の如きも諸傳一致せず、甚紛らはしいから、左に一目瞭然たらしめるやうに之を表示する。——數字は降誕順序を示す。

〔紀本文〕	(一)火闌降命(隼人等始祖)	(二)彥火火出見尊	(三)火明命(尾張連等始祖)	
〔一書二〕	(一)火酸芹命	(三)彥火火出見尊 亦號火折尊	(二)火明命	
〔同　三〕	(二)火進命 又曰火酸芹命	(三)火折彥火火出見尊	(一)火明命	
〔同　五〕	(三)火進命	(四)彥火火出見尊	(一)火明命	(二)火折尊
〔同　六〕	(一)火酢芹命	(二)火折尊 亦號彥火火出見尊		
〔同　七〕		(三)彥火火出見尊	(一)火明命	(二)火夜織命
〔同　八〕	(一)火酢芹命	(二)彥火火出見尊		

（一）火照命（隼人阿多君祖）
（二）火遠理命　亦名天津日高日子穗穗手見命
〔記〕　（三）火須勢理命

舊事本紀は一書（五）の傳に據つて居るが、火明命を工造祖としたのを異りにする。姓氏錄にも工造は火明命の後とあるけれども、其は尾張宿禰（連）と同祖であるから、天火明命の天を略したので、此火明命のことではない。思ふに舊事本紀は無考察に一書（五）の傳を蹈襲した結果、天火明命と火明命とが重複するやうになつたので、糊塗の手段をここに求めたのであらう。

右によれば御子の數は二柱乃至四柱であるが、一書（五）の傳は火折尊と彦火火出見尊とを各一柱として計算したもので、一書（二）（六）及記の所說の如く、異名同人とすれば三柱となり、火明命をあげざる一書（六）（八）及古事記に於ては、ニニギの尊の御同腹の御兄として天火明命または天照國照彦火明命の存在を說いて居るのである。尾張連等の遠祖は前卷第五章に詳述したやうに饒速日命で、其冠稱を天照國照彦天火明櫛玉とした舊事本紀は右の紀一書（八）と一致し、根據のある

ことのやうであり、――或は饒速日命は天照國照彦火明命の子であるかも知れぬが(第五卷一九八頁)――ニニギの尊の御子が日向國から大和に進出せられたことがあるとすれば、高千穗傳說に痕跡が殘らぬ筈はなく、神武天皇が鹽土老翁の報告を聞いて謂是饒速日歟(紀)と餘所事のやうに言はれたとは考へられぬから、先學の說の如く紀の本文に尾張連の祖として火明命をあげたのは誤傳にもとづくものとせねばならぬ。之を除けば此傳は一書(六)(八)の二子說と一致するのである。一書(二)(三)(五)は此訛傳を繼承したか、若くは火酢芹(火進)命の一名を火明命と稱したのを、別神と誤認したのであらう。他の一書(七)の火折尊と火夜織命とも、聊か發音を異にするが、同一名に外ならざることは後記の通りである。唯古事記の所說のみは全然一異傳であるかのやうに見えるけれども、火照命の實在には疑があるから、或は火須勢理命の一名であつたのを、一產三兒說に誤まられて二柱に別けたのではあるまいか。此は既に重胤(鈴木)の論破したことで、次のや

うに述べて居る。

此時生（アレ）坐る御子等は、火闌降命、彥火火出見尊合せて二柱神にて御座せり。然るに此に火明命あるは衍なり。一書どもを合せて思ふに、焰初起時生㆓火酢芹命㆒第二一書と、初火燄明時生㆓火明命㆒第三一書とは一時なり。此に依て火酢芹命火明命の一なることを知るべく、次火盛時生㆓火明命㆒第二一書と火炎盛時生㆓火進命㆒第三一書とは同事也。此を以て火明命火進命同神なることを明むる時は、火明命は火闌降命の亦名にて尾張連の祖天火明命とは本より別神なることを知るべし。また第五一書にては御子等四柱なるが如くなれども、此も二柱の傳なるを、共亦名を以、後に別神の如く誤れる事、殊に著明き者也かし。第六一書、第八一書の二傳ぞ、實に混れなき古說とは見えたりける。記に火照命に此者隼人阿多君之祖と見えて、火須勢理命に其裔孫を云はざるは、亦ノ名より二柱と混（マギレ）たるにて、此には〔紀本文〕火闌降命を是隼人等始祖也

と有り、海宮遊行章に其火闌降命卽吾田君小橋等之本祖也とあるに照し合する時は、火闌降命に火明命火照命と申す二の亦ノ名御坐にて、此に鹿葦津姫命の生み奉らせ玉へるは、二柱のみぞおはしましける(通釋による)。紀本文の火明命をも火闌降命の一名とし、此御子も彦火火出見尊をも鹿葦津姫の出とすることには同意しかねるが、ニニギの尊の御子を二柱と斷定したのは、上記日向風土記の說と一致するもので(第一一二頁)、卓見といはねばならぬ。或は他にも若干の子女が存したかも知れぬが、御血統の永續したのは此二柱だけで、以下の傳說にも常に此兩皇子のみが現はれて居るのである。

彦火火出見尊(紀)又は天津日高日子穗穗手見命(記)は尊號で、後記の如く神武天皇をも此名號を以て呼びまゐらせたとあるから(第六章參照)、御通稱は火折命であつたのであらう。火折は舊訓ホノサキとあるが、上記の如く火夜織(ホヨリ)とも轉呼し(一書七)、或は火折彦火火出見尊(一書三)ともある所を見ると、ホヲリと訓むので

あらう。正しくはホオリで母韻が重疊することの故を以て、オを半母韻としてホヲリ又はホヨリと發音したものと思はれる。さればホデミ(秀出身)の尊の場合と同じく、ホは秀の意で、オリはアリに通じ、貴人を意味する敬稱とすべきである(古語大辭典)。卽ち秀れた貴人といふ意に外ならぬのであるが、オリ(アリ)は廢語なるが故に、從來之に思ひ至らず、火折といふ文字について解釋し、降誕の機緣に牽强せられて居るけれども、産屋燒燬は明に後日の脚色であるから、火進命(一書三)(同五)、火明命(同二)(同三)(同五)(同七)、火照命(記)の如き異名は或は之から出たとしても、實在名號が虛構談にもとづくことは有り得ぬ。

他の一柱の名號は上揭の如く火闌降命(紀本文)、火酸芹命(一書二)、火酢芹命(同三)(同六)(同八)、火須勢理命(記)とあり、火闌降には此云二褒能須素里一と訓註してある。姓氏錄にも富乃須佐利乃命(阿多隼人)又は富須洗利命(二見首)とある所を見ると、ホノスソリともホ(ノ)スセリ又はホノスサリとも稱へたやうであるが、此

の如く發音が區々であるのは、原語の意義が不明になつた爲とせねばならぬ。案ずるにホは上記の如く秀の義で、スサリ、スセリ、スソリは、斷言を憚るけれどもスス(淸淨)アリ(貴人)の連約ではあるまいか。助語ノの有無は此場合問題にならぬ。酢(酸)芹の二字が訓假字に用ひられたものなることは云ふまでもないが、闌もまた欄の省畫で、スソをいひ、降はオリの假字にあてたのであらう。

ホスセリの命は上述のやうに吾田の鹿葦津姬の所生であるから、天孫が他人の胤であらうと疑はれたのは、ホヲリの命一柱のことで、之に憤慨して火を放つて潔白を證明したものも、木花之開耶姬のことであらねばならぬが、いづれの傳にも之を混同し、取々の脚色を加へて叙述して居る。左に先づ紀の本文の所說を揭げる。

即一夜而有レ娠、皇孫未二之信一曰、雖二復天神一何能一夜之間(カラニ)令二人有一レ娠乎、汝所レ懷(ハラム)者、必非二我子一歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作二無レ戶室(ウツムロ)一、入二居其內一而誓之曰、妾

所㆑娠若非㆓天孫之胤㆒、必當㆓燋滅㆒、如實天孫之胤、火不㆑能㆑害、即放㆑火燒㆑室、始起烟末生出之兒、號㆓火闌降命㆒、次避㆑熱而居生之兒、號㆓彥火火出見尊㆒、次生出之兒、號㆓火明命㆒、凡三子矣

此傳によれば皇孫と鹿葦津姫（木花之開耶姫）との間に直接問答があつたとは明記せられて居らぬのであるから、或は人を介して皇孫の意中を聞き、憤慨の餘り此擧に出たとせられたのかも知れぬが、一書（二）には會見が行はれたとある。古事記は同書の原文によつたものと見え、上揭の如く御子の名に相違があることの外は、ほゞ内容を同うし、次の如く叙述して居る。

故後に木花之佐久夜毘賣參出て白さく、妾妊身(ハラミ)て今産むべき時に臨(ナ)りぬ。是の天神之御子、私に産むべきにあらねば請(マヲ)すと白す。爾(スナハ)ち詔りたまはく、佐久夜毘賣一宿(ヒトヨ)にか妊める。是は我子にあらじ。必ず國神の子にこそと詔りたまへば、答へ白さく、吾が妊める子、若し國神の子ならば、産むとき幸あら

じ、若し天神の御子ならば幸あらむと白して、即ち戸なき八尋殿を作りて、その殿の內に入りて、土(ハニ)もち塗り塞(フタ)ぎて、產む時に方り火を其殿に著けて產みき。故その火盛に燒ゆる時、所ㇾ生子(ウメルミコ)の名は火照命、次に生める子の名は火須勢理命、次に生める子の名は火遠理命、亦の名(ミナ)を天津日高日子穗穗手見命といふ

無戸八尋殿は上揭紀(本文)の無戸室にあたり、一書(二)にも無戸室としてウツムロと訓ませてある。ムロは地面を掘り下げた筈であるから、之を覆ふにアヅマヤ(四阿)式の屋蓋を以てしたものをウツムロ(空室)といひ、入ヨ居其中一(又は入二其室中一)とあるのは、恐らくは天窓から降下したことをいふのであらうが、八尋殿の場合には必然側面に開口を有した筈であるから、記には入二其殿內一以ㇾ土塗塞としたので、トノ(殿)とムロ(室)とによつて描寫を異にしたのは注目すべきことである(第二卷四〇頁參照)。いづれにしても產屋に火を放つたといふことは紀の本

文と一致するから、恐らくは上古之を穢として使用後燒棄する習俗の存したことを、サクヤ姫の産室に託して叙述したものであらう。所生の子を其父に引渡すことを夫の許に分娩に行くと説きなした例は、次の章下にも見えるが(第五章參照)、常識で考へても其は有り得ぬことであるから、サクヤ姫が天孫の許に參向したといふのは、後の傳誦者の改案であらねばならぬ。一書(五)には後記の如く放火燒屋を後日の事とし、(三)(六)(七)(八)の一書には其顛末を説いて居らず(卷末原文參照)、降誕の機縁についても左記の如く(二)(三)(五)の三書は其々説を異にして居る。――紀本文及記の所説は上掲の引用文に見えるから省略する。

火酢(酸)芹命。　熖初起時(一書二)――火炎盛時(同五)

火進命。　火炎盛時(一書三)――火盛時(同五)

火明命。　火盛時(一書二)――火燄明時(同三)――火初明時(同五)

彥火火出見尊。　避二火熱一時(一書五)

火折彦火火出見尊。　避ニ火炎一時〔一書三〕

火折尊。　火炎衰時〔一書五〕

卽ち機緣から見れば重胤も論じたやうに、火焔が起つて盛に燃える時と、炎熱が衰退した時とに二大別せられるが、之を要するに火中から出現したといふことを潤色したに過ぎず、其實は分娩後に燒燬せられたものとせざるを得ぬ。然るに一書(五)には吾田鹿葦津姫抱レ子而來進曰、天神之子寧可ニ以私養一乎とあり、天孫が其子等(ミコタチ)を見そなはして妍哉(アナニヤ)、吾皇子者(ミコハ)、聞喜而生之歟(キキヨクモアレマセルカモ)と嘲り、固(モトヨリ)非ニ吾子一と疑はれたるにより、鹿葦津姫慍り恨み、誓を立てゝ子と共に無戸室に籠り、火を室に放つたけれども、少しも傷はれずに火中から脱出したと說き、其光景を次の如く描寫して居る。

其火初明時蹈誥(フミタケビ)出兒自言、吾是天神之子、名火明命、吾父何處坐耶、次火盛時蹈誥出兒亦言、吾是天神之子、名火進命、吾父及兄何處在耶、次火炎衰時蹈誥出兒

亦言、吾是天神之子、名火折尊、吾父及兄等何處在耶、次避二火熱一時躡誥出兒亦言、吾是天神之子、名彦火火出見尊、吾父及兄等何處在耶、然後母吾田鹿葦津姫、自二火燼中一出來、就而稱(コトアゲシテ)之曰、妾所レ生兒及妾身、自當二火難一無レ所二少損一、天孫豈見レ之乎、報曰、我知二本是吾兒一、但一夜而有レ身、慮レ有二疑者一、欲レ使下衆人皆知二是吾兒一幷亦天神能令中一夜有上レ娠、亦欲レ明下汝有二靈異之威一、子等復有中超レ倫之氣上、故有二前日之嘲辭一也

此説の妄誕なることは既に論じた通りで、其出所も不明であるが、紀の編者が之を捨てなかつたのは、仔細のあることであらねばならぬ。其描寫が詳密で且劇的場面を呈して居る所を見ると、或は上記阿邪訶劇と同じく、神樂に演ずる所作事の脚本であつたのではあるまいか。他に之を立證する資料がないが、火中降誕説が紀記諸傳に一齊に掲載せられて居るのも、此やうな神劇又は英雄劇が存し、世上周知で、或時代には事實と信ぜられて居た爲と解するの外はない。今もカグラ

（神樂）と稱する所作事には此種のものが多いのである。

一書（六）によれば豐吾田津姫は、誓の驗（シルシ）があらはれて雪寃の目的を達した後に於ても、之を以て恨事とし、爾後音信を通ぜぬやうになつたので、皇孫は之を遺憾とし、次のやうな歌をよまれたとある。

沖つ藻は邊にはよれどもさ寢床もあたはぬかもよ濱つ千鳥よ

歌意は歌謠篇中に詳述するから、爰には之を說かぬが、戀歌たることは疑なく、愛人の同衾を拒むことを怨む心情を詠じたものである。さりながら此豐吾田津姫が木花之開耶姫と同人とすれば、一夜の寵幸を得ただけで、情交は繼續して居なかつた筈であるから、天孫の口から此やうな怨言が出る筈はなく、且歌想及歌型の上から見ても、文藝興隆後の作とせねばならぬが、サネトコモアタハヌといふやうな古言（第四卷八二頁）を用ひてある所を見ると、古歌の遺篇たることは疑がない。或は彥火火出見尊と豐玉姫との贈答歌（第六章參照）の一異傳がこゝに紛れ込ん

だのであらうと解するものもあるが、いづれにしても事實談とは認められぬ。

他の一書(三)には臍帶の處置及嬰兒育養について次の如き傳說をあげて居る。

時以二竹刀(アテヒエ)一截二其兒臍一、其所レ棄(ステシ)竹刀終成二竹林(タカハラ)一、故號二彼地一曰二竹屋一、時神吾田鹿葦津姬以二卜定田(ウラヘ)一號曰二狹名田(サナダ)一、以二其田稻一釀二天甜酒(ウマサケ)一嘗(ニヒナヘス)之、又用二渟浪田(ヌナミタ)稻一爲レ飯嘗之

此は竹屋といふ地名と鹿葦津姬とに託して上代の助産及育兒の風俗を述べたもので、鸕鷀草葺不合尊奉養の條下(第五章參照)にも其斷片がある。辭句は簡潔であるが、極めて重要な文化史料であるから、煩はしいけれども逐次語釋を加へつゝ說述する。

竹刀は和名抄に日本紀私記云、阿乎比衣とあり、ヒエは刄柄の意で、――ハ(刄)をヒと轉呼した例は第五卷(一一五頁)にあげた。刊本の旁訓にヒヱとあるのは、ア行とワ行と取違へたもので、他にも類例の多い假字遣ひの誤りである。守部は之

によつてヒェグ(捭)意と說いたが〔道別〕、此動詞の語幹が名詞として存立し得べきかは疑問である――アヲを冠したのは其色をいふのである。竹の表皮側を橫斷面から一文字に削(ソ)ぎ落した緣邊は極めて銳利で、刄物に代用することが出來るから、之を青刄柄(ヒエ)と稱へ、黴菌毒素の媒介となる處が少いゆゑ、臍帶切斷用に供したので、中世の文獻にも見え、今も南島人は之を用ひて居る。棄てた竹刀が竹林(タカハラ)になつたといふのは、衝立てた杖に根が生ひ、大木となつたといふ現存の民譚と同工異曲で、あり觸れた空想であるが、此はタカヤといふ地名の由來を說く爲に添加せられたのである。タカヤは既述の如く和名抄に阿多郡鷹屋とある地で、今の川邊郡加世田町にあたるから、吾田の笠狹の域內に屬し、豪族の高屋が存したので名を負うたものと思はれる。或は第一章にあげた吾田の長屋(第七四頁)と同じく、天孫が滯留せられた大屋の所在地であつたかも知れぬ。其處には竹島といふ地點があつたとあり〔一書六〕、其名が字の如く竹から出たものとすれば、竹林が

存したこともあり得べきである。竹林をタカハラと訓したのは古言で、林をハヤシと訓むのは榮爲(ハエシ)の轉義で、神のハヤシから出たのである(古語大辭典)。

此譚は國人の間にも語り傳へられたと見えて、上に引用した塵袋(第六)所載の日向風土記の記事の終にも、土人竹屋守ガ女ヲメシテ、其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケル時ニ、カノ所ノ竹ヲカタナニ作テ臍緒切玉ヒタリケリ、其竹ハ今モアリト云ヘリとある。

卜定田、狹名田は舊訓の如く、ウラヘダ、サナダとよみ、サナは第一章(三五頁)に述べたやうにサネ(實)の音便で、タネを意味し、之を播いて年の吉凶を卜定する田をサナ田とも、ウラヘ(卜合)田とも稱へたものゝやうで、萬葉集の東歌に「上毛野サヌ田の苗のムラナヘに事は定めつ今はいかにせも」とあるのも之を意味し、サヌ田は佐野といふ地の田にサネ田をいひかけ、ムラナヘはウラナヘ(卜苗)の訛である。ウラヘ田に生ひた稻は神意に適うた美穀であるから、之を以て甜酒を釀

して御子に饗へたので、令義解造酒司の項に謂レ醴甜酒とあり、造酒式に醴酒者米四升、蘖二升、酒三升和合釀造得ニ醴九升ニとあるが、其は後世の製法で、こゝにいふ甜酒は字の如く、米から作つた甜い飲料を意味し、天を冠したのは美稱又は高天原式といふことであらう。舊訓タンザケとあり、釋紀にも同訓を用ひ、私記を引いて美酒也、陸詞曰、醰音湛、酒味長也といひ、和名抄には醰酒、日本紀私記云、甜酒、多無佐介、今按可レ用ニ此字ニとあるが、字音から出た語と解することは困難であるから、若し古來タムサケと誦したとすれば、別に意義が存したものとせねばならぬ。さりながら宣長等がタムを多米都物（貞觀式）のタメとし、美味の意なりと說いたのは大なる誤りで、右のタメは大嘗祭式にも多明米、多明酒波、多明酒屋などとあり、タベ（田部）の轉呼で、皇室の御田部の奉る米其他の產物をいふのである（古語大辭典）。宣長は口語に於て食用をタベルといふことの故を以て美味の意と推定したのであるが、タベルがタバル卽ち給ハルの訛なることは先學も指摘した

通りで問題にならぬ。私は未だ此タムの語義を確說し得ぬが、或はカム(噛)い音便で、――ポリネシアに於てはk子音とt子音とは相通じ、我國に於ても、極めて稀ではあるが、アカネ(茜)をアタネといひ(八千矛神歌)、タナバタ(棚機)をカナバタと誦した例がある(仁德紀)――原料を嚙み碎いて器に吐き納れ、之に水を加へて醱酵させた飲料をいふのではないかと思はれる。釀造をカム又はカモスといふのも之から出たのであるが、百濟人須々許理が新しい釀造法を將來してから、舊法は漸く廢れて言葉にのみ名殘を留めたのである。さりながら九州地方には比較的後世まで殘存したと見えて、塵囊抄第三卷に風土記云として次の如き記事がある。

大隅國一家水米ヲ設テ、村ツゲメグラセバ、男女一所ニ集リテ、米カミテ酒船ニハキ入テ、チリヂリニ歸リヌ。酒香イデクル時、又集リテ、カミテハキ入レシ者ドモ是飲ムヲ、名クチガミノ酒ト云フト云々

クチガミノ酒を略してカミサケ又はカムサケといひ得ることは勿論で、方言でカをタと轉呼したこともあり得る。之に甜酒の字を充てたのは義譯であるが、若し字について古言を配當するとせば、ウマサケと訓むべきで、崇神天皇の御製にも「宇磨佐開三輪の殿」とあり(紀)、釋紀(第二四)には甘美酒也、言二旨酒一也と註してある。上掲の美酒也といふ釋義も之をいふのであらう。

嘗之は刊本にニハナイスと旁訓せられて居るが、ニハナヒ(ヒをイとしたのは音便)の原義はニヒハ(新菜)之アヘ(饗)で、此場合にはあたらぬから、ニヒ(新)アヘ(饗)の意を以てニヒナヘと稱へたのであらう。嘗は秋祭の義であるから(第三卷七六頁)、嘗之と譯したのは妥當ではないが、同じくニヒナヘと訓むので假りて用ひたものと思はれる。

以上は母乳の代りに米を以て製した滋養飲料を與へたことを意味し、日を經るに從ひ、之に代へるに米飯を以てしたことは勿論であるから、用二淳浪田稻一爲レ飯

嘗之とあるのである。渟浪田は舊訓ヌナダとあり、纂疏は謂二水田一也と釋き、口訣に潤地之名とあるのは、渟(沼)之田の意と解したものと思はれるが、浪を助語ナ(之)の假字に用ひた例はなく、沼田即ち常濕田の米は敢て珍重すべきものではない。案ずるに渟浪田はヌナミタの假字で、渟名川、渟名城、渟名倉、渟名井等の例によれば、ヌは土石を意味するニの音便であるから、石之御田(ヌナミタ)即ち土石を以て構築した米田をいふのではあるまいか。或はニヒナヘ(新嘗)田の訛のニフナミダを更に轉呼したのかとも思はれるが、尚未だ確說し得ぬ。

以上說き去り說き來つたやうに分拆すると、本章に收めた紀記諸傳の記事は、天孫に娶された二女性と、其所生の二柱の御子に關する斷片的口碑を組合はせたもので、就中紀一書(二)並に其原文に基いたものと思はれる古事記の所說は、生者必滅の因を說くことに重きを置き、一書(二)は主として神子火中出現劇の脚本に據つたものゝやうで、一書(三)は助産及育兒習俗を說いたことを特色とする。

案ずるに原說は彥火々出見尊の生母なるサクヤ姬が一夜受胎の故を以て嫌疑をうけたけれども、或る方法を以て寃を雪いだといふことゝ、事勝國勝長狹の女が天孫に娶されてホスセリの命を生んだといふ二事項に過ぎなかつたのを、兩女性を混同した結果疑惑を生じ、之を解決せんが爲に、民譚巷說を取入れて種々に說明したのであらう。

第四章　山幸海幸

概説――發端――出國――ワダツミの宮――求婚――鉤の行方――歸國

前章によればホデミの尊は大ヤマツミ(山住)族の女を母とし、ホスセリの命は吾田隼人卽ちアマ(海人)族の女子の所生であるから、二柱の間に繼位の爭が起つたことはあり得べきで、山地で生長せられた弟皇子が山幸を有したまひ、海濱で成人した兄皇子に海幸があつたとせられたのも怪しむに足らぬことである。兩柱(フタ)の爭には其々母氏族が加擔したことは勿論であるが、ホデミの尊は同じく海人族なるワダツミ(海住族)の豐玉姫と結婚せられた爲に、其族長の有力なる支持を得て、終局の勝利を占められたといふことは、以下に論述するが如く、事實であつたとせねばならぬ。之を潤色敷衍して幸を易へて試みたいといふ好奇心から取か

へた鈎を紛失した弟皇子が、困惑の餘り放浪中、人の勸によつてワダツミの神の宮に赴き、其嫡女に求婚し、失うた鈎をも并はせ得て、海神から授けられた咒術の効驗により、兄皇子を屈服せしめたといふ長物語を作り上げたのであるが、紀の本文及并錄せられた四種の一書が、若干其辭句又は内容を異にしても、盡く之を叙述して居る所を見ると、相當に起原が古く、且普く世に知られて居たものとせねばならぬ。堀岡文吉君は其著「日本及汎太平洋民族の研究」中に、南洋ケイ島(蘭領印度)の傳說中にも之に類似するものがあるとして、Dixon の書から原文を抄出して居る。便宜のため拙譯を施して之を左に轉載する。

天上界に三人の兄弟と二人の姉妹があつた。弱弟パルパラは或日釣魚中、兄ヒアンから借りた鈎を失うたので、兄が立腹し、其を見つけ出して返却せよと迫つた。百般の搜索が徒勞に歸した後、過失者は一魚に逢ひ、何を憂ひて居るのかと問はれたので、事の顚末を告げた所が、その魚は搜索に助力しよ

うと約束し、遂に喉に物をつめて甚しく悩んで居る他の一魚を發見した。其ものは探しあぐんだ鉤であつたので、親切な魚は之をパルパラに渡し、彼はもとの持主に返戻することを得た

此話は早く松村武雄博士によつて國學院雜誌（第二八卷第二號）に Bezener の Volksdichtungen aus Indonesien から抄出せられて居り、此形式を以て原話なりと斷定することは出來ぬとしても、南方民族の間に類話があるといふことだけは疑の餘地がなく、ハヤト（隼人）又はワダツミ（海住族）によつて將來せられたこともあり得べきであるが、之を高千穗朝の事蹟と結びつけたのは、勿論後日のことであらねばならぬ。何となれば大和奠都以前に於ては、高千穗朝三代の御事蹟は日向の國人の耳目に鮮しかつた筈であるから、民譚と混同するやうなことが有つたらうとは考へられぬからである。此の道理を以て推せば、この物語は大和に發育したものとせねばならず、日向國から將來せられた史話と民譚とが、事情に通曉せざ

る傳說子によつて、然るべく接合せられたものと思はれるが、其が普遍性を帶びるやうになつた事由については尙一考を要するものがある。神武天皇に供奉して大和に移つた部衆中には、來目部の如き南方種族もあり(第四七頁)、阿曇連、倭直の如きワダツミ系乃至アマ系の名門も少くはなく、隼人も亦朝廷に奉仕したことは、履中紀(記)に住吉中皇子の近習刺領布(サスヒレ) 又は曾婆加里(ソバカリ))の名が見え、雄略天皇の陵側には隼人が晝夜哀泣したといふ事例(淸寧紀)によつて明白であるが、キ(木)族其他の先住種族に比すれば勿論少數で、しかも久しからずして渾然融合し、大和民族を形成したのであるから、南方傳來の說話のごときも漸次融合消滅した筈で、若し人口に膾炙したとすれば、旣述の阿邪訶劇(第九四頁)、神子火中出現劇(第一三六頁)等と同じく、神樂の所作事として猨田彦等の流派によつて演奏せられた爲とせねばならぬ。

山幸海幸傳說と關聯して說かれて居る海宮遊行談は、後記の分解によつて明な

るが如く、其本旨は明にワダツミといふ種族との交渉を述べたものであるが、其が恰も海底又は海中の神秘界の事蹟であるかのやうに潤色せられたのは、同じく民譚の影響によるものであらねばならぬ。松村堀岡二君によれば、インドネシアにも類話があるといふことであるが、其は趣向や或部分が似通うて居るだけで、パルパラとヒアンの話のやうに、全體の筋を同うするものではないやうであるから、全然無關係に同樣な構想が浮んだことも可能であり、偶合は絕對に有り得ぬと斷言することは出來ぬ。加之此神仙談と史實との混同の程度も諸傳一樣ではないから、比較的後世の脚色と見るべきで、若し粉本があつたとすれば、態々インドネシアに求めずとも、近く丹後國に傳へられた浦島傳說をあげねばなるまい。此は大陸系種族の占住地に發生した話で、カメ(龜)――カミ(神)の轉呼――といふ海棲神獸を助けた機緣によるものとせられ、其時代も雄略朝とあり〔紀〕、アマ系の民が建國以前に將來した民譚と見なすべき根據は甚薄弱で、寧ろ漢土の神仙

談の係の方が濃厚である。いづれにしても之を山幸海幸傳說と同一に取扱ふべからざることは次々の說述によつて自ら判明するであらう。

上述によれば此物語は、縱ひ重要な史實を含むとしても其結構は正に一篇の小說であるから、之を分解して史談と插話又は附說とに區別することは、往々不可能な場合もあり、且適切なる取扱方とはいへぬ。其故に本章に於ては、史實の檢出には努力するが、之を史談とは見ず、筋書の通り山幸彥と海幸彥との話として說述し、論究中に明にせられた史實は、更に後章に於て再考することにする。

右の如き態度を執るにしても、紀の五傳及記の所說のいづれに準據して說述すべきかといふことについては疑惑がある。物語の性質上、紀の本文であるからというて、帝紀其他の確實なる傳承にもとづくものと認定することは出來ず、四種の一書にも家傳の特色は顯はれて居らぬので、何が故に異說を生じたかといふ理由を探究し、價値の高低を定めることは不可能である。名號及辭句の末から察す

るに、こゝの一書(一)は前章までの第二書の續きで、(三)は育兒習俗に說くことに於て第三書と趣を同うするものがあり、(四)は第六書と同一傳承に屬するもののやうであるが、其とても確證はなく、(二)に至つては全く出所を詳にせぬ。其故に稗田阿禮が諸原文を誦習し、多少の補綴を加へて、國語を以て叙述した古事記の所說を基底として、紀の諸傳を參酌しつゝ說明を加へることにする。但し兩皇子の御名には既述の如く異傳があるから、能ふ限り之を以て呼稱することを避け、山幸彥、海幸彥の名を用ひ、從つて敬語を省略する。

物語の發端は記に次の如く叙述せられて居る。

故火照命は海佐知毘古として、鰭(ハタ)の廣物、鰭の狹物をとり、火遠理命は山佐知毘古として毛の麤(アラ)物、毛の柔(ニコ)物を取りたまひき。爾に火遠理命その兄(イロセ)火照命に各佐知を相易へて用ひばやと謂ひて、三たび乞はししかども許さざりき。然れども遂に纔に相易へ得たまひき。爾(カレ)火遠理命海佐知もち魚釣(ナツ)らすに、都(カツ)

て一魚も得ず、亦その鉤を海に失ひき。是に其兄火照命その鉤を乞ひて、山佐知も己が佐知佐知、海佐知も己が佐知佐知、今は各佐知を返さむと謂ふ時、その弟火遠理命、汝の鉤は魚を釣りしに一つも得ずて、遂に海に失せにきと答へ白せども、其兄強ひて乞ひ徴りき。故その弟御佩しの十拳劍を破り、五百鉤を作りて償へども取らず、亦千鉤を作りて償へども受けずて、尙その正本の鉤を欲得といひき

此話は上述のやうに昔噺を口移しに傳へたのではなく、多くの星霜の間に漸次改修せられた戯曲の筋書であるから、其用語の如きも時代と共に變遷したことは有り得べきで、稗田阿禮もほゞ其時代の口語を以て誦み習うたものと思はれる。されば今めかしい言葉遣ひも有るのであるが、大體に於て字の通り讀み下しても了解せられ、特に語釋を要するものは少い。唯一つ注意すべきはサチといふ語で、幸の意の外に古は漁獵の義にも用ひられ、サツヒト(獵人)、サツヲ(獵夫)、サツ

弓、サツ矢（獵弓箭）などゝいうた。其はサといふ語音が「榮」と「刺」との二義を表現するからで、チはいづれも「靈」の意である。されば山サチは狩獵をいひ、海サチは漁撈のことで、山サチも己がサチサチ、海サチも己がサチサチとあるサチサチは幸福を意味し、故意に同音異義をかさねて用ひた語(コトバ)の戯(サレ)である（第一卷三七頁參照）。兩人が取かへた佐知は弓矢と鉤とで、紀一書（一）には前者を幸弓、後者を幸鉤(サチチ)と記して居る。魚類を常食とする我國に於ては網といふ漁具が發生しなかつた上代に於ても種々の漁法を有し、海岸淺水に於ける漁業即ちスナトリ（渚魚取(スナトリ)）には、ヤス（矠）又はモリ（銛）の類を用ひ、或は魚柵(ヤラ)をも設けたやうであるが、深水の魚を捕へる爲には之を釣るの外はなかつたので、夙に魚鉤(ツリバリ)が考案せられ（日本古俗誌八四、八五頁）、靈力を有するものとしてチと稱へられた。ツリ（釣）といふ語も或は之から分化したのであらう。宣長は佐知のチをトリ（取）の切とし、紀に鉤をチと訓したのは誤りで、ツリバリまたは單にハリと訓まざるべからずといひ、

次の淤煩鉤（オボチ）等の如くチに鉤の字をあてたのも釣の誤記と見て、ツリ（釣）の切もチなるが故か、或は取鉤（トリハリ）の意を以て鉤と略書し、ハリを約し、トリをつめてチと發音したのであらうと說いたが、甚しい妄誕で、恐らくは今日之に盲從するものはあるまい。鉤の材料としては、金屬工業發生以前に於ては、貝殼又は龜甲等を用ひたことが、今も南方諸島に於て發見せられる遺物によつても想定せられるが、此物語に於ては金屬製と見なされたやうで、紀一書（一二）には針鉤とも記され、佩劒を碎破して多數の鉤を作つたとも說かれて居るのである。

紀の諸傳の筋も大體に於て記と同樣であるが、筆者はサチに兩義があることを解し得なかつたと見えて、山佐知も己が佐知佐知、海佐知も己が佐知佐知といふ古諺を譯出せず、サチは幸の義に限るものとして、——幸此云二左知一と分註してある〔紀本文〕——海幸彥、山幸彥といふ名號をも次の如く表出して居る。

〔本　文〕　兄火闌降命自有二海幸一、弟彥火火出見尊自有二山幸一

〔一書一〕　兄火酢芹命能得二海幸一、弟彦火火出見尊能得二山幸一

〔一書三〕　兄火酢芹命能得二海幸一故號二海幸彦一、弟彦火火出見尊能得二山幸一、故號二山幸彦一

〔一書四〕　兄火酢芹命得二山幸利一、弟火折尊得二海幸利一

佐知交換の動機も本文及一書(一)には相互意志によるものとし、他の一書(三)には海幸の利は風雨の度毎に之を失ふけれども、山幸は風雨に際會しても違算がないので、兄の方から之を要望したとあり、交換の結果双方ともに獲物がなかつたといふ事に於てのみ一致して居る。此は勿論潤色の相違に過ぎぬが、一書(一)に

故兄持二弟之幸弓一入レ山覓レ獸、終不レ見二獸之乾迹一、弟持二兄之幸鉤一入レ海釣レ魚、殊無レ所レ獲

とあり、獸の足跡をシシのカラト(空跡の意か)と稱へたのは古言とおもはれるから、此等の傳も相當に古いものであらう。

記の五百鉤(イホチ)、一千鉤(チヂ)を紀の本文及一書(一)に盛二一箕一としたのは、箕といふ器物が穀物を簸るばかりではなく、容器にも代用せられたからで、今も多量の譬喩として「箕で量るほど」といふのも之に由來するのである(第一卷一八三頁)。正本鉤は紀に故鉤とあるに准じ、モトのチと訓むべきであらう。

失うた鉤を强請せられて途方にくれた山幸彦が海岸を彷徨中、或人の勸告に從うてワダツミの神の宮に赴いたといふのが、此物語の原形のやうであるが、ワダツミといふ語がワダツ海(ウミ)の義とも解せられるので、其神なるが故に海洋の主宰者ならざるべからずとして、本筋の求婚傳說の外に、諸魚を集めて鉤の行方を穿鑿し、山幸彦に返し與へたといふ童話的潤色を加へた結果、話は面白くなつたけれども、益々事實の影が薄らいだ。ことに紀の諸傳には其宮は海底に存したと說いて居るが、さすがに古事記には、海神といふ字を用ひた外には、現實の出來事とも了解し得られるやうに叙述して居る。卽ち

是に其弟泣き患ひて海邊に居る時、鹽椎神來て、虛空津日高の泣き患ふる所由（ユヱ）はいかにと問へば、答へたまはく、我兄（ワレ）と鉤を易へて、其鉤を失ひき、是（ココ）に其鉤を乞ふ故に、多くの鉤を償へども受けず、なほ其もとの鉤を欲得（コソ）といふ故に泣き患ふとのりたまふ。爾（カレ）鹽椎神云はく、我汝命のために善き謀作（ハカリゴトセ）むといひて、卽ち无間勝間（マナシカタマ）之小船を造り、その船に載せて、敎へけらく、我その船を押し流しなば、差暫（ヤヤシマ）し往け、味御路（ウマシミチ）あらむ、乃ちその道に乘りて往かば、魚鱗（イロコ）のごと造れる宮あらむ。そは綿津見神の宮者也。その神の御門に到らば、傍（カタハラ）の井ノ上（ヘ）に湯津香木（カツラノキ）あらむ。故その木の上に坐さば、其海神の女（ヒメ）見て相議（ハカラハム）者也といひき

鹽椎神は他の諸傳には鹽土（又は鹽筒）老翁とあり、第一章（七三頁）に述べたやうに、海事に明るい長老の意であるから、ワダツミの宮訪問獻策者としたのは當を得たもので、一書（三）には一云として、其が海神の兒であるかのやうに記述せら

れて居るのである。恐らくは自身が案内したのであらうが、傳說面には皇孫天降の場合と同樣に、單身で乘込んだものゝやうに敘述せられて居る。當時この神卽ちワダツミ族首長(カミ)の占住した地點は何處であつたか明示せられて居らぬが、大山津見神の領土から之に赴く爲には海を渡らねばならなかつたので、无間勝間の小舟を作つて、之に乘せてさし向けたとあるのである。勝間は卜部本の旁點(フリカナ)の如くカタマと訓み、カタミ(籠)と同語とすべきで、紀の本文にも無目籠と譯せられ、一書(一)には堅間ハ是今之竹籠也と註してあるのであるが、此竹籠が後世の花筐(ハナガタミ)のやうなものであるとすれば、渡海の用には適當と思はれぬから、紀の諸傳には其用途を次の如く解釋して居るのである。

〔本　文〕　作㆓無目籠㆒內㆓彥火火出見尊於籠中㆒沈㆓之于海㆒。

〔一書一〕　老翁卽取㆓囊中玄櫛(クロクシ)㆒投㆑地、則化成㆓五百箇竹林(ハラ)㆒、因取㆓其竹㆒作㆓大目麁籠㆒、內㆓火火出見尊於籠中㆒、投㆓之于海㆒。一云、以㆓無目堅間㆒爲㆓浮木㆒、以㆓細繩㆒

繫ニ著火火出見尊ニ而沈之。

〔一書三〕　乃作ニ無目堅間小船ニ載ニ火火出見尊ニ推ニ放海中ニ則自然沈去

さりながら其はカタマを狹義に解した結果で、其が一種の渡航具を意味したことはいふまでもなく、現在臺灣島民が用ひるテク・パイ(竹排)と稱する筏も、見やうによつては竹筐であるから、此種のものをカタマと稱へたことはあり得る。マを略し接頭語イを冠したイカダが、古來筏の訓に用ひられて居るのも其一證とすべきであらう。語原を論ずることは本書の目的ではないが、勝間をカツマと訓んで堅(カタ)ツ間(マ)の約とし、間隙の密なる謂とする宣長說には贊同しかねる。上代の舟は屢ゝ述べたやうに、大木を刳りぬいたものであつたから、間隙の疏密をいふ必要はなく、其意味は既にマナシ(无間)によつて表現せられて居るのに、更に同義語を重ねることも蛇足である。我國語就中隼人(南人)等が屬するアマ(海人)族の言語中には、外來語が少くはなかつた筈で、その或ものは國語化したが、或ものは

特定の事物にのみ名殘を留め、比較言語學の助を借らねば原義を解し得ぬものがある。此カタマ及後記のワニ(舟)の如きは之に屬し、カタマはポリネシア(フィジー)語に於て籠または筐を意味するカトと同原から出たのではないかと思はれる。マを添付したのは分化の結果か、若しくはパラウ語のムライ(舟)、ブライ(家)等の語幹ム(ブ)、卽ち國語のへ(容器)又は其から出たフネに相當する語分子を連結したものか判明せぬが、カタマが筐の意と了解せられたことは次の事例によつても明白である。

(阿波國風土記)　勝間井云由者、倭建天皇命乃大御櫛笥之忘ニ依而、勝間粟人者櫛笥者勝間ヲ云也　穿レ井、故爲レ名也(萬葉緯所引)

(美作風土記)　日本武尊落ニ入櫛於池一給、因號ニ勝間田池一云々(詞林采葉抄所引)

兩傳說は同一系から出たもの〻やうであるから、美作風土記の文は恐らくは櫛の下に笥の字を脱したのであらう。萬葉集(十二卷)にも玉勝間をアハム(相)、アベ

（安倍）、シマ（島）の枕詞に用ひて居るが、其は令、締の意を以て筐（カタマ）にいひかけたものであらねばならぬ。之を舊訓の如くタマカツマと誦へたとしても、其は音便によるもので、玉堅津間の謂ではない。然るに和名抄器皿部竹器中に、四聲字苑云、笭箵、漢語抄云、賀太美、小籠也とあるから、其ころには既に專ら竹籠の稱呼として用ひられたものと思はれる。

右の如く考察すると、カタマには少しも竹といふ意を含んで居らぬが、フネ（木槽）、ハコ（葉笥（ハケ）の意）等と區別する爲に、竹製のものを特にカタマと稱へたのであらう。玄櫛（クロクシ）を地に投げたら竹林となり、其竹を取つて大目麁籠（マアラカタマ）を作つたとあるのも（一書一）、上古男子の裝着した櫛が竹製のものを通例としたからである（第一卷九三、九四頁）。目麁籠を八目之荒籠（記中）の例によつてマアラコと訓むのは（舊訓にもさうあるけれども）、筆者の本意ではなく、籠は上述の如くカタマといふ語に充てられたものとせねばならぬ。マナシと修飾したのは、竹桿を密觸せしめたこと

をいふのであらうが、槎筏は浮力を主とし、防水を目的とせぬものゝやうであるから、大目麁カタマであつても少しも差支はないのである。稗田阿禮はこの語義を解して居たらしく、安んじて原傳に從うたのであるが、僅に一二百年後の紀の編者乃至筆者は之を奇怪として、上掲の如く山幸彦を籠中に入れて之を海に沈め（又は投じ）たといひ、或は自然に沈んだと說き、一書（一）の別傳の如きは、細繩を以て山幸彦に繫着（ユヒツ）けて沈めたとさへ潤色して居るのである。爰に以㆓無目堅間㆒爲㆓浮木㆒とあるのは曖昧な記述で、爲の字を舊訓の如くツクリとよめば、カタマ（筐）作りのウキキ（浮木）の謂のやうでもあり、纂疏の如く以㆑籠爲㆑槎といふ意とすれば、籠を浮標に代用したものとも了解せられるが、ハシが桴條の意から舟（浮橋）の義に轉じたと同樣に、ウキキも亦出雲傳說の浮寶（第四卷五二頁）の意を以て、カタマを舟に代用したことをいふのであらう。

上記によれば勝間（堅間）又は籠が筏を意味したことはほゞ疑がないが、紀一書

（四）には渡航に關し全然別樣な說をあげて居る。卽ち

老翁曰、勿ニ復憂一、吾將レ計レ之、計曰、海神所レ乘駿馬者、八尋鰐也、是竪ニ其鰭背一而在ニ橘之小戸一、吾當下與ニ彼者一共策上、乃將ニ火折尊一共往而見レ之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後、方致ニ天孫於海宮一、唯我王駿馬一尋鰐魚、是當ニ一日之內必奉レ致焉、故今我歸而、使ニ彼出來一、宜ニ乘レ彼入レ海、入レ海之時、海中自有ニ可怜小汀一、隨ニ其汀一而進者、必至ニ我王之宮一、宮門井上當レ有ニ湯津杜樹（カツラノキ）一、宜下就ニ其樹上一而居上之、言訖卽入レ海去矣、故天孫隨ニ鰐所一レ言留居、相待已八日矣、久レ之方有ニ一尋鰐一來、因乘而入レ海、每遵ニ前鰐之敎一

橘之小門はイザナギの命の禊を以て有名な地點であるが（第二卷一五五頁以下）、この橘之小戸も其地をいふものとは限らず、他に同名の實在地又は空想地が存したことも有り得る。山幸彥の場合に在つては、其活躍舞臺から程遠からぬ水門（ミナト）卽ち河口をいふものとせねばならぬが、伊作又は阿多附近には之に類する地名を發見

し得ず、此地方を流れる河川は既記の萬ノ瀬（マセ）川の外にも、若干の小流があるけれども、其一を出發地點とすれば、行先は甑島の外はなく、——海底に赴いたといふ空想は別問題として——以下にあらはれる地理と一致せぬから、之を半島の東岸に物色せねばならぬ。確證のないことではあるが、或は今の谷山村の北方を流れる柏原川の河口から出發したとせられたのではあるまいか。之を橘之小戸と呼稱したのは此一書のみで、實在名と認むべき根據もないから、或は神傳說から思ひついて附會したのであるかも知れぬ。

　山幸彥が鰐に乘つて渡航したとあるのは大に注意を要することで、出雲傳說にあらはれたワニ(和邇)が鮫の一種の名と推定せられることは、第四卷(一一八頁)に述べた通りであるが、其は乘用に適せぬものであり、鰐魚が我領海に棲息せぬことは言ふまでもないから、鰐は借字で、他に意味があるものとせねばならぬ。案ずるにミクロネシアに於てはワ又はウアは舟を意味し(マーシャル、ポナペ及中央

カロリン語)、ポリネシアに於ても、ワカ(マオリ語)、ワンカ(フィジー語)等と稱へ、フィリッピン叢島中ビザヤ、タガログ、モノンドウ語等に在つてはワンガ又はバンカといふ語が舟の意に用ひられるから、ワニも亦カタマと同樣に外來語で、ハヤト(南人)によつて將來せられたのではあるまいか。一尋鰐が八尋鰐より快速であるといふのも、小艇が大艇に比し輕捷なることを意味するものゝやうに思はれる。ワニを渡海用に供したことは、後述の如く記及紀一書(三)の山幸彥歸鄕の條下にも見えるから、傳誦者が興味本位を以て虛構したのではなく、カタマ(竹筏)を用ひたとも、ワニ(刳舟)で渡海したとも傳へられたのであらう。

紀一書(三)によれば、鹽土老翁との邂逅は偶然ではなく、低佪愁吟時有二川鴈一嬰レ羂困厄、卽起二憐心一解而放去、須臾有二鹽土老翁一云々として、老翁が川鴈の化身であるか、然らずとも陰德の報によつて助力者が出現したものと了解せられるやうに說かれて居る。川鴈は天稚彥傳說にキサリ持(持傾頭者)として葬事を分擔

したとあり〔紀〕〔記〕、キサリは曲柄の斧を意味し、南島人の隨身器の一なることとは前巻(第七六頁)に述べた通であるから、アマ族人なる鹽土老翁が之を携へたのを、川鴈と見たてたことも有り得べきであるが、尚訓詁的に挿入せられたものと解釋せられる。

出發地が薩摩半島東岸にありとする私の推定が誤つて居らぬとすれば、到着地は其對岸卽ち大隅半島西側の一地であらねばならぬ。ウガヤフキアヘズの尊の陵墓吾平山が今の肝屬郡姶良村にありとする近世の考定に從へば(第六章參照)、此御子は少くとも其附近に緣故を有せられたものとせねばならぬが、屢〻論じたやうに上古に於ては、子女は母氏族によつて養育せられることを例としたのであるから、其御母豐玉姬の一族も此處を根據としたものと推定せられる。此方面の地勢が、櫻島の噴火により小變動があつたとしても、大體に於て當時と相違がないものとすれば、今の高洲から鹿屋町を經て東岸串良に至るまでの平地は、海住民族

の土着に適當した地域であるから、吾田の隼人とは別系のアマ(海人)族が此に占據し、其族長をワダツミ(海住)のカミ(首)と稱へたことはあり得る。されば稗田阿禮はどのやうな了解を以て誦み習うたか知らぬが、傳承そのものは忠實に事蹟を叙し、或地點――恐らくは白水川口附近であらう――から上陸して味御路(ウマシミチ)即ち坦々たる街路に沿うて進み、魚鱗の如く屋根を葺いたワダツミ族長の邸宅に達したとあるのである。如二魚鱗一とあるのは葺屋樣式の比況で、原料たる葉、草箒を直接骨格に繫着することの代りに、長さ手頃の細い木竹桿に暖簾(ノレン)狀に垂れかけた葺材を作り、之を鱗狀にかさねて屋蓋としたものをいふのであらう。此は今もミクロネシア諸島に於て用ひられて居る葺法で、蒲葵または棕櫚のやうな剛い大きな葉を以て葺く場合には、之を便としたと想像せられる。一屋蓋を片鱗と見て、棟を並べた大邸宅の形容とも解せられぬことはないが、甍即ち棟瓦をイラカと稱へたことを考へ合はせても(第三卷八四頁)、屋蓋樣式のことゝ見る方が穩當である。

宣長は「殿門など數多並立連りて見ゆる狀を譬へたるなるべし」と說いたが（記傳）、其は紀に雉堞整頓臺宇玲瓏（本文）または城闕崇華樓臺壯麗（一書一）の如き漢文式潤飾を用ひたと同樣に、宮の字に捉はれて宏壯なる殿堂ならざるべからずと速斷した爲で、國語ミヤは御屋を意味し、ヤ（屋）卽ち家屋に敬語ミを添へたに過ぎぬから、大小の別はなく、大屋を表現する爲には旣述の例によれば、八尋殿、大室、大屋、長屋などいふ言葉が特に用ひられて居るのである。――紀の諸傳の譯述者は上記の如く之を海底にある仙宮と解したので、此やうな潤色を用ひ、空想を逞うしたのであるが、其行文から見ても原說とは思はれぬ――門前に淸冽な湧泉があり其滸（ホトリ）に葉蔭の多い常磐木が生ひて居るといふ光景は上代の聚落を髣髴するに餘りがあり、今も山村の豪家などに見かけることがありさうに思はれる。こゝに井とあるのは、謂ふまでもなく湧水の流去を塞く爲の堰のことで（第三卷四五頁）、門前のカツラの木については旣に天稚彥傳說中に說明を加へた（第五卷六七頁）。

鹽椎神は右の如く、ワダツミ族長の邸宅について委曲に教示したが、此訪問によつて如何なる便宜が得られるかといふことは說明せず、たゞ坐二其木上一者其海神之女見相議者也というたとあるのみである。其は上代話術の一樣式で、以下に經緯が敍述せられるから、之を省略したのであるが、記に殊更に鹽椎神――紀の諸傳には鹽土(鹽筒)老翁とある――といふ神號を用ひたのは、之を神託として山幸彥が盲信的に服從したかのやうに了解せしめる爲であつたかも知れぬ。さりながら海(ワダツミ)の神(カミ)の助力を說かずして、其女に策謀があらうと言はしめた所を見ても、原說には求婚を慫慂したとあつたか、若くは其意味に語られて居たのであらう。されば此書には鉤の搜索を第二として、先づ結婚を敍して居るのである。即ち

故教のまにまに少し(シバ)行きけるに、備さに(ツブ)其言(コト)のごとし。即ち其香木(カツラノキ)に登りて坐しき。爾に海の神の女(メノコ)、豐玉毘賣の從婢(マカタチ)玉器(モヒ)もち水を酌まむとする時、井に光あり。仰ぎ見れば麗しき(ウツク)壯夫(ヲトコ)あり。甚異奇(イトアヤシ)と所爲ひ(オモヒ)き。爾(カレ)火遠理命その

婢を見て水欲得と乞ひたまへば、婢乃ち水を酌み、玉器に入れて貢進りしに、水を飲まずして御頸の璵を解きて口に含み、其玉器に唾き入れたまふ。是に其璵器に著き、婢璵を得離たず。故璵の任著以豐玉毘賣命に進りしに其璵を見て、若し門外に人ありやと問へば、答へ白さく、人有り、我が井上の香木の上に坐す、甚麗しき壯夫也、我が王に益りて甚貴し、故その人水を乞はす故、水を奉りしに、水は飲まずて此璵を唾き入れたまふ、是を得離たぬ故に、任入將來て獻ると白す。爾に豐玉毘賣命奇しと思ひて、出で見て乃ち見感でて目合して、其父に吾が門に麗しき人ありと白せば、海の神みづから出て見て、此人は天津日高の御子、虚空津日高に坐すといひて、即ち内に率て入りて、美智皮之疊八重を敷き、又絁疊八重を其上に敷き、其上に坐せて、百取の机代の物を具へ、御饗して即ち其女豐玉毘賣を婚せまつりき

紀一書(一)には海神豐玉彦とあり、姓氏錄によれば安曇連の祖先も海神綿積豐玉

彥神といふとあるから、此ワダツミ族長は名を豐玉彥といひ、其女を豐玉姬と稱へ、共に實在人であつたとせねばならぬ。然るに宣長は海神といふ文字によつて之を海洋の靈なりとし、綿津見神を共名號と解して、兩者を區別する爲に、海神はワタのカミと訓まねばならぬと主張したのみならず「海神の宮は海の底にある國なり」と斷じ、之を史的に觀察しようとすることを非として次の如く論じて居る〔記傳〕。

さて又近き世のなまさかしき人の心には、水ノ中に宮室などのあるべき理なしと思ひとるから、かの龍宮などの說をも信(ウケ)ず、此段の事をも、實は海底には非ずとして、或は薩摩國に近き一ツの島なりといひ、或は琉球國なりといひ、或は對馬なりなども云て、其證などをもとりどりに云(イフ)めれど、凡てさる類は皆古ヘノ傳に背ける例の儒者意の私事なり。さばかりさかしく漢めきて書たれる書紀にすら、內二彥火々出見尊於籠中一沈二之于海一、また海底自有二可怜

小汀になどあれば、海ノ底なることはこれらの語にてもしるきものをや。

古傳は縱ひ不合理でも、言辭の通りに解釋し、寸毫も私意を挾むべからずといふのは宣長の持論でもあり、且通辭でもあるが、此場合に於ては自家撞着で、記の文面に海底といふことは少しもあらはれて居らず、唯宣長が漢意ありとして極力排斥した書紀の所傳中に沈之または海底等の文字が用ひられて居るのみであるのに、之を根據とし、且古書に和多都美神を海神とも書いた例のあることを認めながら「此記には書キ別たり」と誣ひて、海底の出來事なりと斷定したのは、私意を挾むことの甚しきものと言はねばならぬ。古事記傳のみに信頼して、古事記そのものを熟讀翫味することを煩はしとする現代人中には、往々之に雷同するものもあるやうであるが、されぱとて宣長の如く如何なる不合理をも受入れるほどの度量はなく、一切を「神話」といふ漠然たる概念語中に葬り去り、其神話乃至傳說中から若干の史實を檢出しようと努力して居る眞摯な學者に對して、之を歷史的に

考察したり、地理的に論議したりするのは頭が悪い」といふやうな罵言を放つたものさへあるが、吾人をして謂はしむれば、其人々こそ耳を掩うて鈴を偸まむとするものである。比較言語學または比較神話學研究家が其範圍を超えて、我上代文化史の論議に入らんとする前には、現存する資料就中國語と古典とについて、相當な研究を遂げる義務があり、語構成乃至語形態上の知識をも有せず、千二百餘年の時間の相違を無視して、外形の類似のみによつて異同を説き、文化の移動傳播を主張せんとするのは學者的態度ではない。

彦火火出見尊が豐玉姫といふ貴女を娶られたことは、決して架空談ではなく、諸傳一致の事實であるが、其經緯は勿論傳説子の想像力から生まれたものであるから、描寫を異にして居るのは敢て怪しむに足らぬ。碧水を湛へた井泉の側、綠葉扶疏たるカツラの木を背景として、秀麗なる貴公子を點出し、之に配するに妍豔玉の如き美女を以てしたラヴシーンは、古事記に見えるのみで、紀の諸傳にも

之に類した記事はあるが、其は海神との會見に至るまでの過程として叙せられ、一書(三)の如きは之を略して海神が自ら迎へて延き入れたとあるのである。されば諸說の繁閑異同を校覈するのは、さのみ必要なことではないが、印象を明にする爲に一二の點について釋明を試みる。

山幸彦がカツラの木の上に坐したとあるのは、其影が井水に映つたと說かんが爲で、紀一書(一)にも跳二昇其樹一而立之……正見三人影在二於井中一とあるが、雉(キギシ)鳴女(ナキメ)の場合とは異り(第五卷六二頁)、上天から降下したのでも、特に身をかくす必要があつたのでもないから、態々地上から攀登したとは思はれず、樹下に佇立して居ても反射角度によつては、水面に影が宿ることもあるから、他の傳には就二其樹下一徙倚彷徨(紀本文)とも、就二樹下一立之(同一書二)ともあるのである。恐らくは此井を後世の井筒と誤解したものが、影の主は其直上にあらざるべからずとして登樹といふ潤色を加へたのであらう。光の字は宣長說の如くカゲと訓むべきで、

カゲには蔭と影との二義があり、後者はカガ（耀）から分化した語であるから（古語大辭典）、光は正譯である。

玉器は紀に玉鋺（本文）（一書二）（同四）、玉壺または玉瓶（一書一）とあり、いづれもタマモヒと訓み、モヒはミ（水）ヘ（瓮）の轉呼で、水を容れる器の總稱である。和名抄に說文云、盌小盂也、字亦作㆑椀、辨色立成云、末里、俗云毛比とあるが如く、盌（椀）の別名として用ひられるやうになつたのは、寧ろ後世のことであるから、俗云と特記せられたのであるが、モヒは決して俗語ではなく、武烈紀影媛の歌にも「梔摩暮比（タマモヒ）に水さへ盛り」とあるのである。此器を携へて水汲に來り、偶然外客を發見したものをば、紀本文及一書（一）（二）には豐玉姬自身とし、一書（一）の別傳及一書（四）には侍者として之にマカダチと訓してある。記の從婢または婢は之に相當するものであるから、同樣に訓むのであらうが、マカダチの原義については確說がない。恐らくはカムタチベ（上達部）と語原を同うし、カチ（步）タチ（立）

を轉呼してカダチ(カムダチ)といひ、更にマを冠したので、マはメ(女)の音便であらう。侍者といふ字には性の區別はないが、此は貴女の側近者をいふのであるから、女人を意味したことは勿論である。

山幸彦が從婢に奇蹟を示したといふことも亦記に見えるのみで、乞欲得水とある欲得は、萬葉集第三卷の石戸破手力毛欲得(イハトワルタチカラモガモ)などいふ例によればカモの假字で、こゝは水ヲガモと乞うたといふのであらう。又璵を唾入したとあるのは、單に吐入れた事を意味するのであるから、唾は借字と見るべきで、字に捉はれてツハキイレとした記傳の訓は誤りとせねばならぬ。紀一書(一)の別傳及一書(四)には侍者が山幸彦の姿を見て、驚いて其主に告げたとあるのみで、豐玉姫を最初の發見者とする紀の本文及一書(二)もほゞ之に同じく、一書(三)には驚而墮レ鋺、鋺既破碎、不レ顧而還入と潤色してある。然るに古事記に於ては上掲の如く、侍女の報告を聞き、豐玉毘賣自身も出て見て、直に懸想したかのやうに叙せられて居るが、

目合而白㆓其父㆒といふ一句が、須勢理毘賣と大國主との初見記事に類似して居るのは注意すべきで（第四卷一三〇頁）、唯こゝには相婚といふ字がないから、此際にはまだ深い關係が生じなかつたものとせられたのであらう。

海神が豐玉姫または其侍女から受けた報告は、記には上掲の如く吾門有㆓麗人㆒とあり、紀の本文にも有㆓一希客者㆒在㆓門前樹下㆒とあるのみであるが、一書の諸傳には特種な描寫がある。即ち

〔一書一〕　白㆓其父神㆒曰、門前井邊樹下、有㆓一貴客㆒、骨法非常、若從㆑天降者、當有㆓天垢㆒、從㆑地來者、當㆑有㆓地垢㆒、實是妙美之虛空彥者歟

〔同　二〕　謂㆓父母㆒曰、妾見㆔一人在㆓於井邊樹上㆒、顏色甚美、容貌且閑、殆非常之人者也

〔同　四〕　告㆓其王㆒曰、吾謂㆓我王獨能絕麗㆒、今有㆓一客㆒、彌復遠（ハルカニ）勝

後の二者は外來者の容貌秀麗を誇張したものであらうが、一書（一）は虛空彥とい

ふ名號をあげんが爲の序をかねたもの丶やうで、記にも海神の言として、此人者天津日高之御子虛空津日高矣とあり、彥火火出見尊をソラツ彥（または日高）とも稱へたのではないかと思はれることは、既に第一章（一八頁）に述べた通りである。天垢地垢の垢は舊訓カホとあり、或はカタチと訓ませた本もあるが、其やうな字義はなく、妙美の反對として用ひられて居るのであるから、字によつてケ（穢）と訓むべきであらう。地垢（ツチノケ）はともかくも、天にケがある筈がないといふものが有るかも知れぬが、此ケは臭と同じやうな意味で、人間臭も天人臭もないといふことである。

　美智皮之疊八重、絁疊八重を敷いて山幸彥を請じたとあるのは、最大優待を與へたことを表示するもので、紀一書（三）には鋪設海驢皮八重とあり、海驢此云美知と訓註してある。ミチはミ（水）チ（靈）の意で、海棲哺乳動物の稱呼に用ひたから、海驢といふ字をあてたのであらうが、海馬（セイウチ）、海豹（アザラシ）、膃肭獸（オツトセイ）等も之に包括せられ

るものと思はれる。其或ものゝ毛皮は今も貴重品であるが、上古は其名の示す如く靈獸と目して、特に尊重したのではあるまいか。南洋パラウ島では此科に屬するヂュゴンの脊椎骨を手首に嵌入して、最も高貴な身裝とする習俗がある。美知皮之疊も絁疊も、之を要するに貴重な敷物をいふに外ならず、紀には上記のやうに單に海驢皮八重とあり、一書(二)には八重席とあるのである。敷物に關しては一書(四)に次の如き異傳をあげて居る。

海神聞之曰、試以察レ之、乃設二三床一請入、於レ是天孫於二邊床一則拭二其兩足一、於二中床一則據(オシ)二其兩手一、於二內床一則寬二坐於眞床覆衾之上一、海神見レ之、乃知二是天神之孫一、益加二崇敬一云々

此は或時代に於て貴人の作法として知られた擧止をかりて、山幸彥の身分を表示したので、傳誦者が加へた潤色たることは勿論であるが、床の字――ユカと旁訓せられて居るが――を以て表現せられる屋內設備には種々の形式があるから、今

では其動作を目睫の間に描くことは困難である。要するに生れながらの貴人なるが故に、躊躇せずに正座につかれたことをいふのであらう。眞床覆衾については既に第一章(五六頁)に説明した。

百取の机代の物を具へ御饗したとあるのは、聟取の儀禮を意味すること前章(第一一八頁)に述べた通りで、豐玉姫を娶されたことは、一書(二)の外は紀の諸傳にも見えるが、――一書(四)には此部分は省畧せられて居るけれども、後に皇孫の御子を産んだとある――紀本文には之を鉤の詮索の後に敍して居る。其は編者がワダツミの神の宮を海底の神仙境と見なし、訪問の主目的を鉤の行方を求める爲と解したからで、上述のやうに原話が求婚傳説の一形式であつたとすれば(第一四八頁參照)、左に引用する古事記の所説の如く、結婚を先に敍すべきである。

故三年まで其國に住みたまひき。是に火遠理命その初の事を思ほして大なる歎一つしたまひき。故豐玉毘賣命その歎を聞きて、其父に白さく、三年住め

ども恒は歎もなきに、今夜大なる歎一つし給ひつるは若し何の由にかと白せば、其父大神その聟夫に問ひて曰はく、今旦我が女の語るを聞けば、三年坐せども恒は歎もなかりしに、今夜大なる歎し給ひきといふ。若し由ありや。亦此間に到ませる由は奈何と白す。爾に其大神に備に其兄の失せにし鉤を罰る狀を語りたまひき。是を以て海の神、悉く海之大小魚を召し集めて、若し此鉤を取れる魚ありやと問へば、諸の魚白さく、頃者赤海鯽魚、喉に鯁ありて、物得食はずと愁ひ言せば、是取れるなるべしと白す。是に赤海鯽魚の喉を探れば鉤あり、卽ち取出てゝ清洗ぎて、火遠理命に奉る時……

紀一書(一)の傳はほゞ之と同樣で、本文及他の諸傳もまた、繁閑先後の差はあるが、鉤發見に關する限り、內容に於ては大差がない。唯鉤を吞んだ魚の名は、左記の如く區々に記述せられて居る。

〔本　文〕　赤女　赤女ハ鯛魚名也

〔一書一〕　赤女、或云赤鯛
〔同　二〕　赤女、亦曰口女
〔同　三〕　鯛女
〔同　四〕　赤女 口女 赤女卽赤鯛也、口女卽鯔魚也

卽ちアカメとクチメとの二傳があつて、アカメは赤鯛をいふと了解せられて居たらしく、記の赤海鯽魚も赤鯛のことであるから、恐らくはアカメと訓むのであらう。タヒは朝鮮語도미と同原で、古い外來語と思はれるから、アカタヒというても妨はないが、――仲哀紀にも海鯽魚にタヒと旁訓してある――單にタヒと稱へるのは後世の略言で、クロタヒ（尨魚）、チヌタヒ（海鯽魚）等と區別する爲にアカを冠することを可とする。メはミ（實、肉）の意を以て魚介類の呼稱に用ひる接尾語であるから、赤色の魚なるが故にアカメと稱へたものと思はれる。クチメも亦口に特色のある魚の名で、卽鯔魚也と註記した根據を詳にせぬが、赤女口女と連

記し、或は赤女亦曰口女とある處を見ると、兩者同一物を意味し、或はカサゴの類をいふのかも知れぬ。紀一書(二)に

於レ是海神制曰、儞口女從レ今以往不レ得レ呑レ餌、又不レ得レ預ニ天孫之饌一、卽以ニ口女魚一所ヲ以不ニ進御者一、此其緣也

とあるのは例の附會說で、口女卽ち鯔なりとする說によつて案出せられたものと思はれる。此魚は和名抄に奈與之と訓せられ、ボラ(鯔)の子をいふのであるが、釣餌につくことが稀で、延喜式によるも諸國の進御又は御饌の料中に見えぬものであるから、此やうな附會說が生まれたのであらう。

上述のやうに古事記には成婚が先に說かれて居るから、山幸彥が望鄕の念を起し、ナゲキ(長息(ナガイキ)の約)したので、海の神が來訪の動機を知り、諸魚を集めて詮索したとせられて居る。此は紀一書(一)に到着早々來意の述べたとあるにも拘はらず、三ケ年を經て始めて鉤を探がしたとあるに比し、話の筋が自然であるが、三

年後に於て頃日赤海鯽魚於レ喉鯁云々としたのも心ゆかぬことであり、且綿津見神が歎息の理由を質す條下もやゝ冗漫の嫌があるから、後日の敷衍ではないかと思はれる。聟夫はムコ（モコ）にあてた字で（第四卷一五四頁）、養子の意である。

右の如くして探し出した鉤は兇具として、鹽盈珠、鹽乾珠と共に山幸彦に授けたとあるのであるが、說明の便宜上章を分つて之を述べることゝし、こゝには本鄕歸還を以て一段落とする。記は之に關して次の如く敍述して居る。

……卽ち悉く和邇魚を召し集へて問ひて曰く、今天津日高の御子虛空津日高上國（ウハツクニ）に出幸（イデマ）さむとす。誰は幾日に送り奉りて覆奏（カヘリコトマヲ）さむといふ。故、各己（オノモオノモ）が身の尋長（ヒロタケ）のまにまに、日を限りて白すが中に、一尋和邇白さく、僕（ア）は一日に送りて卽ち還り來むと白す。故その一尋和邇に、然らば汝送り奉れ、若し海中（ワタナカ）を渡る時、な惶畏（カシコ）ませ奉りそと告（ノ）りて、卽ち其和邇の頸にのせて送り出しき。故期（ウケビ）のごと一日の内に送り奉りき。其和邇返りなむとする時、佩（ミハカ）せる

紐小刀(ヒモカタナ)を解かして、其頸につけて返したまふ。故その一尋和邇をば今に佐比持神といふ也

紀の本文及一書(二)(四)には、單に還宮、歸來本宮または歸來とあるのみであるが、他の一書(一)(三)の傳には大鰐または一尋鰐をして奉送せしめたとあり、ことに一書(三)は紐小刀授與の一條を缺くのみで、大體に於て記と說を同うする。鰐は借字で、既述の如く舟を意味する外來語であるから(第一六七頁)、山幸彥が之に乘つて歸國したといふのは古傳であらう。但し記の傳誦者もまたワニを以て怖ろしい海棲動物と解したらしく、航海中に無レ令ニ惶畏一といふ一句を加へ、奉送の功を賞して山幸彥が佩用の紐小刀(第九九頁)を與へたと附說した居るのである。其は佐比持神といふ名號の所由を說明する爲のやうに思はれるが、此神名をワニが負うたとあるのは頗る疑問で、神武紀によれば劒を拔いて入水した稻飯命が鋤持(サヒモチ)神となられたとあるから(第六章參照)、ワダツミの國に此名の有力な神があつたの

かも知れぬ。若し然りとすれば鋤持は借字で、小刀を持つといふ意でもなく、今では解し得ぬ外來語か、又は夙に廢絶した舊地名から出た神號ではあるまいか。モチは大穴持命の例によればムチ（御靈）の意とも解せられるのである。

上述によれば此物語の叙述樣式は頗る戲曲童話的であるが、話の筋は明白で、兄弟の勢力爭から幼者は出國放浪中、地方豪族の女と婚し、其氏族の後援を得て歸國するまでの經緯を述べたものとせねばならぬ。不幸にして編者によつて其一部分は海底の出來事であるかのやうに譯出せられた結果、從來多くは興味本位に解釋せられ、其が史實の斷片であると氣づいたものすら、尙斷言を憚つたやうであるが、此やうな重大事項を曖昧に附するは、今日の學術上許し難いことであるから、先入主的非難を覺悟して、分拆批判を試みたのである。尙第六章の所說と參照することを要する。

第五章　隼人歸順

繼位戰――兕具兕文――滿珠干珠――俳優狗吠――皇子降誕――離別――挿話

山幸海幸傳說は前章を以て結了とせず、ワダツミの宮から歸還後の出來事も其繼續として語られて居る。否、其本旨は寧ろ後半にあつて、激烈なる軋轢の結果、勝利が神武天皇の御祖父にあたらせられる彥火火出見尊に歸したことを言ひ傳へる目的を以て、記憶に便なるやうに、物語風に脚色したのである。此見地を以てすれば前章に收めた部分は、此爭の發端と、ホデミの尊がワダツミ族の支持を受けられた事由とを描寫した序幕で、此からが本舞臺であるのみならず、叙述の態度に於ても多少の相違があるから、章を改めて說くことにしたのである。

日向の襲之高千穗峯に降臨せられた瓊々杵尊は、第二章に論じたやうに、今の

揖宿郡頴娃村附近を根據として、川邊日置兩郡の地を征服後崩御せられたので、可愛(埃)の山陵に葬りまゐらせた(第七章參照)。當時此國土一般の社會制度によれば、ニニギの尊の君主權は、若し御姉妹皇女があつたとすれば、其子の一人が母系嫡統として繼承せられる筈であつたが、高天原から降臨せられた天孫には、其やうな肉親がなかつたので、相續者は必然御子の一柱であらねばならず、御同腹ではないが、さりとて嫡庶の別があつたのではないから、母氏の勢力によつて決定するの外はなかつた。是に於て隼人族と大ヤマヅミ族との間に爭が起り、各自その族女の所生を擁立せんと企てたのである。此は極めて當然な成行で、敢て怪しむに足らぬことであるが、サクヤ姫とアダツ姫との混同が累をなして、兄弟墻に鬩ぐのみならず、弟皇子が兄皇子を越えて承統せられた事を不可解とした後人が、何か特別の事情が存した筈であると揣摩臆測して、山幸海幸といふ民譚に結びつけ、鉤の返還を理不盡に强要した兄御子に曲があるかのやうに説いたのであ

らう。

ワダツミ族の支持を得た弟御子の勢威は大に振ひ、吾田氏族も之に屈服せざるを得なかつたので、兄御子は相續權の要求を放棄して隼人の首長たる位置に甘んぜねばならなかつた。此終局を見るまでには相當の歳月を費し、其間戰爭が繼續又は反復したのであらうが、傳說は之をワダツミの神の靈力と、其授與した咒文と咒具の効驗によつて解決したものと說いて居る。此は上代話術の常套手段で、詳密なる軍事行動の如きは、口から耳に語り繼ぎ、聞きつぎ得られるものではないから、之を超自然力に假託したのであるが、神靈の直接作用のみに歸せずして鉤と珠との靈驗によると說いた所に此物語の特色がある。タマ(玉)がクシ(串)及ヒレ(布片)と共に靈物とせられた事は既に屢〻述べたが(第四卷一三五頁)、チ(鉤)と呼ばれる品物を此範疇に加へたのは注意すべきことで、我民族の神靈觀念に先行したチといふ原始宗教思想の存在(社會學雜誌第二十五號拙文參照)を暗示するもの

である。いづれにしても鉤が一種の咒具であつたことは疑なく、之を行使する樣式と咒文とが、史實に結びつけて說かれたものとせねばならぬ。其は歸國に臨みワダツミの神から授けられたものとせられ、記には次の如く敍述して居る。

その綿津見神誨へ曰さく、此鉤もち其兄(イロセ)に給はむ時に言りたまはむ狀(サマ)は、此鉤は淤煩鉤(オボチ)、須須鉤(スズチ)、貧鉤(マヂチ)、宇流鉤(ウルチ)とのりて、後手(ウシロテ)に給へ……

後手に授けるといふ所由は不明であるが、咒詛の一樣式なることは疑なく、紀にも以二後手一投棄與之(一書二)、可下以二後手一授賜上(一書三)とあり、釋紀には師說として今世厭レ物之時、必以二後手一也とあるから、後世まで行はれて居たものと思はれる。他の一書(四)に三下唾與之とあるのは異傳ではあるけれども、同じく咒詛樣式で、上記の如く磐長姬も唾して咒うたとあるのである(第一二四頁)。オボチ以下は咒文の一種で、チ(鉤)に託して不祥の辭を連ねたのであるが、紀の本文には陰呼二此鉤一曰二貧鉤一然後與之として一語のみをあげ、一書諸傳にも次の如く區々

に記されて居る。

〔一書一〕　貧窮之本、飢饉之始、困苦之根

〔同　二〕　貧鉤、滅鉤、落薄鉤（オトロヘチ）

〔同　三〕　大鉤、踉䠙鉤、貧鉤、癡騃鉤――踉䠙之鉤此云二須須能美膩一、癡騃鉤此云二于樓該膩（ウルケチ）一

〔同　四〕　貧鉤、狹狹貧鉤

明に漢譯なる一書（一）を除き、諸傳に共通するものは貧鉤のみで、舊訓の如くマヂチの假字であるが、マヂはマ（凶）から分派せられた語で、サチ（幸）の反對を表示し、凶厄の義により、貧窮、飢饉、困苦をも包括するが故に、一書（一）は之を三句に引延ばしたのである。一書（四）の貧鉤、狹々貧鉤もまた之を重疊したもので、ササを挿入したのは口調を助ける爲に外ならず、決して些少を意味するのではない。されば呪文の原形はマヂチ一語で、鉤を祝福してサチチ（幸鉤）といふに對し

〔一書一〕、之を訓うてマヂチと稱へたものとすべきである。淤煩鉤、須々鉤は一書〔三〕の大鉤及踉蹡鉤にあたり、オホは大の義から轉じて平凡をも意味し、オホロ(朧)、オホロカ(迂濶)の如くも用ひられるから、此では爽快ならざることをいひ、ススはシタ、シモ(下)、シリ(尻)等の原語シを重ねたシシの轉呼で、漢語の逡巡に當るから〔古語大辭典〕、避易の意を寓したのであらう。訓註に踉蹡之鉤としてススノミチとあるのは、本文と相違するが、ミは接頭語であるから、チをミチ(眞鉤)というても差支はなく、修飾語との間に助語ノを介しても意に於ては變りはないのである。

ウルケ鉤のウルケは癡騃の二字をあてた所を見ると。オロカ(愚)の轉化と思はれ、記のウル鉤はその下略であらうが、其意は已にオホ(凡)鉤に含まれて居るから、重複の嫌がある。一書〔二〕の落薄鉤は、オトロヘチとした舊訓に誤なしとすれば、オトリ(劣)の一活用形態で、落薄は落魄と音が通ずるから假用せられたの

であらう。滅鉤のホロビ(滅)がハラ(散)から分化した語なることは言ふまでもない。さりながらオホ(ウルケ)、スス、ホロビ、オトロヘ等の諸不祥事は盡くマヂといふ一語に含まれて居るのであるから、紀(本文)の傳は決して誤脱でも省畧でもなく、原呪文はマヂチ一つであつたのを、一書(四)の如く之を反復してマヂチ・ササ・マヂチとも誦へ、更に同じ趣意を以て二語乃至三語を添へたのであらう。

呪力を附與した鉤の外に、ワダツミの神は更に潮滿瓊及潮涸瓊(ヒル)といふ二顆の珠を授けた。——潮溢瓊、潮涸瓊(一書二)、鹽盈珠、鹽乾珠(記)とも記されて居る——此珠の効驗は其名によつて自明であるが、紀本文の説明は次の通りである。

誨之曰、漬潮滿瓊者則潮忽滿、以レ此沒溺汝兄、若兄悔而祈者、還(マタ)漬潮涸瓊則潮自涸、以レ此救レ之、如レ此逼惱則汝兄自伏

一書(二)も辭句に多少の相違があるにしても、内容はほゞ同一であるが、他の一書(三)には仍教用レ瓊之法とあるのみで、實效は後の記事にゆづり、次の如き一

條を挿入して居る。

又教曰、兄作二高田一者、汝可レ作二洿田一、兄作二洿田一者、汝可レ作二高田一、海神盡レ誠奉レ助如レ此矣

終の一句は海の神の言と解することが出來ぬから、高低相反して營田せよと教へた理由が判明せぬが、恐らくは記に掲げた左記の説明と同じ意味であらう。

然して其兄高田を作らば、汝命は下田を營らせ、其兄下田を作らば、汝命は高田を營らせ、然したまはば、吾水を掌れば、三年の間に其兄貧窮しかるべし。若し其然する事を恨怨みて攻戰なば、鹽盈珠を出して溺らし、若し其愁ひ請さば鹽乾珠を出して活かし、此くして惱め苦しめたまへと云ひて、鹽盈珠、鹽乾珠幷せて兩個を授りき

卽ち海の神は霖旱意の如くする力を有するを以て、常にホデミの尊に幸すべしといふ意味で、下田は上記の洿田にあたり、旱涸することのない濕田をいふのであ

る。さりながら假に此ワダツミの神を海洋の靈と解するにしても、雨師(アマシ)または水分(ミクマリ)の神を兼任するものとは限られず、古傳說にも少しも其やうな信仰があらはれて居らぬから、此(コレ)はワダツミの神を龍王に擬したので、印度のナーガ(龍)傳說の感化をうけたものと思はれ、從つて原說と認めることは困難である。滿珠及干珠も亦同じ思想から出たもので、此を神功皇后が得られたといふ如意珠〔仲哀紀〕と混同し、其保管所を云々するものもあるが〔釋紀〕、空想の品物なることは言ふまでもない。されば紀一書(一)は之に言及せず、海神の言として汝兄涉レ海時吾必起二迅風洪濤一令三其沒溺辛苦二矣とあるのみで、他の一書(四)には、之を潤色した次の如き記事がある。

又兄入レ海釣時、天孫宜下在二海濱一以作中風招上、如レ此則吾起二瀛風(オキツカゼ)、邊風(ヘツカゼ)一以二奔波一溺惱

風招ハ卽嘯也と註記せられて居るから、海神に風を請ふための信號として、太い息

を吐くことをカザヲキと稱へたので、珠を水に漬すのと同樣に、一種の咒法であらう。

以上はワダツミ族長が彦火火出見尊に與へた援助を誇張して神祕的に叙したもので、此點に關してはワダツミの神（首長）は超人間的存在として說かれて居るのである。されば歸鄉後の山幸彦は一に海神の敎に從うて兄なる海幸彦を窮地に陷れたとしたので、其屈伏に至るまでの顚末は、諸傳區々であるが、方法手段としては上記の外に出ぬのである。紀の本文は最も簡潔に

已還レ宮、一遵二海神之敎一、時兄火闌降命既被二危困一、乃自伏レ罪曰、從レ今以後、吾將レ爲二汝俳優之民一、請施レ恩活、於レ是隨二其所一レ乞遂赦之

と叙し、其火闌降命卽吾田君小橋等之本祖也として、吾田の隼人の族長となつたことを再記して居るが、古事記の記述もほゞ之と同樣である。卽ち

是を以て備（ツブサ）に海の神の教言（ヲシヘ）の如（ゴト）、その鉤を與へたまふ。故自爾以後（ソレヨリノチ）稍愈（ヤヤイヨヨ）貧し

く、更に荒ぶる心を起して迫來（セメク）。攻めんとする時は鹽盈珠を出して溺らし、其（シガ）愁ひ請（マチ）せば鹽乾珠を出して救ひ、かく惱め苦しめたまふ時、稽首（ノミ）白さく、僕（ア）は今より以後、汝命の晝夜の守護人（マモリビト）となりて仕へ奉らむと白す。故今に至るまで、其溺れし時の種々の態絶えず仕奉る也

終の一節は紀の從レ今以後、吾將レ爲ニ汝俳優之民一に相當するもので、一書（二）にも從レ今以往、吾子孫八十連屬、恒當レ爲ニ汝俳人一とあり、他の一書（四）には第二章（第九四頁）に引用したやうに、其所作事が詳細に描寫せられて居る。之によれば猨田彥の阿邪訶水難の記事（記）と頗る趣を同うして居るから、上代此戲劇が南方渡來人種卽ち隼人等によつて演ぜられたことは事實とせねばならぬ。俳人または俳優はワザオキと訓み、オキはオコナヒ（行）の原形であるから、ワザ（態）卽ち所作事を行ふ人を意味するのであるが、海幸彥が降伏の證として自ら之を演じ、若くは子孫をして之に奉仕せしめんことを誓うたのを起原とすると說いたのは、隼人

の始祖なるが故に假託せられたのである。吾田族人中には神武天皇に供奉して大和國に移住したものも少くはなかつたと思はれるが、其多くは來目部の隊伍に屬し、兵戈を以て奉仕したものゝやうであるから、來目歌をうたひ、來目舞を演ずることはあつても俳優を職としなかつたことは勿論で、此は上記の如く猨田彥等が屬する一流派に限られたのであらう。されば爲₂汝命之晝夜守護人₁而仕奉ともあるので、其は來目部が宮門守衞に任ずることを意味したものゝやうである。然るに紀一書(二)には上揭の當ㇾ爲₂汝俳人₁の次に、一云狗人と註し、更に次の如く附記して居る。

是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至ㇾ今不ㇾ離₂天皇宮墻之傍₁、代₂吠狗₁而奉事者也

是は隼人司式に元日即位、踐祚大嘗、遠從駕行等に際し、儀仗の隼人をして吠聲を發せしめるとあるに當り、此一書の記述せられた頃には既に恒例となつて居たものと思はれるが、其が上古から存續した儀式であるかは疑問である。犬といふ動

物の文獻に見えたのは、丹波國人甕襲(ミカソ)の家犬足往(アユキ)(垂仁紀)、印南別孃の白犬(播磨風土記)等を最古とするが、雄略朝志幾縣主が贖罪の爲に獻上した白犬を、得レ道之奇物(クシキ)なりと仰せられて、都麻杼比之物(ツマドヒノモノ)として若日下部王に贈られたとある所を見ると(記)、此國の土産ではなく、之が飼養の任に充てられた部民中にも海犬養、阿曇犬養、阿多御手犬養などいふ名が見えるから、海人族によつて輸入せられたものと見るべきで、本初は食用に供することが目的であつたらしく、天武朝に之を禁止せられてから、專ら夜警に充當したものゝやうである。されば不レ離二天皇宮墻之傍一代二吠狗一とあるのは、記の晝夜守護人といふ辭句から思ひついた比較的後代の附說であるかも知れぬ。

　右の外同書には最終に、世人不レ債二失針一此其緣也と附記せられて居るが、假に此やうな禁忌が奈良朝時代に存したとしても、針と鉤とは別箇の品物で、此一書に針鉤とあり、神功紀に針を勾げて鉤としたとあるのは、若し針が借字でないと

すれば、後人の想像による潤色と見るの外はなく、金屬工業發達前の銅は、貝又は鼈甲を以て製したと推定せられることは旣述の通りである。

山幸彥と海幸彥との交渉は、以上を以て終結とするが、此傳說には尙之に附帶して、豐玉姬の進退と皇子降誕奉養の顚末とが、神秘的に叙述せられて居る。豐玉姬はワダツミ族の女なるが故に、彥火火出見尊の歸鄕後も自族に留まり、自家に於て分娩したことは勿論で、其御子が御生長の後、御父の許に引とられたことは有り得べく、その崩後まで御存命であつたとすれば、君位を繼承せられた筈であるが、傳誦者はワダツミの國を海中にあるものと誤解し、實在君主なる彥波瀲武尊が海中に於て降誕せられたことは有り得ぬとして、豐玉姬が分娩のためホデミの尊の鄕土に赴いたといふ一說を案出し、ウガヤフキアヘズといふ名號の由來を之に結びつけ、妋(セ)の命と引つゞき同棲するに至らなかつた理由を違約によるものと說明したのである。豐玉姬が分娩時に於て異形を示したとあるのは、海神の

女なるが故に人類以外ならざるべからずとした爲であらうが、其妹で彦波瀲武尊の妃となり、神武天皇外三柱の皇子を産みまゐらせたといふ玉依姫を異類としなかつたのは矛盾といはねばならぬ。之を要するに誤解に基づく脚色であるから破綻を免かれぬので、原説は今日之を詳にすること不可能であるが、恐らくは豐玉姫の皇子生誕といふことが主眼であつたのであらう。

之に關しても紀の本文及四書の所説は多少内容を異にし、ことに一書(三)には幼皇子奉養の狀況を叙べ、且火出見尊と豐玉姫との贈答歌をあげて居る。記は此等諸傳の原文を折衷接合したものゝやうで獨立した傳承であつたとは思はれず、價値に高下はないのであるが、諸傳を列擧することは煩はしいから、便宜上左に記の全文を掲げて、之によつて說明を進める。

是に海(ワタツミ)の神の女、豐玉毘賣命みづから參出(マヰデ)て白さく、妾(ア)は已に妊身(ハラミ)て今産むべき時になりぬ。此念(ココモ)ふに、天つ神の御子は海原に生みまつる可きにあらざ

れば、參出到ぬと白す。爾卽ち其海邊の波限に、鵜の羽を以て葺草として產殿を作りき。是に其產殿いまだ葺き合へぬに、御腹の急くに忍へねば、產殿に入りにき。爾に產まむとする時、その日子に白さく、凡て他國の人は產時になれば、本國の形になりて產生なれば、妾も今本の身になりて產みなむ、妾をな見たまひそと願ぎ白す。是に其言を奇しと思ほして、その方產に伺ひ見たまへば、八尋和邇に化りて匍匐委蛇りき。卽ち見驚き畏みて遁げ退りたまひき。爾豐玉毘賣命その伺ひ見たまひしことを知りて、心恥かしと以爲ひて、乃ちその御子を生み置きて白さく、妾は恒に通海路往來はむと欲りしかど、吾が形を伺ひ見たまふこと是甚怍しと白して、卽ち海坂を塞きて返り入りにき。是を以てその產める御子を名づけて、天津日高日子波限建鵜草葺不合ノ命と號す

紀の本文には是より先き、天孫が辭去せられる時、豐玉姬は妾已娠矣、當レ產不

レ久、妾必以ニ風濤急峻之日一出ニ到海濱一、請爲レ我作ニ產屋一相待矣と豫告したとあり、一書（一）にもほゞ同樣の文をのせ、一書（三）には豐玉姬が別に臨み、天孫之胤豈可レ產ニ於海中一……造ニ屋於海邊一相待と依囑したとあるが、豫約の有無は事に於て大差はなく、行文の便宜によつて加除せられたものと思はれるから、諸傳の主眼とする所は分娩の爲に海濱（海邊）に來り、或は產屋を海邊（波限）に設けたといふことにあつたとすべきで、恐らくは彥ナギサ武（建）といふ御名の所由の說明に資する作爲であらう。特に風濤の劇しい日と限つたのは、海若の出現に便なりとする思想によるもので、一書（三）に女弟玉依姬を率ゐて大龜に馭して來着したとあるのも、海龜が波打際に產卵する習性から思ひついたのであらう。古語拾遺に彥瀲尊誕育之日海濱立レ室、于レ時掃守連遠祖、天忍人命供奉陪侍、作レ箒掃レ蟹、仍掌ニ鋪設一とあるのは、海濱といふことの印象を强める爲の插話であらうが、妄誕信ずべからざることは既に第三卷（二四二頁）に述べた通りである。其故に一書（四）

には一云として、置二見於波瀲一者非也、豐玉姬自抱去、久之曰、天孫之胤不レ宜レ置二此海中一、乃使二玉依姬一持レ之送出焉として、暗に海濱降誕說を否認して居るのである。案ずるにナギサ武(建)といふ名號は日本武(倭建)と同一構成で、ナギサはナガ(長)キシ(岸)又はナガ(長)イソ(磯)の約轉、即ち長汀の意であるから、其地のタケル(武將)といふ意であらねばならぬ。上掲のやうに古語拾遺に彥瀲尊としたのは、――唐書東夷列傳にも至二彥瀲一凡三十二世皆以レ尊爲レ號とある――武(建)を略したので、萬一タケを下につけてタケウガヤフキアヘズの尊と稱へたとすれば、彥を下に廻はしてナギサ彥と稱した筈であるから、彥ナギサ武は御通稱で、之に御本名のウガヤフキアヘズを連ねて尊號としたものと思はれる。ソダツミの宮で降誕せられた此御子は、後記の如く御成人後、東の方有明灣方面に進出せられ、土豪を征服して武名を耀かされたから、此名號を以てよびまゐらせたので、恐らくは武(建)はタケルと訓むのであらう。――信友は倭建命をもヤマトタケル

と唱へしと考證した〔比古婆衣〕――今の日向國南那珂郡鵜戸を御降誕地なりとする口碑は、確證のないことではあるが、行在地の誤傳で、其宮浦の鵜戸神宮が此皇子の神靈を奉齋し、現に官幣大社に列せられて居るのも理由のないことでは無いやうである。

分娩の時機が急に到來して、産屋の葺き終はるを待たなかつたから、ウカヤフキアヘズといふ名を御子に負はせたといふ説は、紀一書(一)(三)にも見え、有り得べきことではあるが、幼名を以て貴人を呼稱することは上代の風習ではないから、仁賢紀に天皇諱大脚(オホシ)として、自餘諸天皇不レ言二諱字一而至二此天皇一獨自書者、據二舊本一耳と註したやうに、特異の例に屬し、恐らくは奇拔の御名なるが故に口碑に殘つたのであらう。さりながらウカヤを鵜(鸕鷀)の羽を原料とする葺草の謂と説いたのは信ぜられぬことで、カヤはカ(上)とヤ(屋)との二語より成り、原義は屋蓋であるから、必しも禾草なることを要せぬけれども、羽毛は其材料たるに

適するものではなく、縦ひ其が裝飾の爲であつとたしても、急設を要する産屋の建造に其やうな手數がかゝる材料を特に供用したとは考へられぬことで、釋紀に師說として

鸕口喉廣、飲二入魚一、又吐二出之一容易之鳥也、是以象二產生平安一、令レ葺二此羽於産屋一者歟、以二産屋一稱二鸕鷀葺屋一者、以二鸕鷀羽一令レ葺之本緣也

とあるのは妄誕論ずるに足らぬ。案ずるに鵜(鸕鷀)は大（オフ）を意味する古語ウにあてた假字で、ウカヤは大いカヤ(萱草)をいひ、傳ふるが如き事實が存したので、御幼時此名を以て呼びまゐらせたのであらう。一書(三)に天孫の御諮詢に應じて豐玉姫が命名したとあるのは此御幼名のことで、彥ナギサ武は尊號であるから、御生長後の御事蹟によつて臣下から奉つたものとせねばならぬ。然るに紀の本文に御母が懟恨に任せ、萱（カヤ）を以て御子を褁んで海濱に棄てたから、此名を負はれたとあるのは理に合はぬ事で、少くともフキアヘズといふ部分の說明が缺けて居る。

離別の理由については紀記諸傳の多くは、天孫が約に背いて産室を覗ひ、正體を見あらはされた爲として居るが、豐玉姫が決して異類にあらざることは上述の通りで、後人が附加へた妄説なるが故に、其形態については八尋和邇〔記〕又は八尋大鰐〔紀一書三〕又は八尋熊鰐〔同一〕の外に、紀本文には龍ともあつて一致して居らぬのである。ワニ又はクマワニは或は鮫の一種をいふものとも說明し得られるが（第四卷一一八及二一三頁）、匍匐委蛇と形容した所を見ると、爬蟲類なる鰐魚をいふものとせねばならぬ。委蛇はウネリ行ク貌で、國語ハヒモトホリに當り、紀一書（一）に透虵とあるのは俗字で、舊訓モコヨブはムクヨ（蠢爾）の活用形と思はれるが、此場合にはあたらぬやうである。龍に至つては我上代人の全く想像もしなかつた動物で、紀にはオカミに龗（靈龍の合字）の字をあてゝ居るけれども、此語には龍の意はない。されば鰐といふも龍と稱するも原說にあらざること極めて明白で、恐らくはワダツミの宮を海底の仙居又は龍宮と誤解した結果、其處に棲む

ものなるが故に、異類ならざるべからずと臆斷し、怪奇な動物が假に女身と化して天孫に見えたといふ後代的空想から敷衍せられたのであらう。方産は紀〔本文〕にミサカリと訓してあるが、第二卷(一九二頁)に述べたやうにマサカリの音便で、高潮時(クライマクス)の意と思はれる。

産時には正體を現はすものであるから見たまふなと誡告したのを、好奇心にかられて覗いて見られたが故に、豐玉姫が慚恨して絶緣したと說かれて居るのは、黃泉傳說に男神が禁を破つて女神の屍體を見た爲に、大事を惹起したとあると同一趣向で、一種の訓話と見るべきである。但し此は必しも暗黑裏または夜間の出來事なるを要せぬのに、一書(一)に以ㇾ楢燃ㇾ火視(ミル)之とした所を見ると、或は黃泉傳說の飜案であつたかも知れぬ。豐玉姫の慙恨の口氣についても亦叙述が一致せぬ。卽ち

〔本文〕甚慙之曰、如有(モシ)ㇾ不ㇾ辱ㇾ我者則、使㆔海陸相通永無㆓隔絶㆒、今既辱之、將何

以結ニ親昵之情一乎

〔一書四〕　大恨之曰、不レ用ニ吾言一令ニ吾屈辱一、故自レ今以往、妾奴婢至ニ君處一者、勿ニ復放還一、君奴婢至ニ妾處一者、亦勿ニ復還一

右の如く諸說區々であるのは、傳誦者が思ひ思ひに潤色を加へたからで、原說は他の一書(一)(三)の如く、懟恨の結果御子を殘して徑(タダチ)に去つたといふに過ぎなかつたのであらう。記には上揭の如く、乃生ヲ置其御子一而白、妾恒通ニ海道一欲ニ往來一、然伺ヲ見吾形一、是甚怍之、卽塞ニ海坂一而返入〔眞福寺本〕とあり、怍は「鳥が音ケに鳴ニ」〔萬一〇〕などいふケの假字で、こゝは述語として用ひられたのであるから、ケシと訓めばよいのであるが、刊本に作とし、眞淵は怍の誤記なりとし、宣長が之に從うてハヅカシと訓したのは、上句との續き合上あたらぬやうである。海坂の坂が境に通ずることはいふまでもない。紀の本文には上記の如く、草を以て兒を裹んで海邊に棄てたとあり、同一書(四)にも眞床覆衾(第五六頁參照)及草を以て

褁んで波瀲に置いたとあるが、之はナギサ武といふ御名の所由を說明する爲に附記せられたので、一書(四)の一傳は之を否認して居るのである。さりながら此傳に自ら抱いて去り、後に至つて天孫の胤を海中に置き奉るべからずとして、玉依姬をして送り歸さしめたとあるのも合點の行かぬことで、縱ひ短時日でも海中に置いて差支がなかつたとせば、態々分娩のために生母の參向を煩はすに及ばなかつた筈であるから、恐らくは後日玉依姬を娶された動機を說く爲に舞辯したのであらう。されば一書(一)には留二其女弟玉依姬一持二養兒一焉とあり、記にも後述のやうに此女性が治養に任じたかのやうに說き、一書(三)には次の如く敍述せられて居るのである。

是後豐玉姬聞二其兒端正一、心甚憐重、欲二復歸養一、於レ義不レ可、故遣二女弟玉依姬一以來養者也

さりながら彥波瀲武尊と玉依姬との結婚が必しも養育の緣によるものでないこと

は次章に述べる通りで、さればこそ紀の本文には之に言及して居らぬのである。加之一書(三)には母なき此御子を養ひまゐらせる爲に、他の婦人をして乳を差上げしめたとあり、此世取二乳母一養レ兒之緣也とさへ附記せられて居るのであるから、玉依姫が來養したといふのは重複の嫌がある。此書に於ては右の外に、亦云として哺育に關する次の如き一傳が挿入せられて居る所を見ると、乳母をして養育せしめたといふのが原說であつたのであらう。其は前章にあげた育兒習俗の補足とも見るべきものである。即ち

彥火火出見尊取二婦人一爲二乳母湯母及飯嚼湯坐一、凡諸部備行以奉レ養焉

乳母、湯母は舊訓チオモ、ユオモとあり、オモは第四卷(一一三頁)に述べたやうに、嬰兒が欲求を表現する自然の聲であるから、生母に代つて哺育に任ずる女性の意にも轉用せられたことは有り得べきで、乳と湯とは限定語である。乳汁即ち湩は古語ではオモとも稱へたやうであるが、血と同じく體內に生ずる靈液なるが故に

チ(靈)と呼ぶやうになつたので、湯は一般に溫水を意味するけれども、こゝの湯は母乳(オモ)に代るべきもの、即ち今いふオモ湯のことでなければならぬ。固形食物の攝取に堪へぬ嬰兒には、湩が不足する場合、粥を絞つたオモ湯を與へるか、若くは熟飯を嚙みこなして口移しにすることを例とするから、イヒガミ(飯嚙)といふ稱呼は之から出たものとせねばならぬ。湯坐は刊本にユヘヒトと旁訓せられて居るが、ヘがヱの誤記なることは勿論で、坐(ヱ)は居所の意であるから、湯を取扱ふ場所をいひ、炊屋(カシヤ)又は臺盤所と同義を以てユヱと稱へ、其處に奉仕する婦人は烹炊のことを掌り、御子の生長に伴ひ、食饌調進に任じたから、乳母、湯母、飯嚙と同列にあげられたのであらう。――額田部湯坐、湯人(ユヱノ)廬城部等のユヱは同音別義なること第三卷(二一〇頁)に述べた通りである――湯の字によつて釋記に是調レ湯之人也としたのは意をなさぬ說で、纂疏に湯母を掌二湯藥一之人とし、湯坐を洗二浴兒一也と說いたのは臆斷に過ぎず、沐浴奉仕は幼少の御子ならずとも必要のあること

で、且婦人に限る任務ではない。

右の外豐玉姫の離別に關聯して二首の古歌が傳へられ、記に作歌の動機及その歌詞を次の如く叙述して居る。

然れども後には其伺ひたまひし情(ミココロ)を恨めども、戀心(コヒシサ)に忍(タ)へずて、其子(ミコ)を治養(ヒタ)しまつる縁(ヨシ)に因りて、その弟(イロト)玉依毘賣に附けて歌を獻りき。其歌(ウタ)曰

赤玉は緒さへ光れど白珠の君がよそひし貴くありけり

爾に其比古遲答へたまふ歌(ウタ)曰

沖つ鳥鴨どく島にわがゐ寢し妹は忘れじ世のことごとに

此贈答歌は少しく辭句をかへて紀一書(三)にも收錄してあるが、順序を顚倒して彥火火出見尊の御述懷に答へて、後日豐玉姫から女弟玉依姫に託して奉進したとあり、他の一書(四)にも初豐玉姫別去時、恨言既切、故火折尊知ニ其不レ可ニ復會一、乃有ニ贈歌一、已見レ上とあるから、少くとも「沖つ鳥」の歌は天孫の御作と傳へられた

ものとせねばならぬ。さりながら句法から見ても用語からいふも、其當時の吟詠が其まゝ保存せられたものとは思はれず、沖ッ鳥鴨ドク島(紀にはツクとある)といふ一句は、或はワダツミの宮に緣故があるともいひ得られるが、其以外には何等事蹟の面影を留めて居らぬから、前々章にあげた一首と同じく、或時代に於て人口に膾炙した古い戀歌であらう。――語釋は歌謠篇にゆづる。

上記によればホデミの尊の歸鄉後の記事は、山幸海幸傳說の本筋ではなく、隼人歸伏と皇子降誕といふ事實を之に託して述べたもので、ワダツミの神の女なる豐玉姬に關聯して居るから、之を神秘的に脚色したといふに過ぎず、最後の哺育習俗及贈答歌に關する說は、純然たる插話である。

第六章　皇運進展

彦火火出見尊の御事蹟――彦波瀲武尊の東方經畧――玉依姫――吾平山陵――四柱の皇子――緣故地點――常世國と海原國――東征發程地――承統

彦火火出見尊の御事蹟は、前三章に述べたやうに、山幸海幸といふ民譚と、木花之開耶姫及豐玉姫を中心とする多くの口碑傳說から組立てられた長物語の中に包み込まれ、遠山に朝霧がかゝつたよりも尚おぼろ氣に輪廓を示して居るに過ぎぬので、一知半解の徒が一篇の神話であると推斷するのは無理のないことであるが、諸傳を對比し、仔細に分拆研究するに於ては、史實はおのづから判然たること各章下に論究した通りである。吾田隼人征服後に於ける此君主の行動は何等記述せられて居らぬが、其陵墓の地から推測するに、父尊の終焉の地に跼蹐して居

られなかつたことは明白で、之に關しては紀記に次の如き二傳がある。

〔紀本文〕　後久之彦火火出見尊崩、葬二日向高屋山上陵一

〔記〕　故日子穗穗手見命者、坐二高千穗宮伍佰捌拾歳一、御陵者卽在二其高千穗山之西一也

瓊々杵尊の天降地も高千穗峯とあるけれども、序說に述べたやうに、高千穗は一地點の固有名詞ではなく、且陵墓は紀〔本文〕に可愛之山とあるのであるから（第七五頁）、此高千穗山とは全然別地とせねばならぬ。日向高屋は景行紀によれば天皇の熊襲親征中の行宮の名とあるが、上代の日向國は既述のやうに薩隅地方を含み（第六〇頁）、高屋は字の如く高大なる家を意味し、高千穗宮といふとほゞ同義で、其所在地名に轉用せられた例も少くはなく、第四章（一一三及一三九頁）に述べた吾田の竹屋の外に、和名抄には大隅國肝屬郡にも鷹屋鄕をあげ、式內ではないが鷹屋神社と稱する舊社は、右兩地の外に今の大隅國姶良郡溝邊村にも存し、孰れも

彦火火出見尊を祭神として居るのである。後者の南方約二里の所にある式内鹿兒島神社は、中世正八幡と稱へられて居たが、古傳により彦火火出見尊を奉齋する神宮と決定せられ、官幣大社に列せられた。從つて御陵の地も亦其附近ならざるべからずとして、右の鷹屋神社の舊所在地なる溝邊村大字麓の神割岡（カミワリ）が之に擬定せられて居る。——カミワリは神棲在（カミワアリ）の意とも解せられる——若し然りとせば鹿兒島神宮の前身は、縱ひ長い歳月の間に若干移動して、現在の地は必しも眞跡でないとしても、記の高千穗宮であつたかも知れず、高千穗山の西の御陵は高屋山上陵にあたるものとせねばならぬ。さりながら此記事を證據として天孫降臨の高千穗峯を日向大隅國境にある霧島山なりとするのは理由のないことで、此山を高千穗峯と稱へたことは文獻にも見えず、陵墓の如き比較的小い地物の所在を點定するに遠距離にある山嶺からの方位を以てするが如きは實際的ではない。

宮殿及御陵の所在に關する上記推定が誤つて居らぬとするならば、ホデミの尊

は隼人征服後鹿兒島灣に沿うて東方に進出せられ、吾田と大隅の兩半島を控制する形勝の地點として、今の國分村附近に宮居を定められたものとすべきで、其地に於て崩御せられたとすれば、近距離に葬しまゐらせたことも極めて有り得べきである。其御治世中に皇威は益〻發揚し、薩隅日三州地方は皇化に浴したものと思はれるが、遺憾ながら之を立證するに足る資料がない。記に御在世を五百八十歳としたのは、傳承にもとづくものかも知れぬが、數に關する上代人の觀念は餘り精確ではなかつたやうであるから、恐らくは御壽齡の長かつたことを意味するに過ぎまい。

彥ナギサ武尊の根據地は不明であるが、假に高千穗宮の附近に宮居せられたとしても、御父が御長命であつたとせば久しく儲位に居られた筈で、御壯齡を徒爾に過されたとは考へられぬから、ナギサ武と呼ばれて活動せられたものとせねばならぬ。此皇子によつて新に開拓せられたのは、前章にも論じたやうに、有明灣

の沿岸で、日向の鵜戸神社が由緣の地であるとすれば、少くとも此方面まで進出せられたのであらう。神武天皇が宮崎に遺跡を殘したまひ、臼杵郡から大和に向つて發程あらせられたといふことが事實であるとすれば、此推定は敢て不當ではあるまい。思ふに高千穗宮の勢威は年を追うて日向の西諸縣郡方面に伸び、海岸線を沿うて北上した日嗣の御子の配下と宮崎附近に於て合流し、此方面の征服を完了したのであらう。

彥ナギサ武尊が御父と同じく、ワダツミの神の女を妃とせられたことは、紀記所傳の一致する所であるから事實とせねばならぬ。前章に論じたやうに海邊降誕がナギサ武といふ御名の所由を說明せんが爲の脚色に過ぎぬとするならば、上代の習俗に從ひ母氏に於て呱々の聲をあげ、其族人間に生長せられたものとせねばならぬから、同族女の一人を配偶に選ばれたことは有り得べきで、其名を玉依姬とよび、豐玉彥、豐玉姬と同じくタマ(玉)といふ語を用ひて居る所を見ても、ワダ

ツミ族人なることは疑なく、ヨリヒメとあるから高貴清淨なる女性とせられたものと思はれるが(第一卷一七七頁)、紀記に傳ふるが如く肉身の姨であつたかは疑問である。上代に於ては同世代の族女は皆エ(兄)、オト(弟)即ち姉妹と稱したので、豐玉姫よりも年少なる玉依姫が女弟と呼ばれたことは奇とするに足らず、彥ナギサ武尊からいへば姨(小母)と稱しても差支はなく、また生母の同胞との結婚も例のないことではないが、此場合は話の運びの爲に、特に血緣の婦人と說かれたもののやうである。前章に述べたやうに、紀の本文を除いては、諸傳みな此女性を彥ナギサ武尊の撫育者とし、或は女兒に作はれてワダツミの宮から參向したと說き(紀本文)(同一書一)(同二)、或は御子を抱きまゐらせて従つて來たといひ(同四)、若くは後日治養の爲に派出せられたものとして居るが(同三)(記)、其はワダツミの宮が海中又は海底にあつて、人間界の存在ではないと誤解した結果、案出せられた說明で、諸傳の一致せぬのも之に因るのである。豐玉姫の嫁娶が旣に神變不思

議の邂逅であるのに、同様の奇蹟が次の世代にも繰りかへして發生したというては、上代の素朴な聽衆をすら納得せしめることが困難であつたので、女兒の緣故によつて皇室と關係を生じたと說かざるを得なかつたのであらう。撫育に任じたといふ說も之から生まれたのであるが、其が爲には年齡に相當の差があつたとせねばならぬので、豐玉姫の女弟、卽ち皇子からいへば姨にあたると說かれたのかも知れぬ。

姉に代つて御子を育てたといふ說が生まれた結果、彦火火出見尊との關係も他人ではすまぬやうに考へたものがあつたと見えて、舊事本紀〔六卷〕には卽爲レ御生二一兒一、則武位起命矣といふ一異傳をあげて居る。之によれば媵としてホデミの尊の寵幸を得たものとせねばならず、父子が同一女性を娶ることは、伊香色謎命（孝元開化二代の妃）の例もあるから、上代に於ては不可とせられなかつたと思はれるが、其所生と稱せられる武位起命は、大和國造等祖と註記せられ、國造本紀

にも速吸門に於て神武天皇に見え、後日大倭國造に任ぜられた椎根津彦が、吾是皇祖彦火火出見尊ノ孫と名乘つたとあるにも拘はらず、姓氏錄には大和宿禰(國造の改稱)は地祇の部に入られ、天孫とは見なされて居らぬ所を見ると、假に椎根津彦の父の名が武位起命であつたとしても、彦火々出見尊の兒といふのは謬りとせねばならず、從つて玉依姫が箕箒を奉じたといふことも訛傳とすべきである。但し椎根津彦は、次章にも言及するやうに、アマ族人であつたと思はれるから、同種族なるワダツミ氏の女玉依姫と若干の血緣を有したことはあり得べきである。——武位起はタケクラキと訓み(クラオキは非)、タケは美稱、クラキは武藏國の久良岐と同じく、倉處(クラキ)の意から出た地名と思はれるが、所在を詳にせぬ。

豐玉姫が紀記の所說のやうに、人間ではなく異類であつたとすれば、其女弟と稱せられる玉依姫も亦同族とせねばならず、其腹から人皇の始祖が降誕せられたといふことは有り得ぬのであるが、之については紀記の編者も後の註釋者も何等

說明を與へて居らぬ。神代傳說を盡く所謂神話卽ち非事實談と見なす人々も、神武天皇の實在については疑を挾まぬやうであるが、其御一生の前半が紀記の神代卷に屬することの故を以て、異類の所生であると傳へられたことを怪しむに足らずと放言するものはあるまい。玉依姬を異類とするならば、他に天皇の御生母があらねばならず、若し此女性が現實の人間であつたとせば、其鄕土なるワダツミの國は陸上に存在したものとすべきで、從つて其氏族もまた實在人とせざるを得ぬ。然るに紀記が之を神秘的に叙したのは、海宮遊行といふ空想談に累せられた爲で、事實は前にも述べたやうに、彥ナギサ武尊が母氏族の一貴女と結婚せられたといふことに過ぎぬのであるから、必しも血緣の尊屬なることを要せず、若しヲバ(姨)といふのが正傳であるとするならば、世次が一代相違して居たといふだけで、年輩ほゞ相當する女性であつたのであらう。

彥ナギサ武尊は上述のやうに東海岸に進出して領土を擴張せられたものゝやう

であるが、其本據は母族の占住する地方、卽ちワダツミの國に置かれたと見え、父尊(チヽミコト)の高千穂宮に歸投せられた形跡はなく、紀によれば西洲(ニシノクニ)の宮に於て崩御せられたとある。西洲が新占領地なる東海岸(東國)に對する區別稱呼であるのは想像に難からぬ事で、因葬二日向吾平山上陵一とある御陵墓も、皇居より程遠からぬ地點とせねばならぬ。日向は既記の如く九州南部に於ける皇室の舊領土を意味するのであるが、其地方にはアヒラを名とする地域は少くはない。和名抄によれば大隅國には姶羅郡の外に、大隅郡姶臈及熊毛郡阿枚(アヒラ)といふ郷名があり、薩摩國日置郡合良郷も亦アヒラと訓み得べく、今の日向國南那珂郡油津はアヒラ津の訛であらうと謂はれる。――今の鹿兒島縣姶良(アヒラ)郡は明治初年始羅(シラ)郡を改稱したもので、和名抄の囎唹桑原二郡にあたるから本名ではない――恐らくはアは接頭語で、タ。ヒラ(平)と同じく、平地を意味するのであらう。和名抄の姶羅郡と大隅郡姶臈郷とは、今も鹿兒島灣より有明灣に通ずる平地に姶良村及大姶良村として其名を留

めて居り、彦ナギサ武尊の山陵は今の肝屬郡姶良村(舊姶羅郡内)の鵜殿山が之に擬定せられて居る。其は西洲之宮といふ宮號と考へ合せても信用するに足るもののやうである。思ふに父尊が御長命であらせられたので、繼位に至らずして昇天せられた爲、尊號を奉らず、ナギサ武といふ敬稱を冠して、他に例のない御幼名を以て呼びまゐらせ、宮居をも高千穗宮とは稱へなかつたのではあるまいか。鵜殿はウドの假字で、ウカと通じ(カ、トは共に「處」の意)、オク(奧)と同一原から出たものらしく、洞穴を意味するから(古語大辭典)、陵墓の地なるが故に此名を負はせたのであらう。洞穴は今尙現存し、其中に小祠があるといふことである。既記の日向國南那珂郡鵜戸神社も亦巖窟によつて名を得たので、彦ナギサ武尊の降誕地とする口碑は信ずべからずとしても、上記の如く此方面に進出せられた形跡があるから、緣故の地であつたと想像せられる。——一宮巡詣記には地神五代に神武天皇を配して鵜戸權現と號すとあるから(地名辭書に據る)、或は此天皇の由緣の

地を誤り傳へたのであるかも知れぬ。

玉依姫は彦ナギサ武尊の爲に、四柱の御子を生みまゐらせた。其御名については紀記諸傳に其々多少の相違があるから、左に之を表示する。――頭書数字は降誕順序を示す。

紀本文	(一)彦五瀬命	(二)稻飯命	(三)三毛入野命	(四)神日本磐余彦尊
一書一	(一)同	(二)同	(三)同	(四)狹野尊 曰神日本磐余彦尊
同　二	(一)五瀬命	(三)同	(二)三毛野命	(四)磐余彦尊 號神日本磐余彦火火出見尊
同　三	(一)彦五瀬命	(二)同	(四)稚三毛野命	(三)神日本磐余彦火火出見尊
同　四	(一)同	(三)彦稻飯命	(四)三毛入野命	(二)磐余彦火火出見尊
記	(一)五瀬命	(二)稻氷命	(三)御毛沼命	(四)若(豐)御毛沼命 亦名神倭伊波禮毘古命

右の如く彦五瀬命(または五瀬命)を除いては、順位にも名號にも若干の相違があ

るが、四柱といふことについては諸說一致し、イナヒ（稻飯、稻氷）の命も五瀨命と同じく彥を冠した傳もあるが、其有無は問題ではなく、ミケ入野は又單にミケ野ともいひ得べく、之にカバネの別（ワケ）と同趣意を以て（第一卷一七五頁）、ワカ（稚、若）を冠したことも有り得べきであるが、唯神武天皇の御前名に關してのみ、記と紀一書（一）との間に調和すべからざる相違が存する。記によれば若御毛沼命または豐御毛沼命とあり、若は御兄御毛沼命に對する區別稱とも了解することが出來るが、豐は單に美稱であるから、御兄にも冠稱することが可能で、二柱同一名となり、區別が出來なかつた筈で、恐らくは訛傳であらう。若し然りとすれば若御毛沼といふ御名も紀一書（三）の說を誤り傳へたものと思はれ、一書（一）の傳を正しとせねばならぬ。――一書（一）（三）（四）に磐余彥火火出見尊とあることについては後に述べる。

狹野は小い野または榮野（サヌ）の謂で、普遍的地名であるが、こゝの狹野は今の日向

國西諸縣郡高原村小字狹野が之に擬せられ、地方人は天皇御降誕地といひ傳へ、近世の學者の中にも之を支持したものがある。確證のないことであるが、此地方は上記高千穗宮から宮崎方面に進出する路次にあたるから、夙に皇領に屬したものと推定せられ、其大字をホムタ（蒲牟田）といふのも、譽田、品田などゝも書く舊い名稱で、秀御田の意であるから、上古貴人の領地であつた一證とすべきである。或は天皇が御年少のころ此地方を分領せられたので、サヌの尊と呼びまゐらせたのかも知れぬが、之を降誕地とするには疑がある。屢〻述べたやうに分娩は母家に於て行はれるのが古習であるが、假に玉依姫が征戰に供奉せられたとしても、彥ナギサ武尊の推定經由地から遠く離れて居るのみならず、稱號に用ひられた地名が必しも生地を意味せぬことは、神日本磐余彥といふ御名が大和の磐余邑から出た例によつても明であるから、狹野尊といふ名號によつて降誕地を擬定することは出來ぬ。平家物語以下に神武天皇の皇居の地とせられて居る宮崎市の大

宮村をも降誕地なりとする說が、地方人士の間に行はれて居るが、此等は皆後代思想による臆測で、上古に於ては宮居は決して永久的のものではなく、征旅其他の事情によつて、屢〻移動したのであるから、縱ひ行在地なることが確實であつても、其故を以て其地で降誕せられたに相違ないと斷定するのは早計である。

宮崎は其當時に於ても上記宮浦の鵜戸方面から狹野のホムタを經て高千穗宮に至る交通路の要衝であつたとは、地形上容易に肯定せられるから、彥ナギサ武尊の御子の所領であつたことも、ほゞ疑のない事實とせねばならぬが、天皇御自身の宮居であつたかは疑問である。父尊の御在世中御年十五にして皇太子に立たせられたといふ神武紀の記事は後日の追記で、――紀には安寧天皇以下にも常に立太子を特記して居るが、其は立皇后と同樣に後日の事實から逆推して加筆したものゝやうで、最も忠實に皇統を叙した古事記にも見えず、上代の習俗制度から考へても有り得ぬことである（次篇參照）――長兄たる五瀨命が故なくして御弟に臣

從せられた筈はなく、次篇に考證するやうに孔舍衙(クサカ)の敗戰までは總帥として活動せられたものゝやうであるから、少くとも狹野に劣らぬほどの領地を有せられたものとすべきで、或は宮崎が之に當るのではないかと思はれる。五瀬といふ御名も一之瀬(イチノセ)川と關係があるやうで、若し之から出たものとすれば、イツノセの命と申上げたのかも知れぬが、助語ノの有無は意に於ては變りはなく、今のイチノセ川も古はイツセ川と稱へ、齋(イ)ツ瀬即ち清淨なる河流の謂であつたかも知れぬ。宮居に近い川の名としては齋ツ瀬は當を得た稱呼で、禊傳說の橘小門も、その事の眞僞はともかくも、此河口をいふものと思はれることは、第二卷(一五七頁)に述べた通りである。

神武天皇が日向御在國中に娶された阿比良比賣(記)または吾平津媛(紀)は、記には阿多の小椅(ハシ)君の妹となり、紀には日向國吾田邑と冠稱せられて居るから、ホスソリ(ホスセリ)の命の裔と稱せられる吾田君小橋(紀)の族人なることは疑なく、

吾田に隣する日置郡にも上記の如く合良（アヒラ）といふ地があるが、此方面に進出せられた形跡のない神武天皇が、其地の居住者を娶された筈はないから、――九州の大名が奥州の諸侯と縁組すると同様な事實は太古には絶無で、結婚は常に婦家に於て行はれたものである――彦ナギサ武尊に隨從して東海岸に移住した阿多隼人小椅君の女を妃とせられたのであらう。若し然りとすればアヒラ又はアヒラ津は其居住地の名で、今の日向國南那珂郡油津を以て之に擬する地方人士の説は傾聽すべきである。此地及この小灣に流入する廣戸川の流域は一帶の平野であるから、アヒラといふ名に相當し、近年まで油津町を併せて平野村と稱へたのみならず、灣の東角を尾伏鼻（ヲフシ）と稱するのも〔水路路〕、ヲハシ（小橋、小椅）と無關係ではないやうに思はれる。紀に吾田邑と冠稱したのは地の理にあたらぬやうであるが、本郷の名稱を新聚落に移し、或は吾田（アガタ）の意を以て新居をもアダと呼稱したことも有り得べきである。但し現在吾田とかいてアガタと稱へて居る村名は、右の平野村の

改稱である。

イナヒ(稻飯、稻氷)及ミケヌ(三毛野、御毛沼)も亦地名と想定せられるが、其所在を物色し得ぬ。イナヒは播磨國稻日(印南)野の例によればイナミの音便で、イは接頭語、ナミは波浪を意味するものゝやうであるから(古語大辭典)、海濱の一地に與へられた名であるかも知れず、ミケヌは御食野の謂で、其が山峽に轉入した地形であつたとすれば、ミケ入野ともいひ得べく、孰れにして食邑の義である。さればミケツクニ(御饌津國)とも用ひられ、筑後國にはミケ(三毛)といふ郡名があり(和)、毛野國(上毛、下毛)も同じ意味を以て命名せられたのである。兩皇子が此名號を負はれたのは、其領邑又は居住地に因むことは勿論であるが、記によれば御毛沼命者跳二波穗一渡二坐于常世國一、稻氷命者爲二妣國一而入二坐海原一也とあり、神武紀には之を紀伊國に於ける出來事として次の如く敷衍して居る。

海中卒遇二暴風一、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄二

我於陸、復厄我於海乎、言訖乃拔劒入海、化爲鋤持神、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起波瀾以灌溺乎、則蹈浪秀而往乎常世鄕矣

母則海神または我母及姨並是海神とあるのは、海宮遊行傳說以下の誤解を蹈襲したものであるから、――この姨は豐玉姫をいふのであらうが、此皇子たちからいへば御祖母であるから、王母と譯する方が正しい漢語である――正傳にあらざることは分明であるが、假に之を不問に附すとしても、拔劒入水の目的が明示せられて居らず、海神が波瀾を起すことを恨んで常世國に渡つたといふことも理由が立たぬ。思ふに編者は常夜國即ち冥界といふ意を以て常世鄕と記し、入水と同じく自滅を暗示するに用ひ、一身を犧牲にして神武天皇の危難を救うたといふ意味を神祕的に叙したのであらう。此思想は弟橘媛傳說にも見え、或る時代の民衆の腦裏に存したので、兩皇子の踪跡を之に託して說明したのであらうが、紀には其効果の有無を說いて居らぬので、自暴自棄の擧であつたかのやうにも了解せられ

る。右の外姓氏錄右京皇別新良貴の條下には次の如き異說をあげて居る。

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是於二新良國一卽爲二國主一、稻飯命者新羅國王之祖也、日本紀不レ見

これは新羅の史書に瓠公といふ倭人が瓠を以て海を渡つて來着し、新羅の始祖赫居世を補佐したとあるに當るものゝやうであるが、——書紀の紀年に誤差があり(第四卷二五一頁)、朝鮮の史書も上代の紀年は精確でないとすれば、或は時代はほぼ相當するかも知れぬ——瓠公が稻飯命と同一人なることを證明するのは至難の業で、且其國王の祖といふのは事實ではない。案ずるに御兄弟中の一皇子が海外に渡航せられたといふ古傳が存したので、之に想像を加へて色々に說いたのであらう。記(紀)には上揭のやうに浪の穗(卽ち波頂)を跳んで常世國に渡るとあり、其は御毛沼(三毛入野)命のことゝせられて居る。常世國は垂仁朝に田道間守が派遣せられて非時香菓卽ち橘を持ち還つたとある實在國で、少くとも香橙を産する

曖地を意味したとせねばならぬから、姓氏錄の新羅說は訛傳と見るの外はない。御毛沼命の渡航の目的は明示せられて居らぬが、垂仁朝の御企から推察しても、視察または徇定の爲であつたとすべきで、天孫に於て君主權を要求せられる理由が存したのではないかと思はれるから、第三卷(一二二頁)に述べたやうに、或はニニギの尊の本鄕の稱呼であつたかも知れぬ。

稻氷命が妣國として海原に入られたとあるのは〔記〕、生母玉依毘賣の緣によつてワダツミ氏族に就かれたことをいふのであらう。ワダツミの神の宮は海中にあるといふ誤解から、之を海原とした例は前章(第二〇三頁)豐玉姬の言にも見え、紀一書(四)にも海幸彥が弟(火折尊)向つて汝久居二海原一というたとあるが、前々章以來詳論したやうに豐玉姬も玉依姬も實在人であらねばならぬから、其鄕土も吾田を距ること遠からざる一地とすべきで、彥ナギサ武尊の山陵の地なる大隅半島がワダツミの國卽ち海原國にあたるのである。稻氷命は母系からいへばワダツミ

族人であるから、御兄弟と別れて生母の跡をつぎ、此地方の領主として殘留せられたことは極めて有り得べきである。紀の編者は海原國を如實の海洋と誤解した結果、入水の理由を海難に結びつけ、憤慨の極、劍を案じて投身せられたものと推定したのであらうが、其は明に大錯誤である。然るに宣長が之を察せずして、漢意ありとして極力排斥した紀の文に準據して「已レ其宮に罷入りて海ノ神に逢てよききさまに請て、浪風を止しめむと所念オモホす御心」によると說いたのは無稽の甚しきもので、記には毫も海難を云々して居らぬのである。

上記によれば二皇子は最初から東征に加はらなかつたので、紀に熊野神邑まで同行せられたかのやうに記述したのは理由のないことである。此事件を挿入したが爲に、大和入の徑路に關する誤解を强めたことは、次篇第一卷に詳論するが、其が海難の爲の入水又は波上徒渉ではなく、記の所說のやうに母國又は故鄕の人となられたのであるといふ事に特に注意を拂はねばならぬ。拔劍入水した三毛入

野命が鋤持神になつたとあるのも、第四章(二八七頁)にあげた佐比持神と同じく、ワダツミ族によつて崇拜せられた此名號の一神の出自を説く爲に假託せられたのであらう。

二皇子の分離の機會は不明であるが、前後の事情から察するに、恐らくは御父の命をうけて、イナヒの命は本據地たるワダツミの國に鎭し、以て後顧の憂を除き、ミケヌ(ミケ入野)の命は南方海面に進出して、領土の擴張を企圖せられたのであらう。イツセの命とサヌの命(神武天皇)も亦、宮崎方面にのみ跼蹐することなく、更に進んで北方の蕃地を征服せられたことは想像に難からず、紀には言及して居らぬが、記によれば高千穗宮に坐して東征の策を定められ、日向から發程せられたとある。此を彦火々出見尊の高千穗宮をいふものと解することも不可能ではないが、御祖父尊が尚御在世であつたとすれば、其詔命によるか、或は勅許を受けて遠征に就かれたといふことが、何等かの形式で傳へられて居らねばなら

ぬのに、紀記兩傳共に純然たる自發的行動であるかのやうに述べて居る所を見ると、既に崩御後のことゝせねばならず、其場合には上代の慣例に從ひ、舊宮をすてゝ新に皇居を定められた筈であるから、此高千穗宮は別地に存したとすべきである。加之鹿兒島灣頭の高千穗宮から速吸之門（今の佐賀關水道）までは長途の旅程で、假に宮崎附近から水路を取つたものとしても、若し沿海の住民が歸順して居なかつたとすれば、必然若干の事故が發生した筈で、之に關する傳承に限り、跡方もなく消滅したとは考へられぬから、少くとも兒湯臼杵地方は既に歸服して居たとせねばならず、其場合には皇居（または行宮）も前進して居たと思はれる。タカチホは序說に述べたやうに固有名詞ではなく、高屋の意を以て到所の皇宮または行宮の呼稱にも用ひることが出來るから、御發程地の高千穗宮は或は宮崎よりも北方の地に存したのかも知れぬが、其所在を詳にし得ぬ。日向風土記に天孫降臨の地なる高千穗二上峯の所在地として擧げられた臼杵郡智鋪鄕は山地である

から、行宮とは關係はあるまいが、仁明及淸和朝に位階を贈進せられた日向國高智保皇神が、其鄕內の三田井(今高千穗町の大字)に祭られて居る所を見ると、由緖のある地なることは疑なく、其名は或は神武天皇の高千穗宮から出たのであるかも知れぬ。若し然りとすれば行宮は海岸に近く存在し、――恐らくは今の延岡附近であらう――其處から出發せられたのであらうが、其後に於て取殘された天孫氏が、新興勢力の爲に追はれて五箇瀨(ゴカノセ)川の水源地方面に退却し、タカチホといふ名のみを傳へたものとも說明し得られる。五箇瀨川はもとイツセ川といひ、五瀨命の御名も此から出たといふ說すらあるのである。

兩皇子の東征に隨從せずして、九州南部に殘留した天孫系は決して上記イナヒの命のみではあるまい。ホデミの尊が御長命であつたとすれば、彥ナギサ武尊の外にも皇子があつたかも知れず、ホスセリの命の子孫も榮えた筈であるから、薩隅日は依然其等の貴族によつて支配せられたのであらうが、久しからずして個々

分立した爲に、漸次衰微に赴き、先住の襲(熊襲)族が勢力を挽回し、朝命を抗拒したので、遂に景行朝の大征討を促したものゝやうである。

東征せられた兩皇子中御兄五瀬命は陣歿せられたので、狭野尊が族長として建國の大業を成就せられ、天孫ニニギの尊の嫡統として、彦火火出見尊といふ御祖父の尊號を繼承せられた。其は神代紀上卷末一書(六)及下卷一書(二)(三)(四)に見え、神武紀にも神日本磐余彦天皇諱彦火火出見と明記せられて居る。イミナはイミ(忌)とナ(名)との複合名詞であるが、イミは齋の意から神聖と禁忌との二義に分れたので、イミナも亦神聖名卽ち尊號といふ意と、禁忌とすべき名卽ち漢字の諱に相當する意味とに分れた。こゝは前者を意味し、御祖父の天津彦(天津日高)といふ冠稱に代へるに、神日本磐余彦(または單に磐余彦)を以てしたので、磐余彦火火出見尊とあるのは、彦の重複を去つてホ(秀)のみを存したものと思はれる。紀一書(一)の山幸海幸傳説にも彦火火出見尊を單に火火出見尊とも記して

居るのである。從來イミナといふ語を字によつて禁忌名、卽ち口にすべからざる御幼名の義とのみ解し、上掲仁賢記の註記（第二〇七頁）を引證として、神武紀に諱彥火火出見とあるのを攙入なりとしたが、此尊號を並有せられたとすれば、漢文式に諱（神聖名）何某と書したのも必しも不當なりとすることは出來ぬ。神日本磐余彥（神倭伊波禮毘古）と申上げたのは、一書（一）に後撥ニ平天下一奄ニ有八洲一、故復加レ號曰ニ神日本磐余彥尊一とあるが如く、大和に於て得られた御名で、橿原奠都以前一兩年間十市郡磐余に駐蹕あらせられたによつて、國人が奉つたのであらう。神を冠した理由については、第五卷（二七一頁）に推定說を述べて置いた。

　さりながら彥火火出見が世襲尊號であるとすれば、御父彥ナギサ武尊にも添付すべき筈であるのに、ウガヤフキアヘズといふ御幼名を以て呼稱しまゐらせたのは、理由のあることであらねばならぬ。案ずるに彥ナギサ武尊は御父が特に御長壽であらせられたので、繼位に至らずして登遐せられ、御長子五瀨命が名跡を相

續せられる筈であつたが、未だ天業の恢弘を見ずして薨去せられたので、建國後神武天皇に此尊號を奉つたのであらう。神ヤマトイハレ彦といふ御稱號にはヒコといふ敬稱をそへてあるが、頌德の意が含まれて居らぬ所を見ると、御通稱に過ぎなかつたものとせねばならぬ。綏靖天皇以下に此尊號が傳はらなかつたのは、スメラミコト即ち神聖身（スミ）ナル尊（ミコト）といふ最高敬稱が用ひられるやうになつたからである。

第七章　史的考察

天降當時の事情――ニニギの尊の陵墓――隼人と綿津見――壽齡――諸種族の向背――木族と天孫氏

本卷に於ては每章可能なる限り、眞事蹟の檢出考證に努めたから、特に史的考察として章を分つて論ずべきものは少いのであるが、史實の分量に比して民譚巷說が多きを占め、且極めて巧に縫合せられ、眞事蹟を覆うて居るので、部分的露出だけでは建國前史の輪廓が明ならぬ處があるから、以下要點を再錄し、且說明の足らざる所を補ふことにする。

ニニギの尊の一行は鄕土を離れ、直路又は一二地點を經由して、――虛天また は天之八衢は其を意味するのではあるまいか（第一八頁）――薩摩半島南端の高峯

（高千穂峯）開聞嶽の麓に到着せられた。こゝの先住民がクマソ（熊襲）即ちヤマヅミ（山住）民族であつたことは、襲之高千穂峯と稱へられたことによつても明白であるが、大なる抵抗を試みる事なく歸服したものゝやうで、此處に根據を定めてから、國覓（版圖擴張）の爲に內地に向つて進出せられた。其徑路は南海岸に沿うて今の枕崎附近に至り、其より北に折れて丘陵地を超え、先づ吾田（今の加世田）平野に出現せられたものゝやうである。此地には既にハヤト（南人）が古住し、其酋長は南島風の高屋を構へて居たが、同じく南方族の貴種なるニニギの尊の來臨を光榮として歸順したので、其族女吾田津姫又は鹿葦津姫を娶して、一子ホスセリの命を設けられた。此御子は母氏に入籍して後日吾田隼人の祖先と仰がれた。

天孫は更に北進して今の伊作町（和名抄伊作郡）を征服せられた。其地の先住民はヤマヅミ（山住）族で、大酋長即ち大ヤマヅミのカミ（首長）の女をサクヤ姫といひ、天孫の寵幸を得て彥火火出見尊を生みまゐらせた。一夜而有娠といひ傳へら

れたのは、駐蹕の短かつたことを暗示したのであるが、此處から更に北方に進出せられた形跡はない。サク(迫)といふ地名によつても明なるが如く、此地は吾田平野の果なる谷間(ハザマ)で、山岳に包まれて居るから、之を突破することは難中の難事であつた筈で、北進の爲には沿岸航路を取るの外はなかつたのであるが、是といふ目標もないのに、遠く根據地を離れて進軍することは、當時の事情が之を許さなかつたであらうと推察せられる。御郷土から軍隊を引率して來られたことは、第一章に論究したやうに疑のない事實であるが、其數には限りがあるから、分駐は殆ど不可能であつた筈で、新附の民の心服を待たずして懸軍久しきに彌(ワタ)ることは不得策であつたに違ひはない。吾田伊作二郡の地は比較的小數の新來者を養ふに足り、隣接地方も風を望んでおのづから歸服したことは必然であるから、徒に領土を貪つて征戰に終始せられたとは考へられぬ。高千穗三代の餘威により、完全なる兵備を整へて進發せられた神武天皇の勢力を以てしても、御一代の間に統

治の實權を掌握せられたのは、今の奈良縣の北半と近畿の一部分とに過ぎなかつた事を見ても、ニニギの尊の版圖が薩南一地方に限られたとしても敢て怪しむに足らぬ。阿蘇山または霧島山から一足飛に吾田に進出せられたと說くことを憚らぬ歷史家の眼には、或はけち臭いやうに映ずるかも知れぬが、高き山も麓の塵ひぢより成るもので、發祥の源は決して漫々たる大湖沼とは限らぬのである。若し夫れ天孫は神なるが故に、神力は廣大無邊なるが故に、掌大の地に跼蹐せられた筈がないと說くものがありとすれば、何故に神智を以て未來を察し、直接大和に降臨せられなかつたのであるかと反問せずばなるまい。加之傳說は徹頭徹尾天孫を以て實在人と見なし、九州の一部を以て活躍舞臺とし、其陵墓の地をすら擧げて居るのであるから、之を神靈界の出來事と了解することは困難で、現在の通俗史家の詭辯の如きは、國民史に泥を塗るやうなものである。

ニニギの尊の陵墓の地は、紀に筑紫日向可愛之山と明記せられ（諸陵式には日向

國埃山陵とある）、可愛をエと訓むことは此云レ埃と註記がなくとも、可愛少女（エヲトメ）、可愛之川上等の例によつて明白で、文武紀にも衣評（エノコホリ）とあり、和名抄に薩摩國穎娃（江乃）郡とあるに當ることは疑の餘地がなく、當國式内社二座中の一なる枚聞（ヒラキキ）神社が此郡にあることを見ても、由緒のある舊地と推斷せざるを得ぬ。然るに天降地を霧島山と臆測し、彦火火出見尊の御陵が其西麓にあることを理由として、穎娃郡は僻遠に過ぐと考へ、之を他の地に物色せんとするものを生じた。其最も有力なるは薩摩郡水引村（和名抄高城郡新多郷）大字宮内の龜山々頂なりとする說で、其は此地に鎭坐する當國一の宮新田八幡（今の官幣中社新田神社）の社人執印（シフイン）氏の文書中、建長八年四月附の申文に、謹按ニ舊貫ニ天孫瓊々杵尊圓寂砌、可愛陵高城千臺ノ宮者、今新田八幡宮是也とあるに基くものであるが、假に其が僞書でないとしても、千臺宮（センダイノ）の如きは決して古名ではなく、此地を貫流する河の名をセンダイと稱へ、――恐らくは水引村大字ゴダイ（五代、後醍）に對する先（セン）ダイで、ダイは或る

意味を有する地方語であらうと思ふが未だ考へ得ぬ――川内、仙代、千臺等の字をあてるから、之を取つて號としたものゝやうで、古い口碑とは認められぬ。其社を八幡宮と稱する理由について社記には、傳曰、取下皇孫所二受持一之八咫鏡、携幡千千姫之御號上而、奉レ稱二八幡一云とあるのも甚信じ難い說で、後人の附會なること疑なく、延喜式にも見えぬから、名ある舊社ではなかつたのであらう。しかも此地をエと稱へた痕跡もないので、山陵說を支持する當國の學徒は、川内川の古名がエの川であつたのであらうと臆斷し、或は往昔この地が川内川の中島であつたので、江の山と稱へたと說いたが、其とても證據のあることではない。唯同地方に陵墓の廢址の多いのは事實で、右の龜山の外に、中陵、端陵、川合陵などと呼ばれて居るものもあるから、上古有力な貴族が古住したものと思はれるが、其故を以てニニギの尊の遺跡ならざる可からずとする理由はない。前章に述べたやうに神武天皇の東征と同時に、此地方に天孫氏族の跡を絕つたのではなく、御三代の

子孫中には地方領主として或る時代まで名聲を維持したものもあつた筈であるから、新多郷ばかりではなく、其外にも古墳の殘存するのは奇とするに足らぬことである。ことに新多（ニタ）といふ名は、新田卽ち新墾地といふ意ではなく、他にも例があるやうに、ミタ（御田）の轉呼でもあり得るから、或は天孫氏の一支の領田（ミタ）を意味したのかも知れぬ。

ニニギの尊の崩後繼位の爭が起つた事情は第四章（一四七頁）及第五章（一九〇頁）に詳述した通りで、當初は山津見族の奉戴した火折（彥火火出見）尊に不利であつたので、援を綿津見氏に求め、其結果天津日嗣は此皇子に歸したといふ事も亦前章に說いた。ワダツミ族も隼人と同じくアマ（海人）種に屬するのであるから、先住民たるヤマヅミ族を助けて同族と鬪うたといふことは奇異に感ぜられるかも知れぬが、海人は大種族であるから、幾多の支流に區分せられ（第三卷二〇七頁參照）、其中には天津彥根命、天湯津彥命、天津久米命等の如く天神の列に入れられ、或は

天孫に供奉して此國土に來住したものもあるから、高天原を故郷とするものがあつたことは疑はないが、其よりも以前に來着したものはイザナギの命の禊に化生したワダツミ三神の後と稱した。其後裔なる阿曇連が海神綿積豐玉彦を祖とする所を見ると〔姓〕、大隅半島に占住したのは此系統に屬するものと思はれる。隼人も亦天孫の降臨に先ち吾田地方に古住して居たといふ事實は傳說によつても明であるが、稱呼を異にして居るのは、ワダツミ支族とは別系であつた爲とせねばならぬ。既述の如くホスセリの命が其族長權を繼承せられたので、族人は之が後裔と自稱し、別に祖神の名を傳へて居らぬけれども、肥前風土記によれば、値嘉島（今の五島）の白水郎（アマ）は容貌似二隼人一恒好二騎射一其言語異二俗人一也とあるから、九州西岸諸島に占據したアマ（海人）と同一系に屬し、五島から甑島を經て薩摩半島に來着したものと思はれる。――甑島の住民中にも甑の隼人といふ氏族があつた〔續紀〕――若し然りとすれば九州及本土の西部並に朝鮮南岸に蕃殖した倭人と同

一族で、ワダツミ氏とは全然移動徑路を異にしたものとせねばならぬ。支那人が倭と稱した文身族は晉書、梁書等に自謂㆓太伯之後㆒とあり、魏志倭人傳には夏后小康之子封㆓於會稽㆒斷髮文身以避㆓蛟龍之害㆒とし、其後裔とは明記せられて居らぬが、呉會稽の住民と關係があるかのやうに仄（ホノ）めかして居るのは必しも妄誕ではなく、今も廣東方面に在住する蜑（タン）と稱する民族も亦アマ（海人）族から出たものと推定せられるのである。蜑は蛋の本字で、族名の外には鳥卵といふ義があるのみであるのに、我國に於て古來アマと訓むのは、其が海人族なる事を知つて居たからであらう。さりながら此地方と我國との間に早期交通が存したわけではなく、上代史に呉とあるのは、クレと訓み、朝鮮西岸の一地方の呼稱で、呉越地方から支那海を横つて直路此國土に來航するが如きは、上代の行船術では思ひも及ばぬことであつた。されば朝鮮南岸及我西邊に來着した倭（ワ）人は、呉越地方から大陸海岸を沿うて北上し、山東高角より一葦帶水の黄海道西角に渡り、漸次沿岸に蕃息

したものと思はれる。一方臺灣から沖繩諸島を經て、別派の海人族が此國土に來住したことも勿論あり得べきで、臆說には過ぎぬが、ワダツミ氏族は後者に屬するのであらう。

ハヤトとワダツミとは右の如き關係を有し、且來着の年代を異にしたから、各自別個の社會を構成し、相敵視せぬまでも、脣齒輔車の誼はなかつたので、氏族の嫡女豐玉姫の夫たる貴公子を支持して、吾田隼人に一撃を加へたのであるが、彥火火出見尊によつて統一せられ、いづれも忠順なる臣民となつたものゝやうである。後世ワダツミといふ族稱は廢れ、同じく隼人と稱へられるやうになつたけれども、尙大隅隼人、阿多隼人と區別せられたのは(天武紀)、單に地理的稱呼ではなく、民俗上にも若干の相違があつたからではあるまいか。

彥火火出見尊は吾田隼人歸順後、鹿兒島灣頭に進出し、兩半島を控制するに適當なる地點に皇居を定め、其地で天壽を終へられたことは既述の通りで(第六章)、

其間無爲に歳月を過されたとは思はれぬから、皇威發揚、版圖擴張の皇謨が着々遂行せられたものとせねばならぬ。記には其御壽齡を五百八十歳とし、神武紀には自㆓天祖降跡㆒以逮㆓于今㆒一百七十九萬二千四百七十餘歳とあるが、伴信友が斷定したやうに、此二十二字は後人の旁書が誤まつて本文に攙入したものとすべきで〔比古婆衣〕、元亨釋書王臣篇にも神世一百七十九萬二千四百七十餘歳とあり、神皇正統紀には此年數を御三代に割當てゝ居る所を見ると、其頃一部の緇素の間に此やうな說が行はれて居たものと思はれる。信友は此俗說の出所について詳細なる考證を遂げ、之を掲げた新古十七種の書籍を校覈して僞妄を指摘して居り、五百八十歳說に對しても重胤は、五百といひ八十と稱するも概數に過ぎず、紀に久之。彥火火出見尊崩とある久之。と大差はないと論じた〔紀傳〕。宣長自身も生前此等の新說を聞いたなら、恐らくは贊同したであらうが、記傳を草する頃には尙之に氣づかなかつたと見えて、日本紀の說を奉じ、「然ればかの一百七十九萬云々の年

は、多くは遥々藝命の御世に經過ぎて、穗々手見命は僅に五百八十歲、次に葺不合命はいよよ短かるべく、次に伊波禮毘古命に至りて又いよゝ縮りて、百三十七歲にして崩リ坐シしなり。かゝれば此御年の數のこと何かは疑ふべきことといひ、短縮の因を大山津見神の咒詛に歸して居る。今日此の如き奇說を信ずるものはあるまいが、壽齡と一世代の年數の差別を明にせぬと、宣長と同じやうな迷誤に陷り易いものであるから、敢て一言を費すことにする。

彥ナギサ武尊の御生誕は御父彥火火出見尊の御壯時のことのやうであるから、御年齡の差を三十歲內外と見ることは不當ではなく、假に末子なる神武天皇が父尊の百歲の時の御子であらせられるとしても、――極めて稀有なことではあるが――御祖父との年齡の差は百三十に過ぎぬから、天皇が一百二十七歲〔紀〕または一百三十七歲で崩御せられたとすれば〔記〕、其當時彥火々出見尊の寶算は尚未だ二百七十歲を超えず、若し五百八十歲の高壽を保たれたものとせば、更に三百十

餘年生き殘られたことになり、人皇一世代の平均年數を三十と假定すると〔第四卷二五〇頁〕、景行天皇の御代まで御存命であつたとせねばならぬ。此の如きは想像も及ばぬことで、前後の事情から推測しても、東征發輦のころには彥火火出見尊は既に昇天せられて居たやうであるから(第二四〇頁)、其御壽齡も最大限二百五歲――御發程當時の神武天皇の御齡を四十五歲として〔紀〕――を超えなかつた筈である。されば重胤說の如く五百八十歲は概數で、當時の人壽に比し特に長命であらせられたことを謂ひ、彥ナギサ武尊は先に登遐せられたと思はれることは既述の通りである。

高千穗宮の版圖が北方肥後境に擴がつた形跡はなく、專ら日向方面に伸びたのは、職として地勢によるもので、薩日二州と球磨(肥後)との境は高山連亙し、今日と雖人吉街道が通じて居るのみであるから、往昔之を超えて球磨川流域に出ることは至難とせられ、且川內(センダイ)河口以北の海岸にも足溜りに適する平地が乏しい爲

と思はれる。玖磨地方に占住したのは勿論クマソ（熊襲）で、單にソとも呼稱せられ、薩隅兩國の原住民も同族であつたから、クマ（玖磨）國と區別する爲にヒムカのソの國と稱へられたのである。薩摩大隅兩半島は既述の如く夙にハヤト（隼人）及ワダツミ（綿津見）族によつて占領せられたが、北部山地即ち和名抄の大隅國贈唹、桑原（今の贈唹及哈良）郡及菱刈郡（今出水郡に屬する）、薩摩國出水郡、薩摩及高城郡（今の薩摩郡）並に日向の大部分は依然としてソ（襲）の地で、地方在住の天孫氏の隆盛時代にはアマ（海人）と共に其驅使に服したのであるが、其勢力が衰ふるに及び背叛自立して、大和朝廷の號令をすら聞かぬやうになつたので、景行朝の大征討を見るに至つたのである。紀に天皇が薩隅地方に進出せられた記事が見えぬのは、恐らくは其必要がなかつたからで、隼人もワダツミ族も來り迎へ、若くは遙に誠款を致したからであらう。アマ（海人）族とクマ（熊）族との交渉は右の如く一進一退の狀態に於て、遙に後の世まで存續したと見えて、文武天皇四年

の紀に

薩末比賣久賣波豆、衣評督衣君縣、助督衣君弖自美又肝衝難波從ニ肥人等一持レ兵剽ニ劫覓レ國使刑部眞木等一、於レ是勅ニ竺志惣領一准レ犯決罰

とある（續紀）。薩末比賣は後の薩摩郡の女酋で、――聖武朝に薩摩鷹白、光仁朝に同久奈都といふ名も見えるから（同上）、サツマを以て氏名とする一族があつたことは疑がない――久賣波豆は其名であらう。舊薩摩郡の首邑をクマ（隈）之城といひ、川内河口をクミ（久見）埼と稱へる所を見ると（文徳實錄に薩摩國挹前とある地）、クメハ津といふ地名もあり得た筈で、之を名に負うたものと思はれる。衣君は上記頴娃郡の右族をいひ、肝衝は大隅國の肝屬郡のことで、いづれも隼人またはワダツミ族の占住地であるから、海人系の土豪であらう。此等が肥人等を從へて暴威を逞うしたとある所を見ても、其ころには熊襲よりも優勢で、之を驅使したものとせねばならぬ。和銅三年教ニ喩荒俗一馴ニ服聖化一の功により從五位下を授

けられた曾君細麻呂は〔續紀〕、後の大隅國贈於郡地方の領主をいふのであらうが、日向隼人と肩書してあるから、——當時大隅國は尚分立せず、日向の一部分であつた——同じく海人系に屬し、此地方を領有して居たものとすべきで、從つて荒俗とあるのは先住民即ち熊襲をいふものとせねばならず、此種族の同化が困難であつた一證である。元正天皇の養老四年隼人が叛亂を起し、大隅國守陽侯史（ヤコノフヒト）麻呂を殺したので、中納言大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍として派遣せられたとあり、其外にも隼人の騷擾が稀ではなかつたやうであるが、其は新政に對する不滿の勃發に過ぎず、歲月の間に之に慣れて種族的融合を完了したのである。

日向方面の平定にも前章に述べた如く、常に海人族が先驅したものゝやうで、速吸之門（今の佐賀關）で皇軍を迎へたものも亦海人族人であつた。紀記には海上で出漁中、天神の御子の來航を聞つけて來たかのやうに說かれて居るが、姓氏錄大和宿禰の條下に能宣㆓軍機之策㆒とあるやうに、元帥道臣命と相並んで帷幄に參

與し、後日大倭國造といふ重職を授けられたとある所を見ても、決して一介の漁人ではなかつたのである。――紀に有二一漁人一とあるのはアマ（海人）にあてた假字と思はれる――舊事本紀に之を彥火火出見尊の孫とし、玉依姬を幸して設けられた武位起（クラキ）命の子であるかのやうに說いたのは錯誤であるとしても（第一三四頁）、玉依姬の氏人中に武位起といふものがあり、其子が天孫に先つて豐後東岸海部（アマ）郡地方に進出し、佐加鄉（和）附近に占據したことはあり得べきである。若し然りとせば皇子御兄弟は御出發前に沿道の豪族と交涉を遂げ、其奉仕の約諾を得て置かれたものと推斷せざるを得ぬ。

宇沙都比古と宇沙都比賣及崗縣主等が御一行を奉迎したのも、恐らくは同樣の豫備交涉が成立して居たからであらう。此人々がキ（木）族のムナカナ（宗像）系に屬することは既に第三卷（六二頁）に推論した通りで、該氏族の勢力は當時對岸の周防地方にも伸びて居たやうであるから、其歸順によつて安藝に至るまでの通路が

安全に開かれたのである。天皇の御一行が國前半島から直路周防の沙婆方面に進出せず、――景行天皇は沙婆から豐前國に渡られたとあるから、横斷は決して不可能ではなかつたのである――宇沙及崗に迂廻せられたのは、此氏族の有力者と會見して十分向背を確める必要があつたからであらう。キ(木)族と高天族との關係は、第三卷にあげた高天原傳説によれば、スサノヲの命によつて繫がれて居るが、其卷及第四卷に於て論じたやうに、此神の上天は頗る疑とすべきで、少くとも宗像氏族は天降ではなく、朝鮮半島から沖の島を經て渡來したものゝやうであるから、若し天孫氏との間に其以前から特種の關係が存したとすれば、或は木花之開耶姫の緣によるのではあるまいか。此貴女は紀の本文に天神が大山祇神を娶つて生ませた子とあるを正傳とすれば、ヤマツミ(山住)族人であるが、父は外來者で、天神とあるのは神魂命系を意味し、賀茂氏と祖先を同うするキ(木)族の一支であつたかも知れぬ。其地方にコシキ(甑)、クシキ(串木)、イシキ(伊敷)、イ

フスキ（楫宿）の如く木族の一族名なるシキ（スキは其音便）を名に負うた地區が多く、吾田の南隣には今もミナヵタ――ムナカタ（宗像）と同語（第三卷六二頁）――といふ地名が殘つて居るのである。倭系に屬する海人族が朝鮮半島南部から、島々を傳うて九州西岸に來住した事實があるとするならば、其以前同じ徑路を取つて木族が渡來したことも有り得た筈である。此は尙未だ斷定を憚る說であるが、神魂命が天神に列せられ、スサノヲの命及ムナカタ三女神が高天原に關係があるやうに傳へられた外に、高木神の如く名義上明に木族系なる神が、ニニギの尊の外祖とせられたのも（第五卷七二頁）、右の如き血緣關係が日向國に於て結ばれたからではあるまいか。

筑紫出發後、御一行が安藝及吉備に滯在せられたのは、其地の豪族がアマ系の人で、歸順の意を表した爲であることは既に前卷（第二七七頁）に於て考證したが、其族人中伊速玉命（阿岐國造祖）、豐玉根命（波久岐國造祖）の如く、玉を以て名とした

ものがある所を見ると、豐玉彦と同じく、ワダツミ系に屬するアマ人で、或は豫め命をうけて內海沿岸の平定に任じたのかも知れぬ。

右の如く觀察すると、神武天皇の東征は決して卒然の思ひつきではなく、多年の計畫が實現せられたものと見るべきである。

〔参照〕

日本書紀卷第二

神代下

于時高皇産靈尊以眞床追衾覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊使降之、皇孫乃離天磐座（天磐座此云阿麻能以簸矩羅）且排分天八重雲稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峯矣、既而皇孫遊行之狀也者、則自槵日二上天浮橋立於浮渚在平處（立於浮渚在平處此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志）而、膂宍之空國自頓丘覓國行去（頓丘此云毗陀烏、覓國此云矩貳磨儀、行去此云騰褒屢）到於吾田長屋笠狹之碕矣、其地有一人自號事勝故

勝長狹、皇孫問曰、國在耶、以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、國皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姬、（亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬）皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山祇神所生兒也、皇孫因而幸之、即一夜而有娠、皇孫未之信曰、雖復天神、何能一夜之間令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作無戶室、入居其內、而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當燋滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室、始起烟末生出之兒、號火闌降命、（是隼人等始祖也、火闌降此云褒能須素里）次避熱而居生出之兒、號彥火火出見尊、次生出之兒、號火明命、（是尾張連等始祖也）凡三子矣、久之天津彥彥火瓊瓊杵尊崩、因葬筑紫日向可愛（可愛此云埃）之山陵、

一書曰（一）……時天照大神勅曰、若然者、方當降吾兒矣、且將

降間、皇孫已生、號曰二天津彦彦火瓊瓊杵尊一、時有レ奏曰、欲下以二此皇孫一代降上、故天照大神乃賜二天津彦彦火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劒三種寶物一、又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神一使二配侍一焉、因勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可レ王之地也、宜二爾皇孫就而治一焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣、已而且レ降之間、先驅者還白、有二一神一居二天八達之衢一、其鼻長七咫、背長七尺餘當レ言二七尋一 且口尻明耀、眼如二八咫鏡一而、赩然似二赤酸醬一也、卽遣二從神往問一、時有二八十萬神一、皆不レ得二目勝相問一、故特勅二天鈿女一曰、汝是目二勝於人一者、宜二往問一之、天鈿女乃露二其胸乳一、抑二裳帶於臍下一而笑噱向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲レ之何故

耶、對曰、天照大神之子所幸道路有如此居之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞天照大神之子今當降行故奉迎相待、吾名是猿田彦大神、時天鈿女復問曰、汝將先我行乎、將抑我先汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致之矣、天鈿女還詣報狀、皇孫於是脫離天磐座排分天八重雲稜威道別道別而天降之也、果如先期皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯、其猿田彦神者則到伊勢之狹長田五十鈴川上、卽天鈿女命隨猿田彦神所乞遂以侍送焉、時皇孫勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉、因賜猿女君之號、故猿女君等男女皆呼爲君此其緣

也
一書曰(二)……高皇産靈尊因勅曰、吾則起三樹天津神籬及天
津磐境一當爲二吾孫一奉レ齋矣、汝天兒屋命、太玉命宜下持二天津神
籬一降二於葦原中國一、亦爲二吾孫一奉上齋焉、乃使下二神陪三從天忍穗
耳尊一以降上之、是時天照大神手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝
之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復
勅二天兒屋命、太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一善爲二防護一、又勅
曰、以二吾高天原ニ所レ御(キコシメス)齋庭之穗一亦當レ御(アヘマツレ)二於吾兒一、則以二高皇産
靈尊之女號(ハ)萬幡姬一配二天忍穗耳尊一爲レ妃降之、故時居二於虛
天一而生レ兒號二天津彥火瓊瓊杵尊一、因欲下以二此皇孫一代レ親而降上、
故以二天兒屋命、太玉命及諸部神等一悉皆相授、且服御之物
一依レ前授、然後天忍穗耳尊復三還於天一、故天津彥火瓊瓊杵

尊降到於日向槵日高千穗之峯、而膂宍胸副國自頓丘覓
國行去、立於浮渚在平地、乃召國主事勝國勝長狹訪之、對
曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、後遊幸
海濱、見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇
神之子名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬、因白、亦吾姉
磐長姬在、皇孫曰、吾欲以汝爲妻、如之何、對曰、妾父大山祇
神在、請以垂問、皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以
爲妻、於是大山祇神乃使二女持百机飲食奉進、時皇孫謂
姉爲醜不御而罷、妹有國色、引而幸之、則一夜有身、故磐長
姬大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如
磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之
移落、一云磐長姬耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木華之

俄遷轉㆒當㆓衰去㆒矣、此世人短折之緣也、是後神吾田鹿葦津姬見㆓皇孫㆒曰、妾孕㆓天孫之子㆒不㆑可㆓私以生㆒也、皇孫曰、雖㆓復天神之子㆒、如何一夜使㆓人娠㆒乎、抑非㆓吾之兒㆒歟、木華開耶姬甚以慙恨、乃作㆓無戸室(ウツムロ)㆒而誓之曰、吾所㆑娠是若他神之子者、必不㆑幸矣、是實天孫之子者必當㆓全生㆒、則入㆓其室中㆒以㆑火焚㆑室、于㆑時焰初起時共生兒號㆓火酢芹命㆒、次火盛時生兒號㆓火明命㆒、次生兒號㆓彥火火出見尊㆒亦號㆓火折尊㆒

一書曰(三)　初火燄明時生兒火明命、次火炎盛時生兒火進命、又曰㆓火酢芹命㆒、次避㆓火炎㆒時生兒火折彥火火出見尊、凡此三子火不㆑能㆑害、及母亦無㆑所㆓少損㆒、時以㆓竹刀(アチヒエ)㆒截㆓其兒臍㆒、其所㆑棄竹刀終成㆓竹林㆒、故號㆓彼地㆒曰㆓竹屋㆒、時神吾田鹿葦津姬以㆓卜定田(ウラヘダ)㆒號曰㆓狹名田(サナダ)㆒、以㆓其田稻㆒釀㆓天甜酒(タンサケ)㆒嘗(ニヒナヘス)之、又用㆓渟浪(ヌナミ)

田稻一爲レ飯嘗之

一書曰(四)高皇産靈尊以二眞床覆衾一褁二天津彦國光彦火瓊瓊杵尊一、則引二開天磐戸一排二分天八重雲一以奉レ降之、于レ時大伴連遠祖天忍日命帥二來目部遠祖天槵津大來目一、背負二天磐靫一、臂著二稜威高鞆一、手捉二天梔弓天羽羽矢一、及副二持八目鳴鏑一、又帶二頭槌劍一而立二天孫之前一遊行降來、到二於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋一而、立二浮渚在之平地一、膂宍空國、自二頓丘一覓レ國行去、到二於吾田長屋笠狹之御碕一、時彼處有二一神一、名曰二事勝國勝長狹一、故天孫問二其神一曰、國在耶、對曰、在也、因曰隨レ勅奉矣、故天孫留二住彼處一、其事勝國勝神者、是伊弉諾尊之子也、亦名二鹽土老翁一　梔此云二波茸一、音之移反、頭槌此云二箇步豆智一、老翁此云二烏膩一

一書曰(五)天孫幸大山祇神之女子吾田鹿葦津姫、則一夜有身、遂生四子、故吾田鹿葦津姫抱子來進曰、天神之子寧可以私養乎、故告狀知聞、是時天孫見其子等嘲之曰、姸哉吾皇子者、聞喜而生之歟、故吾田鹿葦津姫乃慍之曰、何爲嘲妾乎、天孫曰、心之疑矣、故嘲之、何則雖復天神之子豈能一夜之間使人有身者哉、固非我子矣、是以吾田鹿葦津姫益恨、作無戸室入居其内誓之曰、妾所娠若非天神之胤者、必亡、是若天神之胤者、無所害、則放火焚室、其火初明時躡誥出兒自言、吾是天神之子、名火明命、吾父何處坐耶、次火盛時躡誥出兒亦言、吾是天神之子、名火進命、吾父及兒何處在耶、次火炎衰時躡誥出兒亦言、吾是天神之子、名火折尊、吾父及兒等何處在耶、次避火熱時躡誥出兒亦言、吾是

天神之子、名彥火火出見尊、吾父及兄等何處在耶、然後母吾田鹿葦津姬自火燼中出來、就而稱之曰、妾所生兒及妾身自當火難、無所少損、天孫豈見之乎、報曰、我知本是吾兒、但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知是吾兒、幷亦天神能令一夜有娠、亦欲明汝有靈異之威、子等復有超倫之氣、故有前日之嘲辭也

一書曰(六)……是時高皇產靈尊乃用眞床覆衾裹皇孫天津彥根火瓊瓊杵根尊、而排披天八重雲以奉降、故稱此神曰天國饒石彥火瓊瓊杵尊、于時降到之處者、呼曰日向襲之高千穗添山峯矣、及其遊行之時也云云、到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹嶋、乃巡覽其地者、彼有人焉、名曰事勝國勝長狹、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是長狹所住之國

也、然今乃奉上天孫矣、天孫又問曰、其於秀起浪穗之上起
八尋殿而、手玉玲瓏織經之少女者、是誰之子女耶、答曰、大
山祇神之女等、大號磐長姬、少號木花開耶姬、亦號豐吾田
津姬云云、皇孫因幸豐吾田津姬、則一夜而有身、皇孫疑之
云云、遂生火酢芹命、次生火折尊、亦號彥火火出見尊、母誓
已驗、方知實是皇孫之胤、然豐吾田津姬恨皇孫不與共言、
皇孫憂之、乃爲歌之曰

憶企都茂播、陛爾播譽戾耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介
茂譽、播磨都智耐理譽

添山此云曾褒里能耶麻、秀起此云左岐陀豆屢

一書曰(七)……

一云、天杵瀨命娶吾田津姬生兒火明命、次火夜織命、次彥

火火出見尊

一書曰(八)……天饒石國饒石天津彥火瓊瓊杵尊、此神娶大山祇神女子木花開耶姬命爲妃而生兒、號火酢芹命次彥火火出見尊

兄火闌降命自有海幸(幸此云左知)弟彥火火出見尊自有山幸、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之、乃還弟弓箭而乞己釣鉤、弟時既失兄鉤、無由訪覓、故別作新鉤與兄、兄不肯受而責其故鉤、弟患之、卽以其橫刀鍛作新鉤盛一箕而與之、兄忿之曰、非我故鉤雖多不取、益復急責、故彥火火出見尊憂苦甚深、行吟海畔、時逢鹽土老翁、老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂、吾當爲汝計之、乃作無目籠內彥火火出見尊於籠中、沈之于海、卽自然有可怜小

汀、（可怜此云于麻師、汀此云波麻）於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也雉堞整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、井上有一湯津杜樹、枝葉扶疏、時彦火火出見尊就其樹下徙倚彷徨、良久有一美人排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、因擧目視之、乃驚而還入白其父母曰、有一希客者在門前樹下、海神於是鋪設八重席薦以延內之、坐定因問其來意、時彦火火出見尊對以情之委曲、海神乃集大小之魚逼問之、僉曰、不識、唯赤女（赤女鯛魚名也）比有口疾而不來、固召之探其口者、果得失鉤、已而彦火火出見尊因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄉之情、故時復太息、豐玉姬聞之謂其父曰、天孫悽然數歎、蓋懷土之憂乎、海神乃延彦火火出見尊、從容語曰、天孫若欲還鄉者、吾當奉送、便授所得釣鉤、因誨之曰、以此鉤與汝兄時、則陰呼此鉤曰貧

鉤然後與之、復授潮滿瓊乃潮涸瓊而誨之曰、漬潮滿瓊者、則潮忽滿、以此沒溺汝兄、若兄悔而祈者、還漬潮涸瓊、則潮自涸、以此救之、如此逼惱、則汝兄自伏、及將歸去豐玉姬謂天孫曰、妾已娠矣、當產不久、妾必以風濤急峻之日出到海濱、請爲我作產室相待矣、彥火火出見尊已還宮、一遵海神之教時、兄火闌降命既被危困、乃自伏罪曰、從今以後吾將爲汝俳優之民、請施恩活、於是隨其所乞遂赦之、其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也、後豐玉姬果如前期將其女弟玉依姬、直冒風波來到海邊、逮臨產時請曰、妾產時幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產化爲龍、而甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通永無隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒曰彥波瀲武

鸕鷀草葺不合尊一、後久之彥火火出見尊崩、葬二日向高屋山上
陵一

一書曰(一)兄火酢芹命能得二海幸一、弟彥火火出見尊能得二山幸一、時兄弟欲三互易二其幸一、故兄持二弟之幸弓一入レ山覓レ獸、終不レ見二獸之乾迹一、弟持二兄之幸鉤一入レ海釣レ魚、殊無レ所レ獲、遂失二其鉤一、是時兄還二弟弓矢一而責二己鉤一、弟患之、乃以二所レ帶橫刀一作レ鉤盛二一箕一與レ兄、兄不レ受曰、猶欲レ得二吾之幸鉤一、於レ是彥火火出見尊不レ知レ所レ求、但有二憂吟一、乃行至二海邊一彷徨嗟歎、時有二一長老一、忽然而至、自稱二鹽土老翁一、乃問之曰、君是誰者、何故患二於此處一乎、彥火火出見尊具言二其事一、老翁卽取二囊中玄櫛一投レ地、則化二成五百箇竹林一、因取二其竹一作二大目麁籠一內二火火出見尊於籠中一投二之于海一、一云、以二無目堅間一爲二浮木一以二細繩一繫二著火火出見尊一而沈レ

之、所謂堅間是今之竹籠也　于時海底自有可怜小汀、乃尋汀而進、忽到海神豐玉彦之宮、其宮也城闕崇華、樓臺壯麗、門外有井、井傍有杜樹、乃就樹下立之、良久有一美人、容貌絶世、侍者群從、自內而出、將以玉壺汲玉水、仰見火火出見尊、便以驚、還而白其父神曰、門前井邊樹下有一貴客、骨法非常、若從天降者、當有天垢、從地來者、當有地垢、實是妙美之虛空彥者歟、一云豐玉姬之侍者以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中則倒映人笑之顏、因以仰觀、有一麗神倚於杜樹、故還入白其王、於是豐玉彦遣人問曰、客是誰者、何以至此、火火出見尊對曰、吾是天神之孫也、乃遂言來意、時海神迎拜延入、慇懃奉慰、因以女豐玉姬妻之、故留住海宮、已經三載、是後火火出見尊數有歎息、豐玉姬問曰、天孫豈欲還故鄉歟、對曰然、豐玉

姫即白父神曰、在此貴客意望欲還上國、海神於是摠集海魚、覓問其鉤、有一魚、對曰、赤女久有口疾、或云赤鯛疑是之呑乎、故即召赤女見其口者、鉤猶在口、便得之、乃以授彦火火出見尊、因教之曰、以鉤與汝兄時、則可詛言貧窮之本、飢饉之始、困苦之根而後與之、又汝兄渉海時、吾必起迅風洪濤、令其沒溺辛苦矣、於是乘火火出見尊於大鰐以送致本鄉、先是且別時、豐玉姫從容語曰、妾已有身矣、當以風濤壯日出到海邊、請爲我造產屋以待之、是後豐玉姫果如其言來至、謂火火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不聽、猶以櫛燃火視之、時豐玉姫化爲八尋大熊鰐匍匐逶虵、遂以見辱爲恨則徑歸海鄉、留其女弟玉依姫持養兒焉、所以兒名稱彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊者、以彼海濱產屋全

用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時兒即生焉、故因以名焉―
上國此云羽播豆矩你

一書曰(二) 門前有一好井、井上有百枝杜樹、故彦火火出見尊跳昇其樹而立之、于時海神之女豐玉姫、手持玉鋺來將汲水、正見人影在於井中、乃仰視之、驚而墜鋺、鋺既破碎不顧而還入、謂父母曰、妾見一人在於井邊樹上、顏色甚美、容貌且閑、殆非常之人者也、時父神聞而奇之、乃設八重席迎入、坐定因問來意、對以情之委曲、時海神便起憐心盡召鰭廣鰭狹而問之、皆曰不知、但赤女有口疾不來、亦曰口女有口疾、即急召至探其口者、所失之針鉤立得、於是海神制曰、儞口女從今以往不得呑餌、又不得預天孫之饌、即以口女魚所以不進御者、此其緣也、及至彦火火出見尊將歸之時、海

神白言、今者天神之孫辱臨吾處、中心欣慶、何日忘之、乃以思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊、副其鉤而奉進之曰、皇孫雖隔八重之隈、冀時復相憶而勿棄置也、因教之曰、以此鉤與汝兄時、則稱貧鉤、滅鉤、落薄鉤、言訖以後手投棄與之、勿以向授、若兄起忿怒、有賊害之心者、則出潮溢瓊以漂溺之、若已至危苦求愍者、則出潮涸瓊以救之、如此逼惱、自當臣伏、時彥火火出見尊受彼瓊鉤歸來本宮、一依海神之教、先以其鉤與兄、兄怒不受、故弟出潮溢瓊、則潮大溢而兄自沒溺、因請之曰、吾當事汝爲奴僕、願垂救活、弟出潮涸瓊、則潮自涸而兄還平復、已而兄改前言曰、吾是汝兄、如何爲人兄而事弟耶、弟時出潮溢瓊、兄見之走登高山、則潮亦沒山、兄緣高樹、則潮亦沒樹、兄既窮途無所逃去、乃伏罪曰、吾已過矣、

從今以往吾子孫八十連屬恒當爲汝俳人一云、狗人請哀之、弟還出涸瓊則潮自息、於是兄知弟有神德、遂以伏事其弟、是以火酢芹命苗裔諸隼人等至今不離天皇宮牆之傍代吠狗而奉事者也、世人不債失針此其緣也

一書曰(三)　兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彥、弟彥火火出見尊能得山幸、故號山幸彥、兄則每有風雨輙失其利、弟則雖逢風雨其幸不惑、時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾因易之、時兄取弟弓矢入山獵獸、弟取兄鉤入海釣魚、俱不得利、空手歸來、兄卽還弟弓矢而責己鉤、時弟已失鉤於海中、無因訪獲、故別作新鉤數千與之、兄怒不受、急責故鉤云云、是時弟往海濱低佪愁吟、時有川鴈嬰羂困厄、卽起憐心解而放去、須臾有鹽土老翁來乃作無目堅間小船載火火

出見尊推放海中、則自然沈去、忽有可怜御路、故尋道而往、自至海神之宮、是時海神自迎延入、乃鋪設海驢皮八重使坐其上、兼設饌百机以盡主人之禮、因從容問曰、天神之孫何以辱臨乎、一云頃吾兒來語曰、天孫憂居海濱、未審虛實、蓋有之乎、彥火火出見尊具申事之本末、因留息焉、海神則以其子豐玉姬妻之、遂纏綿篤愛已經三年、乃至將歸、海神乃召鯛女探其口者、卽得鉤焉、於是進此鉤于彥火火出見尊、因奉教之曰、以此與汝兒時、乃可稱曰大鉤、踉䠙鉤、貧鉤、癡騃鉤、言訖則可以後手授賜、已而召集鰐魚問之曰、天神之孫今當還去、儞等幾日之內將作以奉致、時諸鰐魚各隨其長短定其日數、中有一尋鰐自言、一日之內則當致焉、故卽遣一尋鰐魚以奉送焉、復進潮滿瓊、潮涸瓊二種寶物、仍教用瓊

之法、又敎曰、兄作高田者、汝可作洿田、兄作洿田者、汝可作高田、海神盡誠奉助如此矣、時彥火火出見尊旣歸來、一遵神敎依而行之、弟時出潮滿瓊、卽兄擧手溺困、還出潮涸瓊則休而平復、其後火酢芹命日以襤褸而憂之曰、吾已貧矣、乃歸伏於弟、先是豐玉姬謂天孫曰、妾已有娠也、天孫之胤豈可產於海中乎、故當產時必就君處、如爲我造屋於海邊以相待者、是所望也、故彥火火出見尊已還鄕、卽以鸕鷀之羽、葺爲產屋、屋蓋未及合、豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬光海來到、時孕月已滿、產期方急、由此不待葺合、徑入居焉、已而從容謂天孫曰、妾方產、請勿臨之、天孫心怪其言、竊覘之、則化爲八尋大鰐、而知天孫視其私屛、深懷慙恨、旣兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號彥波瀲

武鸕鷀草葺不合尊、言訖乃渉海徑去、于時彦火火出見尊
乃歌之曰

飫企都鄧利、軻茂豆句志磨爾、和我謂禰志、伊茂播和素
邏珥、譽能據鄧馭鄧母

于時權用他婦、以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也、亦
曰、彦火火出見尊取婦人、爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部
備行以奉養焉、是後豐玉姫聞其兒端正、心甚憐重、欲復歸
養、於義不可、故遣女弟玉依姫以來養者也、于時豐玉姫命
寄玉依姫而奉報歌曰

阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐、企弭我譽
贈比志、多輔妬句阿利計利

凡此贈答二首號曰擧歌　海驢此云美知、踉䠙之鉤此云

須須能美賦、擬駿鉤此云于棲該賦

一書曰(四)兄火酢芹命得山幸利、弟火折尊得海幸利云云、弟愁吟在海濱時、遇鹽土老翁、老翁問曰、何故愁若此乎、火折尊對曰云云、老翁曰、勿復憂、吾將計之、計曰、海神所乘駿馬者八尋鰐也、是竪其鰭背而在橘之小戸、吾當與彼者共策、乃將火折尊共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後方致天孫於海宮、唯我王駿馬一尋鰐魚、是當一日之內必奉致焉、故今我歸而使彼出來、宜乘彼入海、入海之時、海中自有可怜小汀、隨其汀而進者、必至我王之宮、宮門井上當有湯津杜樹、宜就其樹上而居之、言訖即入海去矣、故天孫隨鰐所言、留居相待已八日矣、久之方有一尋鰐來、因乘而入海、每遵前鰐之教、時有豐玉姬侍者、持玉鋺當汲井水、

見人影在水底、酌取之不得、因以仰見天孫、卽入告其王曰、
吾謂我王獨能絕麗、今有一客、彌復遠勝、海神聞之曰、試以
察之、乃設三床請入、於是天孫於邊床則拭其兩足、於中床
則據其兩手、於內床則寬坐於眞床覆衾之上、海神見之乃
知是天神之孫、益加崇敬云云、海神召赤女口女問之時、口
女自口出鉤以奉焉、赤女卽赤鯛也、口女卽鯔魚也時海神授
鉤彥火火出見尊、因敎之曰、還兄鉤時、天孫則當言、汝生子
八十連屬之裏、貧鉤狹狹貧鉤、言訖三下唾與之、又兄入海
釣時、天孫宜在海濱以作風招、風招卽嘯也如此則吾起瀛
風邊風以奔波溺惱、火折尊歸來、具遵神敎至乃兄釣之日
弟居濱而嘯之、時迅風忽起、兄則溺苦無由可生、便遙請弟
曰、汝久居海原必有善術、願以救之、若活我者、吾生兒八十

連屬不離汝之垣邊、當爲俳優之民也、於是弟嘯已停而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足蹈行、學其溺苦之狀、初潮漬足時、則爲足占、至膝時則擧足、至股時則走廻、及腰時則捫腰、至腋時則置手於胸、至頸時則擧手飄掌、自爾及今曾無廢絕、先是豐玉姬出來、當產時、請皇孫曰云云、皇孫不從、豐玉姬大恨之曰、不用吾言、令我屈辱、故自今以往、妾奴婢至君處者、勿復放還、君奴婢至妾處者、亦勿復還、遂以眞床覆衾及草、裹其兒置之波瀲、卽入海去矣、此海陸不相通之緣也、一云置兒於波瀲非也、豐玉姬自抱而去、久之曰、天孫之胤不宜置此海中、乃使玉依姬持之送出焉　初豐玉姬別去時、恨言旣切、故火折尊知其不

可㆓復會㆒、乃有㆓贈歌㆒、已見㆑上　八十連屬此云㆓野素豆豆企㆒、飄掌此云㆓陀毗盧箇須㆒也

彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以㆓其姨玉依姬㆒爲㆑妃、生㆓彥五瀨命㆒、次稻飯命、次三毛入野命、次神日本磐余彥尊、凡生㆓四男㆒、久之彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、崩㆓於西州之宮㆒、因葬㆓日向吾平山上陵㆒

一書曰(一)　先生㆓彥五瀨命㆒、次稻飯命、次三毛入野命、次狹野尊、亦號㆓神日本磐余彥尊㆒、所㆑稱㆓狹野㆒者、是年少時之號也、後撥㆔平天下㆒奄㆔有八洲㆒、故復加㆑號曰㆓神日本磐余彥尊㆒

一書曰(二)　先生㆓五瀨命㆒、次三毛野命、次稻飯命、次磐余彥尊、亦號㆓神日本磐余彥火火出見尊㆒

一書曰(三)　先生㆓彥五瀨命㆒、次稻飯命、次神日本磐余彥火火

出見尊、次稚三毛野命

一書曰(四)　先生二彦五瀬命一次磐余彦火火出見尊、次彦稲飯命、次三毛入野命

古事記上巻

爾天照大御神高木神之命以、詔二太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命一、今平三訖葦原中國一之白、故隨二言依賜一、降坐而知看、爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命答白、僕者將レ降裝束之間、子生出、名天邇岐志國邇岐志（自レ邇至レ志以レ音）天津日高日子番能邇邇藝命、此子應レ降也、此御子者、御三合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命一、生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命（二柱）也、是以隨二

白之、科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國、言依賜、命隨以可天降、爾日子番能邇邇藝命、將天降之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是有、故爾天照大御神、高木神之命以、詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神、(自伊至布以音)面勝神、故專汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居、故問賜之時、答白、僕者國神、名猨田毘古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而、參向之侍、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、并五伴緒矣支加而、天降也、於是副賜其遠岐斯(此三字以音)八尺勾璁、鏡及草那藝劒、亦常世思金神、手力男神、天石門別神而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二柱神者、拜祭佐久久斯侶伊須受

能宮、自佐至能以音次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、次天石戸別神、亦名謂櫛石窻神、亦名謂豐石窻神、此神者、御門之神也、次手力男神者、坐佐那縣也、故其天兒屋命者中臣連等之祖布刀玉命者忌部首等之祖天宇受賣命者猨女君等之祖伊斯許理度賣命者鏡作連等之祖玉祖命者玉祖連等之祖故爾詔天津日子番能邇邇藝命而、離天之石位、押分天之八重多那此二字以音雲而、伊都能知和岐知和岐弖、自伊以下十字以音於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多多斯弖、自宇以下十一字亦以音天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣、自久以下六字以音故爾天忍日命、天津久米命二人、取負天之石靫、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢、立御前而、仕奉、故其天忍日命此者大伴連等之祖天津久米命此者久米直等之祖也於是詔之、此地者向韓國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之

日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷椽多迦斯理而坐也、故爾詔天宇受賣命、此立御前所仕奉猨田毘古大神者、專所顯申之汝送奉、亦其神御名者、汝負仕奉、是以猨女君等、負其猨田毘古之男神名而、女呼猨女君之事是也、故其猨田毘古神坐阿邪訶（此三字以音、地名）時、爲漁而、於比良夫貝（自比至夫以音）其手見咋合而、沈溺海鹽、故其沈居底之時名、謂底度久御魂（度久二字以音）、其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂（自都下四字以音）、其阿和佐久時名、謂阿和佐久御魂（自阿至久以音）、於是送猨田毘古神而還到、乃悉追聚鰭廣物、鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、爾天宇受賣命、謂海鼠云、此口乎、不答之口而、以紐小刀、拆其口、故於今海鼠口拆也、是以御世、嶋之速贄獻之時、給猨女

君等一也、於レ是天津日高日子番能邇邇藝能命、於二笠沙御前、遇
麗美人一、爾問二誰女一、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣
（此神名以レ音）亦名謂二木花之佐久夜毘賣一（此五字以レ音）又問レ有二汝之兄弟一乎、
答白我姉石長比賣在也、爾詔、吾欲レ目二合汝一奈何、答白僕不レ得
白、僕父大山津見神將レ白、故乞二遣其父大山津見神一之時、大歡
喜而、副二其姉石長比賣一、令レ持二百取机代之物一奉出、故爾其姉者、
因二甚凶醜一、見畏而返送、唯留二其弟木花之佐久夜毘賣一以、一宿
爲レ婚、爾大山津見神、因レ返二石長比賣一而大恥、白送言、我之女二
竝立奉由者、使二石長比賣一者、天神御子之命、雖二雨零風吹一、恆
如レ石而、常堅不レ動坐、亦使二木花之佐久夜毘賣一者、如二木花之榮一
榮坐、宇氣比弖（自レ宇下四字以レ音）貢進、此（カク）令レ返二石長比賣一而、獨留二木花之
佐久夜毘賣一故、天神御子之御壽者、木之花阿摩比能微（此五字以レ音）

音）坐、故是以至于今、天皇命等之御命不長也、故後木花之佐久夜毘賣、參出白、妾妊身、今臨産時、是天神之御子、私不可産故請、爾詔、佐久夜毘賣、一宿哉妊、是非我子、必國神之子、爾答白、吾妊之子、若國神之子者、産不幸、若天神之御子者幸、即作無戸八尋殿、入其殿内、以土塗塞而、方産時、以火著其殿而産也、故其火盛燒時、所生之子、名火照命、（此者隼人阿多君之祖）次生子、名火須勢理命、（須勢理三字以音）次生子、御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗手見命、（三柱）故火照命者、爲海佐知毘古（此四字以音下效此）而、取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古而、取毛麁物毛柔物、爾火遠理命、謂其兄火照命、各相易佐知欲用、三度雖乞不許、然遂纔得相易、爾火遠理命、以海佐知釣魚、都不得一魚、亦其鉤失海、於是其兄火照命、乞其鉤曰、山佐知母己之佐知佐知、

海佐知母己之佐知佐知、今各謂返佐知之時、（佐知二字以音）其弟火遠理命答曰、汝鉤者、釣魚不得一魚、遂失海、然其兄強乞徵、故其弟破御佩之十拳劒、作五百鉤、雖償不取、亦作一千鉤、雖償不受、云猶欲得其正本鉤、於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神來問曰、何虛空津日高之泣患所由、答言、我與兄易鉤而、失其鉤、是乞其鉤故、雖償多鉤、不受、云猶欲得其本鉤、故泣患之、爾鹽椎神云、我爲汝命作善議、卽造无間勝間之小船、載其船、以敎曰、我押流其船者、差暫往、將有味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、傍之井上有湯津香木、故坐其木上者、其海神之女、見相議者也、（訓香木云加都良）故隨敎、少行、備如其言、卽登其香木以坐、爾海神之女、豐玉毘賣之從婢、持玉器、將酌水之時、於井有光、仰見者、有麗壯

夫（訓壯夫云遠登古下效此）以爲甚異奇、爾火遠理命、見其婢、乞欲得水、婢乃酌水、入玉器貢進、爾不飮水、解御頸之璵、含口、唾入其玉器、於是其璵著器、婢不得離璵、故璵任著以、進豐玉毘賣命、爾見其璵、問婢曰、若人有門外哉、答曰、有人坐我井上香木之上、甚麗壯夫也、益我王而甚貴、故其人乞水故、奉水者、不飮水、唾入此璵、是不得離故、任入將來而獻、爾豐玉毘賣命、思奇出見、乃見感、目合而、白其父曰、吾門有麗人、爾海神自出見云、此人者、天津日高之御子、虛空津日高矣、卽於內率入而、美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上而、具百取机代物、爲御饗、卽令婚其女豐玉毘賣、故至三年住其國、於是火遠理命、思其初事而、大一歎、故豐玉毘賣命、聞其歎以、白其父言、三年雖住恒無歎、今夜爲大一歎、若有何由故、其父大神、問其聟夫曰、今旦

聞我女之語云、三年雖坐、恒無歎、今夜爲大歎、若有由哉、亦到
此間之由奈何、爾語其大神、備如其兄罰失鉤之狀、是以海神、
悉召集海之大小魚問曰、若有取此鉤魚乎、故諸魚白之、頃者
赤海鯽魚於喉鯁物不得食愁言故、必是取、於是探赤海鯽魚
之喉者有鉤、即取出而清洗、奉火遠理命之時、其綿津見大神、
誨曰之、以此鉤給其兄時、言狀者、此鉤者、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、
宇流鉤云而、於後手賜、（於煩及須須亦宇流六字以音）然而其兄作高田者、汝命
營下田、其兄作下田者、汝命營高田、爲然者、吾掌水故、三年之
間、必其兄貧窮、若恨怨其爲然之事而攻戰者、出鹽盈珠而溺、
若其愁請者、出鹽乾珠而活、如此令惱苦云、授鹽盈珠、鹽乾珠
幷兩箇、即悉召集和邇魚問曰、今天津日高之御子、虛空津日
高、爲將出幸上國、誰者幾日送奉而覆奏、故各隨己身之尋長、

限日而白之中、一尋和邇白、僕者、一日送、即還來、故爾告其一尋和邇、然者汝送奉、若渡海中時、無令惶畏、即載其和邇之頸、送出故如期一日之內送奉也、其和邇將返之時、解所佩之紐小刀、著其頸而返、故其一尋和邇者、於今謂佐比持神也、是以備如海神之教言、與其鉤、故自爾以後、稍兪貧、更起荒心迫來、將攻之時、出鹽盈珠而令溺、其愁請者、出鹽乾珠而救、如此令惱苦之時、稽首白、僕者自今以後、爲汝命之晝夜守護人而仕奉、故至今、其溺時之種々之態、不絕仕奉也、於是海神之女、豐玉毘賣命、自參出白之、妾已妊身、今臨產時、此念天神之御子、不可生海原、故參出到也、爾即於其海邊波限、以鵜羽爲葺草、造產殿、於是其產殿未葺合、不忍御腹之急、故、入坐產殿、爾將方產之時、白其日子言、凡他國人者、臨產時、以本國之形產生、

故妾今以本身爲產、願勿見妾、於是思奇其言、竊伺其方產者、化八尋和邇而、匍匐委蛇、卽見驚畏而遁退、爾豐玉毘賣命、知其伺見之事、以爲心恥、乃生置其御子而白、妾恒通海道、欲往來、然伺見吾形是甚怍之、卽塞海坂而返入、是以名其所產之御子、謂天津日高子波限建鵜葺草葺不合命、（訓波限云那藝佐、訓葺草云加夜）

然後者雖恨其伺情、不忍戀心、因治養其御子之緣、附其弟玉依毘賣而、獻歌之、其歌曰

阿加陀麻波、袁佐閇比迦禮杼、斯良多麻能、岐美何余曾比斯、多布斗久阿理祁理

爾其比古遲（三字以音）答歌曰

意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀韋泥斯、伊毛波和須禮士、餘能許登碁登邇

故日子穗穗手見命者、坐二高千穗宮一、伍佰捌拾歲、御陵者、卽在二
其高千穗山之西一也、是天津日高日子波限建鵜葺草葺不合
命、娶二其姨玉依毘賣命一、生御子、名五瀨命、次稻氷命、次御毛沼
命、次若御毛沼命、亦名豐御毛沼命、亦名神倭伊波禮毘古命
四柱 故御毛沼命者、跳二渡穗一、渡二坐于常世國一、稻氷命者、爲二妣國一而、
入二坐海原一也

索引

あ　行

さ　行

た　行

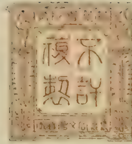
や 行

ら　行

わ　行

昭和六年八月五日印刷
昭和六年八月十日發行

紀記論究 神代篇 高千穗時代（定價金二圓）



版權所有

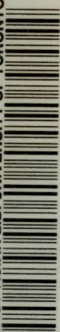
著作者 松岡靜雄

發行者 東京市神田區通神保町一 株式會社同文館 森山章雄

印刷者 東京市神田區表猿樂町二番地 中村修二

印刷所 東京市神田區表猿樂町二番地 株式會社開明堂支店

發行所 東京・神田・通神保町一 振替口座東京一二三五一 株式會社 同文館


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03027 3726

